資　料　編

資 料 編

第 1　　総則

１－　１　防災関係機関連絡先 …… 1
１－　２　災害時における応援協定一覧 …… 5
１－　３　面積，人口及び世帯数の推移 …… 13
１－　４　水戸市市民センター施設状況 …… 15
１－　５　水戸市立学校・認定こども園・保育所施設状況 …… 17
１－　６　水戸市老人福祉施設状況 …… 21
１－　７　水戸市障害福祉施設状況 …… 26
１－　８　署所の配置一覧（消防局）…… 33
１－　９　消防団配置一覧…… 34
１－１０　救急告示病院等一覧 …… 35
１－１１　緊急輸送道路一覧 …… 37
１－１２　河川状況 …… 40

第 2　　条例・規則関係

２－　１　水戸市防災会議条例 …… 41
２－　２　水戸市防災会議運営規程 …… 43
２－　３　水戸市災害対策本部条例 …… 44
２－　４　水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌 …… 45
２－　５　水戸市防災行政無線局管理運用規程 …… 54
２－　６　水戸市防災行政無線局通信運用細則 …… 79
２－　７　水戸市ＭＣＡ無線運用マニュアル …… 84
２－　８　水戸市地区防災組織補助金交付要項 …… 92
２－　９　水戸市災害時生活用水協力井戸登録事業実施要項 …… 99
２－１０　水戸市災害対策基金条例 ……108
２－１１　水戸市災害見舞金等に関する条例……110
２－１２　水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例 ……112
２－１３　水戸市現地災害対応班運営要項 ……117

第 3　風水害関係

３－　１　水戸市の風水害の記録 ……121
３－　２　気象概況 ……125
３－　３　急傾斜地崩壊危険区域指定一覧 ……127
３－　４　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧 ……128
３－　５　水防法第15条の３及び第15条の４対象施設一覧 ……131
３－　６　土砂災害防止法第８条の２対象施設一覧 ……135

第 4　手続き・様式関係

４－　１　避難・収容計画関係様式等 ……137
４－　２　火災・災害等即報要領（抜粋） ……142
４－　３　被害の分類認定基準等 ……149
４－　４　災害救助法の適用関係資料 ……152
４－　５　災害時における通報受理票 ……158
４－　６　り災証明書等に関する取扱い……159
４－　７　水戸市地区防災計画 ……169
図　１　避難所・避難場所一覧 ……189
図　２　水戸都市計画図 ……190
図　３　水戸市洪水ハザードマップ（北地区版）……191
図　４　水戸市洪水ハザードマップ（南地区版）……192
図　５　水戸市津波ハザードマップ ……193
図　６　水戸市土砂災害ハザードマップ① ……194
図　７　水戸市土砂災害ハザードマップ② ……195
図　８　水戸市土砂災害ハザードマップ③ ……196
図　９　水戸市土砂災害ハザードマップ④ ……197
図１０　水戸市土砂災害ハザードマップ⑤ ……198
図１１　水戸市土砂災害ハザードマップ⑥ ……199
図１２　水戸市土砂災害ハザードマップ⑦ ……200
図１３　水戸市土砂災害ハザードマップ⑧ ……201

第1　総　則

１－１　防災関係機関連絡先

機関名	所在地	電話番号	備　考
県 関 係			
防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6	301-2885	
原子力安全対策課	水戸市笠原町 978-6	301-2922	
河川課	水戸市笠原町 978-6	301-4477	
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1	225-4045	
水戸土地改良事務所	水戸市柵町 1-3-1	224-3411	
千波湖土地改良区	水戸市三の丸 3-9-28	221-2621	
中央保健所	水戸市笠原町 993-2	241-0100	
警　察			
警察本部	水戸市笠原町 978-6	301-0110（代）	
水戸警察署	水戸市三の丸 1-5-21	233-0110	
消　防			
消防本部	水戸市城南 2-6-7	221-0111（代）	
北消防署	水戸市緑町 2-1-2	221-0117	
南消防署	水戸市城南 1-7-4	231-0764	
自 衛 隊			
陸上自衛隊　施設学校	ひたちなか市勝倉 3433	274-3211	
指定地方行政機関			
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	03-6238-1600	
関東財務局 （水戸財務事務所）	水戸市北見町 1-4	221-3188	
関東信越厚生局 （茨城事務所）	水戸市北見町 1－11 水戸地方合同庁舎 4 階	277-1316	
茨城労働局	水戸市宮町 1-8-31	224-6212	
関東農政局 （茨城県拠点）	水戸市北見町 1-9	221-2184	
関東森林管理局 （茨城森林管理署）	水戸市笠原町 978-7	243-7211	
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　合同庁舎 1 号館	048-600-0213	
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　合同庁舎 1 号館	048-600-0433	

機関名	所在地	電話番号	備　考
関東地方整備局 （常陸河川国道事務所）	水戸市千波町 1962-2 常陸太田市木崎一町 700-1	240-4061（代） 0294-72-4042	
関東運輸局 （茨城運輸支局）	水戸市住吉町 353	247-5244	
東京管区気象台 （水戸地方気象台）	水戸市金町 1-4-6	224-1106	
第三管区海上保安本部 （茨城海上保安部）	ひたちなか市和田町 3-4-16	263-4118	

指定公共機関

日本郵便株式会社 （水戸中央郵便局）	水戸市三の丸 1 丁目 4-29	224-7138（代）	
日本銀行 （水戸事務所）	水戸市南町 2-5-5	224-2734	
日本赤十字社 （茨城県支部）	水戸市小吹町 2551	241-4516	
日本放送協会 （ＮＨＫ水戸放送局）	水戸市大町 3-4-4	232-9885	
東日本高速道路株式会社 関東支社（水戸管理事務所）	水戸市加倉井町 2206	252-6151	
独立行政法人水資源機構	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-6500	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	那珂郡東海村大字舟石川 765-1	282-1122	
日本原子力発電株式会社	那珂郡東海村白方 1-1	282-1211	
東日本旅客鉄道株式会社 （水戸支社）	水戸市三の丸 1-4-47	227-5884	
東日本電信電話株式会社 （茨城支店）	水戸市北見町 8-8	232-4242	
日本通運株式会社 （水戸支店）	水戸市元石川町 276-16	248-0202	
東京電力パワーグリッド株式会社 （茨城総支社）	水戸市南町 2-6-2	387-3600	
ＫＤＤＩ株式会社 （水戸支店）	水戸市大工町 1-2-3 トモスみと	228-6671	
株式会社ドコモ CS（茨城支店）	水戸市宮町 1-1-83	222-5285	
ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋１丁目９－１	03-6889-6386	

機関名	所在地	電話番号	備　考

指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会	水戸市宮内町 3193-3	225-5651	
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918	241-1133	
一般社団法人茨城県医師会	水戸市笠原町 489	241-8446	
公益社団法人茨城県歯科医師会	水戸市見和 2-292-1	252-2561	
公益社団法人茨城県薬剤師会	水戸市笠原町 978-47	306-8934	
公益社団法人茨城県看護協会	水戸市緑町 3-5-35	221-6900	
茨城交通株式会社	水戸市袴塚 3-5-36	251-2331	
関東鉄道株式会社 （水戸営業所）	水戸市住吉町 348	247-5111	
鹿島臨海鉄道株式会社	東茨城郡大洗町桜道 301	267-5200	
一般社団法人 茨城県トラック協会	水戸市見川町 2440-1	303-6363	
ＪＲバス関東株式会社 （水戸支店）	水戸市城東 1-15-65	221-2836	
一般社団法人茨城県バス協会	水戸市見川町 2440-1	306-8700	
東部ガス株式会社 （茨城支社）	水戸市宮町 2-8-14	231-2241	
一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会（水戸支部）	水戸市桜川 2-2-35	225-3261	
株式会社茨城新聞社	水戸市笠原町 978-25 開発公社ビル内	239-3001	
株式会社茨城放送	水戸市千波町 2084-2	244-2160	

災害時における協力機関

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会	水戸市赤塚 1-1 MIOS2 階	309-5001	福祉関係
一般社団法人水戸市医師会	水戸市笠原町 993-17	305-8811	医療関係
水戸市建設業協同組合	水戸市住吉町 63-1	239-3731	応急措置関係
水戸市測量設計業協会	水戸市河和田町 4471-45	257-1234	〃
茨城県電設業協会	水戸市笠原町 1754-4	305-7301	〃
一般財団法人関東電気保安協会 （茨城事業本部）	水戸市白梅 1-4-35	226-3221	〃
水戸市環境整備事業協同組合	水戸市見川 4-460-20	305-0088	〃
水戸市再資源化事業協同組合	水戸市東前 3-234 東水戸ビル 2 階B室	269-4165	〃
水戸地方綜合食品協同組合	水戸市青柳町 4566	225-6611	物資関係
水戸青果仲卸協同組合	水戸市青柳町 4566	226-4060	〃
水戸市公設市場関連店舗組合	水戸市青柳町 4566	228-3202	〃

機関名	所在地	電話番号	備　考
水戸市中央水産協同組合	水戸市青柳町 4566	225-8903	〃
水戸地方青果物商業協同組合	水戸市青柳町 4566	225-6610	〃
水戸水産仲卸協同組合	水戸市青柳町 4566	227-0579	〃
水戸トラック事業者協同組合	水戸市平須町 234-1	241-6131	〃
茨城県石油業協同組合 （水戸支部）	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階	224-2421	燃料関係

１－２　災害時における応援協定一覧

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時等の相互応援に関する協定	県内全市町村	H6.4.1	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	県内全市町村
	北関東・新潟地域連携軸推進協議会の災害時における相互応援	19 市町	H8.10.14	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	
	災害時における相互援助に関する協定（首都圏県都）	千葉市 前橋市 宇都宮市 さいたま市 甲府市 横浜市	H8.10.23	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供） ※協定改正経緯 S58.6.1 協定締結 S58.11.16 甲府市を追加 S61.11.28　横浜市を追加 H8.10.23　協定内容の改正	千葉市中央区千葉港 1-1　043-245-5113 前橋市大手町 2-12-1　027-224-1111 宇都宮市旭 1-1-5　028-632-2052 さいたま市浦和区常盤 6-4-4　048-829-1126 甲府市丸の内 1-18-1　055-237-5331 横浜市中区港町 1-1　045-671-2171
	災害時における相互応援に関する協定	川口市	H8.3.27	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	川口市青木 2-1-1　048-258-1110
	災害時における相互応援に関する協定	柏市	H9.2.25	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	柏市柏 5 丁目 10-1　0471-67-1111
	災害時における相互協力に関する覚書	日本郵便株式会社	H9.7.14	災害発生時の郵政に関する相互協力	水戸市三の丸 1-4-29　029-221-2988
	災害時における応急措置の協力に関する協定書	水戸市建設業協同組合	H14.5.31 H21.5.18	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市酒門町 2921　029-247-9991
		水戸市造園建設業協同組合	H14.5.31		水戸市元石川町 611-230　029-248-2351
	全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書	安中市 越生市 青梅市 小田原市 熱海市 知多市 奈良市 みなべ町 武雄市 人吉市 湯河原町	H18.2.23	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	群馬県安中市安中 1-23-13 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2 東京都青梅市東青梅 1-11-1 神奈川県小田原市荻窪 300 静岡県熱海市中央 1-1 愛知県知多市緑町 1 奈良県奈良市二条大路南 1-1-1 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 1-1 熊本県人吉市麓町 16 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-2-1
	災害等による応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水戸市管工事業協同組合	H18.5.19	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市大場町 997　029-269-5461
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	茨城大学 水戸第一高等学校 水戸第三高等学校 水戸農業高等学校 水戸南高等学校	H22.3.1	洪水時における緊急避難所	水戸市文京 2-1-1　029-228-8111 水戸市三の丸 3-10-1　029-224-2254 水戸市三の丸 2-7-27　029-224-2044 那珂市東木倉 983　029-298-6266 水戸市白梅 2-10-10　029-247-6173

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水　戸　市 測量設計業協会	H23.3.31	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市河和田町 4471-45　029-257-1234
	災害時相互応援協定	敦　賀　市	H23.10.10	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供），職員の派遣，児童・生徒の受入れ	福井県敦賀市中央町 2-1-1　0770-21-1111
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水戸市電設協会	H23.12.22	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市笠原町 1754-4　029-243-5288
	災害時応援協定	高　松　市 彦　根　市	H24.1.16	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	香川県高松市番町 1-8-15　087-839-2011 滋賀県彦根市元町 4-2　0749-22-1411
	津波・洪水時における緊急避難所に関する覚書	水戸高等 特別支援学校	H24.1.17	津波・洪水時における緊急避難所	水戸市下大野町 6212　029-269-6212
	津波・洪水時における緊急避難所に関する覚書	茨城県立産業技術 短期大学校	H24.1.17	津波・洪水時における緊急避難所	水戸市下大野町 6342　029-269-5500
	災害時における緊急救援輸送等の協力に関する協定書	一般社団法人 茨城県トラック 協会水戸支部	H24.2.16	災害時における緊急救援輸送等	水戸市城南 2-4-28　029-300-0015
	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書	西尾レントオール 株式会社	H24.2.16	災害時におけるレンタル資機材の提供	（水戸営業所） 水戸市吉沢町 315-5　029-247-1131
	災害時相互応援協定	日　田　市	H24.3.1	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	大分県日田市田島 2-6-1　0973-23-3111
	地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道 株式会社	H24.3.7	災害等における帰宅困難者に対する相互協力	（水戸駅） 水戸市宮町 1-1-1　029-221-2709
	災害時等における一般廃棄物処理に関する支援協定書	一般財団法人 茨城県環境保全事業団	H24.3.8	緊急時等における一般廃棄物処理	笠間市福田 165-1　0296-70-2511
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話 株式会社茨城支店	H24.6.26	災害時の被災者等の通信の確保	水戸市北見町 8-8　029-232-4060
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	水戸飯富特別支援学校 水戸特別支援学校 内原特別支援学校 盲学校	H24.11.6	災害時における福祉避難所	水戸市飯富町 3436-20　029-229-7453 水戸市吉沢町 3979　029-232-4060 水戸市鯉淵町 2570　029-259-5813 水戸市袴塚 1-3-1　029-221-3388
	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査に関する協定書	一般財団法人 茨城県薬剤師会 検査センター	H24.11.20	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査	水戸市笠原町 978-47　029-306-9086
	災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書	市内社会福祉法人 21 団体 31 施設	H25.1.11	災害時における福祉避難所	

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における電気自動車による電力供給に関わる協定	茨城日産自動車株式会社	H25.2.25	電気自動車による電力供給	水戸市千波町 1949 番地 1　029-241-4123
	災害時における施設利用の協力に関する覚書	株式会社 ファースト・トラスト	H25.3.18	災害時における施設利用	水戸市桜川 2-5-26　029-212-4666
	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書	水戸市環境整備 事業協同組合	H25.3.29	災害時における廃棄物処理等の協力	水戸市見川 4-460-22　029-305-0088
	災害時における応急活動及び施設使用に関する協定書	茨城県農業共済組合 連合会	H25.5.13	災害時における応急活動及び施設使用	水戸市小吹町 942　029-215-8881
	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市他 61 市町	H25.7.12	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	北茨城市磯原町磯原 1630　0293-43-1111
	災害時における施設利用に関する覚書	学校法人 水戸女子商業学園 水戸女子高等学校	H25.7.18	災害時における施設利用	水戸市上水戸 1-2-1　029-224-4124
	災害備蓄品の施設利用の協力に関する覚書	株式会社 フロンティア水戸	H25.9.1	災害時における施設利用	水戸市大工町 1-3-2　029-300-2050
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定	公益社団法人 水戸市青年会議所	H25.12.24	災害時における応急活動及び企業等の防災対策推進	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 11 階　029-221-6384
	災害時における電気自動車による電力供給及び施設利用に関する協定書	株式会社 常陽銀行	H26.5.2	災害時における施設利用及び電気自動車による電力供給	水戸市南町 2-5-5　029-231-2151
	災害時における支援協力に関する協定書	茨城県行政書士会	H26.5.20	災害時における被災者支援相談窓口の開設及び会員派遣	水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 5 階　029-305-3731
	北関東中核都市連携会議災害時相互支援に関する協定書	前橋市 宇都宮市 高崎市	H26.8.21	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	群馬県前橋市大手町2-12-1　027-224-1111 栃木県宇都宮市旭 1-1-5　028-632-2222 群馬県高崎市高松町 35-1　027-321-1111
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	茨城県 (県立あすなろの郷)	H26.11.6	災害時における福祉避難所	水戸市笠原町 978-6　029-301-1111
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	JAグループ 茨城教育センター	H26.12.25	洪水時における緊急避難所	水戸市梅香 1-1-4　029-232-2068
	災害時における法律相談業務に関する協定書	茨城県弁護士会	H27.7.1	災害時における法律相談業務	水戸市大町 2-2-75　029-221-3501
	災害時における畳の供給に関する協定書	「５日で 5000 枚の約束。プロジェクト」 実行委員会	H27.7.21	災害時における畳の供給	水戸市見和 2-232-53 (関川畳商店)　029-212-5820
	災害時における応急活動に関する協定書	三和シャッター株式会社 文化シャッター株式会社	H27.7.27	災害時における公共施設等のシャッター等の緊急点検及び緊急修理	水戸市袴塚 3-12-32 (水戸ﾒﾝﾃｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ)　029-225-1625 029-225-1651

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H27.8.21	災害時における地図製品の供給及び利用等	水戸市白梅2-6-3 （水戸営業所）　029-231-1566
	災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用に関する協定書	学校法人岩田学園 水戸駿優予備学校	H28.2.9	災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用	水戸市三の丸1-1-42　029-227-5551
	災害におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会	H28.3.29	災害におけるタクシー車両による緊急輸送等	水戸市住吉町292－5　029-247-6602
	災害時における倒壊建物の除去等応急活動に関する協定書	水戸市 解体業協同組合	H28.5.30	災害時における倒壊建物の除去等応急活動	水戸市東野町167-2　029-303-5977
	災害時における福祉用具等の供給に関する協定書	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	H28.10.4	災害時における福祉用具等の供給	東京都港区浜松町2-7-15　03-6721-5222
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人高福会 特別養護老人ホーム かさはら	H28.10.11	災害時における福祉避難所	水戸市笠原町75－3　029-243-3715
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人愛の会 特別養護老人ホーム 双葉陽だまり館	H28.10.17	災害時における福祉避難所	水戸市開江町7　029-306-7521
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	寶幢院	H29.2.23	洪水時における緊急避難所	東茨城郡城里町那珂西1958　029-288-2567
	災害時の支援等に関する協定書	財務省関東財務局 水戸財務事務所	H29.3.24	災害時の支援等	水戸市北見町1-4　029-221-3189
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	吉田神社	H29.3.28	洪水時における緊急避難所	水戸市宮内町3193-2　029-247-6464
	災害時の支援等に関する協定書	水戸地方合同庁舎 水戸地方検察庁 国税庁関東信越国税局 水戸税務署 農林水産省関東農政局 茨城拠点 財務省関東財務局水戸 財務事務所	H29.3.31	災害時の支援等	水戸市北見町1-11　029-277-1316 水戸市北見町1-11　029-221-2196 水戸市北見町1-17　029-231-4212 水戸市北見町1-9　029-221-2184 水戸市北見町1-4　029-221-3188
	災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用に関する覚書	学校法人 常磐大学	H29.5.30	災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用	水戸市見和1-430-1　029-232-2717
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定	水戸地区 中小建設業協同組合	H29.7.4	災害時における応急措置及び応急復旧の協力	水戸市米沢町365-7 オフィス八雲ビル２階　029-297-2530
	洪水時における地域間の連携協力について	水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する各地区会 水戸市住みよいまちづくり推進協議会	H29.8.30	洪水時における地域間の連携協力	
	災害時における茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）使用に関する協定書	一般財団法人 茨城県トラック協会	H30.3.26	災害時における茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）使用	水戸市見川町2440-1　029-303-6363

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における支援協力に関する協定書	一般財団法人 スカイガード	H30.5.2	災害時における情報収集等の支援協力	水戸市酒門町 4228-1　029-246-6955
	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書	株式会社OLS	H30.10.1	災害時におけるトレーラーハウスの提供	水戸市大塚町 1559-8　029-246-6717
	災害時における施設使用に関する協定書	茨城県水戸警察署	H31.2.21	災害時における施設使用	水戸市三の丸 1-5-21　029-233-0110
	災害時における対策業務の応援協力に関する協定書	茨城県建築士会	H31.3.6	災害時における対策業務の応援協力	水戸市笠原町 978-30　029-305-0329
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人樅山会	R元.5.20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市酒門町 3158　029-350-2055
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人 翠清福祉会	R元.5.20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市大塚町 1763　029-297-5220
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人仁心会	R元.5.20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市酒門町 1177-3　029-350-6100
	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	R元.6.3	災害に係る情報発信等	東京都千代田区紀尾井町１番３号
	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	R2.2.25	地理空間情報の活用促進のための協力	029-864-1111
	中核市災害相互応援協定	中核市 59 市	R2.4.1	災害時における相互応援協力	
	災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部	R2.6.29	災害時における宿泊施設の提供	
	洪水時における緊急避難所等に関する覚書	茨城県立 水戸第二高等学校	R2.7.1	洪水時における施設の使用	水戸市大町 2-2-14　029-224-2543
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	東京電力パワーグリッド株式会社総支社	R2.8.19	災害時等における防災力強化と早期電力復旧に資する活動	水戸市南町 2-6-2　029-387-3223
	災害時における洗浄等の支援協力に関する協定書	茨城県塗装工業組合 水戸塗装昭和会	R2.8.20	災害時における建物の汚泥洗浄等の協力	水戸市千波町 1853-1（県）　029-244-3581 水戸市笠原町1226-1(水戸)　029-241-5258
	洪水時における緊急避難所等に関する覚書	茨城大学教育学部 付属小学校	R2.8.24	洪水時における施設の使用	水戸市三の丸 2-6-8　029-221-2043
	災害時等における移動式木造住宅の建設に関する協定書	一般社団法人日本 ムービングハウス協会	R2.9.25	災害時等における移動式木造住宅の建設	北海道千歳市泉沢1007-168　0123-28-8811

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時相互協力に関する協定書	水戸青年会議所 水戸商工会議所青年部 水戸ロータリークラブ 水戸東ロータリークラブ 水戸西ロータリークラブ 水戸南ロータリークラブ 水戸さくらロータリークラブ 水戸好文ロータリークラブ 水戸ライオンズクラブ 水戸葵ライオンズクラブ 水戸西ライオンズクラブ 水戸東ライオンズクラブ 水戸南ライオンズクラブ 水戸北ライオンズクラブ 水戸チアフルライオンズクラブ	R2.9.28	災害時における被災者支援について	
	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	一般社団法人 茨城県環境保全協会	R2.12.21	災害時における災害し尿等の収集運搬	水戸市平須町1828-192　029-303-6007
	災害発生時等における相互協力に関する協定書	水戸少年鑑別所 水戸刑務所	R3.2.9	災害時における施設利用及び心理職の派遣	水戸市新原1-15-15　029-251-3038 ひたちなか市市毛847　029-272-2424
	災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書	株式会社 近畿日本ツーリスト関東	R3.3.3	災害時における宿泊施設の確保	水戸市宮町2-4-33 小林ビル２階（水戸支店）　029-225-1015
	自然災害による下水道施設の機械・電気設備緊急工事に関する協定書	一般社団法人 日本下水道施設業協会	R3.3.25	災害時における下水道施設の機械・電気設備の緊急工事	東京都中央区新川2-6-16　03-3553-0991
	災害時における復旧支援協力に関する協定	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	R3.3.25	災害時における下水道施設の復旧支援協力	東京都中央区八丁堀3-25-9　03-6228-3291
	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	R3.3.25	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力	東京都千代田区岩本町2-5-11　03-3865-3461
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関東支部	R3.3.25	災害時における下水道施設に関する技術支援協力	東京都荒川区西日暮里5-26-8　03-6806-5751
	災害時等における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書	合同会社　E4	R3.4.23	災害時におけるドローンによる情報集	水戸市三の丸1-1-42　029-227-5551 （水戸駿優）
	災害時等における応急活動及び施設使用に関する協定書	茨城トヨタ自動車 株式会社	R3.6.1	災害時における施設使用等	水戸市千波町1887番地　029-241-1511
放送	災害時における放送要請に関する協定書	茨城放送 株式会社	H14.6.6	災害のため，公衆電気通信，有線電気通信，無線設備により通信不可の場合等特別の必要があるとき	水戸市千波町2084-2　029-244-2160
	災害時における放送要請に関する協定書	水戸コミュニティ放送 株式会社	H14.6.6	災害のため，公衆電気通信，有線電気通信，無線設備により通信不可の場合等特別の必要があるとき	水戸市酒門町1261-6　029-248-2727
消防	消防相互応援協定 （隣接市町村）	那珂市 ひたちなか市 大洗町 茨城町 笠間市	H17.2.1 H7.3.23 H4.3.3 S44.10.1 H17.3.31	火災その他の災害における消防力の活用	那珂市菅谷651-3　029-295-2111 ひたちなか市笹野２丁目8-1　029-273-0211 大洗町磯浜町6881-191　029-266-1119 茨城町奥谷1923-4　029-292-1515 笠間市箱田2564　0296-73-0119

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
消防	茨城県高速自動車道等消防相互応援協定	協定市町村	H12.3.18	消防相互応援	
	茨城県広域消防相互応援協定	協定市町村	H7.1.1	消防相互応援	
水道・飲料水	水道災害相互応援に関する覚書	宇都宮市 川口市 前橋市	S56.6.5	役務提供，緊急援助物資の調達	宇都宮市旭1-1-5 028-632-2222 川口市青木2-1-1 048-258-1110 前橋市大手町2-12-1 027-224-1111
	災害時における相互応援給水に関する協定書	ひたちなか市	S59.6.18	応急給水に関する人員，器材の応援	ひたちなか市東石川2-10-1 029-273-0111
	災害時の飲料水の確保に関する協定書	株式会社 アクアクララ水戸	H19.6.13	災害時の飲料水の確保	水戸市西原1-10-6 029-222-1117
	災害時の飲料水の確保に関する協定書	市民センター 自動販売機設置業者	H19.9.3	市民センターにおける 災害時の飲料水の確保	
	災害時における救援物資の提供等に関する協定書	株式会社伊藤園	H23.12.28	災害時の救援物資（主に飲料水）の確保	水戸市笠原町652-2 （水戸東部支店） 029-243-0339
	災害時における救援物資の提供等に関する協定書	コカ・コーラ ボトラーズジャパン 株式会社	H25.2.18	災害時の救援物資（主に飲料水）の確保	水戸市渋井町80 029-221-7141
	災害時等における支援及び協力に関する協定書	第一環境株式会社	H25.4.23	給水活動に関する応援	東京都港区赤坂2-2-12
	耐震型循環式飲料水貯水槽の設置及び管理に関する協定書	茨城県	H25.11.21	耐震型循環式飲料水貯水槽の設置及び管理	水戸市笠原町978-6 029-301-1111
医療	災害時の医療救護活動についての協定書	一般社団法人 茨城県水戸市医師会	S59.7.17 H24.10.3	災害時の医療救護活動	水戸市笠原町993-17 029-305-8811
	災害時の医療救護活動の実施に関する協定書	一般社団法人 水戸薬剤師会	H24.11.14	災害時の医療救護活動	水戸市金町3-1-13 029-233-1510
	災害時の動物救援活動に関する協定書	水戸市獣医師会	H24.12.3	災害時の動物救援活動	水戸市笠原町1357-5 029-243-8818
	災害時の歯科医療救護活動等に関する協定書	一般社団法人 水戸市歯科医師会	H25.3.6	災害時の医療救護活動	
	災害時における患者等搬送等の協力に関する協定書	株式会社 第一常陽タクシー 東栄観光開発 株式会社ソフトQ2 株式会社Vita･葵民急 有限会社あんしんネット	H26.9.9	災害時の患者搬送等	水戸市渋井町620-3 029-225-6362 水戸市五軒町1-5-48 029-224-5992 水戸市千波町1661-4 029-306-9989 水戸市浜田町415-3 029-228-3333
	災害時における助産師による支援活動に関する協定書	一般社団法人 茨城県助産師会	H26.11.6	災害時の妊産婦・乳幼児等への支援	那珂市豊喰1108-4 029-219-7823

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）	
医療	災害時における医薬品等の調達に関する協定書	株式会社メディセオ	H27.3.5	災害時の医薬品等の調達	東京都中央区八重洲2-7-15	029-304-5010 （北関東支社）
	災害発生・感染症流行時における消毒業務等に関する協定書	一般社団法人茨城県 ペストコントロール協会	R2.4.2	消毒業務等の協力	水戸市元吉田町1736-8	029-248-3011
	災害時等における医療活動に関する協定書	公益社団法人 茨城県看護協会	R3.6.30	災害時の医療活動	水戸市緑町3-5-5	029-221-6900
物資	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	いばらきコープ 生活協同組合	H16.3.1	災害救助に必要な物資の調達	小美玉市西郷地1703	0299-48-3243
	災害時における救援活動に関する協定書	イオンモール株式会社 イオンモール水戸内原 イオンリテール株式会社 イオン水戸内原店 イオンリテール株式会社 イオンスタイル水戸下市	H18.8.24	災害救助に必要な物資の調達	水戸市中原町135 水戸市中原町135	029-259-1021 029-259-1400
	災害時における物資の供給に関する協定書	一般社団法人 茨城県高圧ガス 保安協会水戸支部	H24.8.21	災害時のガス燃料の確保	水戸市姫子1-97	029-255-2051
	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書	生活協同組合 パルシステム茨城	H25.1.18	生活必需物資の調達及び安定供給，物価等の生活情報の収集・提供活動等	水戸市梅香2-1-39	029-227-2225
	災害時における支援協力に関すること	茨城県石油業協同組合	H29.12.20	災害時の燃料の確保	水戸市桜川2-2-35	029-224-2421
	災害時における物資供給及び店舗営業の継続・早期再開に関すること	株式会社 セブンイレブン・ジャパン 株式会社 ヨークベニマル	H30.6.15	災害救助に必要な物資の調達	東京都千代田区二番町8-8 福島県郡山市朝日２丁目18-2	029-231-6101 024-924-3111
	災害時における生活物資などの供給協力に関する協定書	株式会社カインズ	R2.3.30	災害救助に必要な物資の調達	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1	0495-88-7874

１－３　面積，人口及び世帯数の推移

（各年 10 月 1 日現在）

年別	面積（km^2）	世帯数（世帯）	人口（人）		
			総数	男	女
明治 22 年	6.17	5,052	25,591	12,745	12,846
25	〃	5,007	26,099	12,969	13,130
30	〃	5,357	32,368	16,153	16,215
35	〃	6,124	35,731	17,854	17,877
40	〃	6,631	37,532	18,797	18,735
大正元 年	〃	7,749	42,223	21,048	21,175
5	〃	8,323	46,555	22,887	23,668
10	〃	8,737	43,930	21,762	22,168
15	〃	9,752	47,983	23,700	24,283
昭和 5 年	〃	10,269	50,422	25,003	25,419
8	13.26	12,950	64,771	32,663	32,108
10	〃	12,946	62,770	30,627	32,143
15	〃	13,082	60,327	29,468	30,904
20	〃	11,304	49,495	23,161	26,334
24	13.37	15,824	67,885	32,946	34,939
25	〃	14,909	67,163	31,939	35,224
27	39.23	18,696	82,351	39,372	42,979
30	86.93	23,850	110,436	53,063	57,373
32	111.54	26,065	120,775	58,130	62,645
33	146.02	28,558	132,944	64,061	68,883
35	145.99	32,717	139,389	67,103	72,286
36	145.96	33,412	143,268	69,330	73,938
40	〃	40,122	154,983	74,812	80,171
45	〃	49,488	173,789	83,868	89,921
50	〃	60,158	197,953	96,244	101,709
55	〃	69,651	215,566	105,065	110,501
60	〃	76,429	228,985	111,855	117,130
平成元 年	147.01	80,988	233,962	114,300	119,662
2	〃	83,409	234,968	114,772	120,196
4	175.90	88,644	246,600	120,581	126,019
5	〃	89,852	246,851	120,900	125,951
6	〃	91,131	247,281	121,093	126,188
7	〃	91,578	246,347	120,701	125,646
8	〃	92,650	246,383	120,622	125,761
9	〃	93,740	246,559	120,731	125,828
10	〃	94,988	247,186	120,909	126,277
11	〃	96,186	247,566	121,163	126,403
12	〃	96,067	246,739	120,449	126,290
13	〃	97,208	247,165	120,419	126,746
14	〃	98,443	248,216	120,777	127,439
15	〃	99,684	248,987	121,105	127,882
16	〃	100,519	249,257	121,217	128,040
17	217.45	104,521	262,603	127,435	135,168
18	〃	106,104	263,267	127,758	135,509
19	217.43	107,282	263,661	127,829	135,832
20	〃	108,755	264,171	128,013	136,158
21	〃	112,397	266,559	130,641	135,918
22	〃	114,015	267,681	131,103	136,578
23	〃	112,099	268,750	130,918	137,832
24	〃	114,509	269,681	131,533	138,148
25	〃	116,042	270,859	132,147	138,712

年　　別	面　　積	世　帯　数	人　　口　（人）		
	（km^2）	（世　帯）	総　数	男	女
26	217.32	117,163	270,876	132,193	138,683
27	〃	117,590	270,783	132,799	137,984
28	〃	118,953	271,047	132,905	138,142
29	〃	119,985	270,775	132,758	138,017
30	〃	121,091	270,289	132,507	137,782
令和元 年	〃	122,116	269,661	132,170	137,491
2	〃	123,536	269,343	132,046	137,297

１－４　水戸市市民センター施設状況

令和２年10月１日現在

番号	施設名	電話番号	所在地	構　　造	対象学区
1	三の丸　市民センター	224-6600	三の丸1丁目6-60	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ３階	三の丸
2	五　　軒　市民センター	226-4156	五軒町1丁目2-12	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ６階	五　軒
3	新　　荘　市民センター	221-7851	新荘2丁目11-2	鉄骨平屋	新　荘
4	城　　東　市民センター	221-9974	城東3丁目1-47	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	城　東
5	竹　　隈　市民センター	231-2045	柳町2丁目5-8	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	浜　田
6	常　　磐　市民センター	233-7005	西原1丁目3-12	鉄骨平家	常　磐
7	緑　　岡　市民センター	241-1510	見川町2563	鉄骨平家	緑　岡
8	寿　　市民センター	241-4011	平須町1636	鉄骨平家	寿
9	上大野　市民センター	233-3401	吉沼町1768-2	鉄骨平屋	上大野
10	柳　　河　市民センター	226-8256	柳河町673-1	鉄骨平家	柳　河
11	渡　　里　市民センター	221-4511	堀町466-7	鉄骨２階一部平家	渡　里
12	吉　　田　市民センター	247-5026	元吉田町1736-5	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	吉　田
13	酒　　門　市民センター	247-1356	酒門町1374-6	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平家	酒　門
14	石　　川　市民センター	252-2989	石川2丁目4243	鉄骨平家	石　川
15	飯　　富　市民センター	229-7832	飯富町4449-8	鉄骨２階一部平家	飯　富
16	国　　田　市民センター	239-7105	下国井町1212-4	鉄骨平家	国　田
17	桜　　川　市民センター	251-0359	河和田町2894-4	鉄骨平家	河和田
18	上中妻　市民センター	251-9402	大塚町1157-1	鉄骨平家	上中妻
19	山　　根　市民センター	252-0966	全隈町78-1	鉄骨平家	双葉台
20	見　　川　市民センター	243-6733	見川2丁目179-1	鉄骨平家	見　川
21	千　　波　市民センター	243-3174	千波町1396-4	鉄骨２階一部平家	千　波

番号	施設名	電話番号	所在地	構　　造	対象学区
22	見　　和　市民センター	253-1273	見和2丁目224-1	鉄骨平屋	梅が丘
23	双 葉 台　市民センター	251-3991	双葉台2丁目1-5	鉄骨平屋	双葉台
24	笠　　原　市民センター	243-3769	笠原町358-5	鉄骨平屋	笠　原
25	赤　　塚　市民センター	252-4090	河和田3丁目2329-3	鉄骨平屋	赤　塚
26	吉　　沢　市民センター	247-1989	吉沢町243-3	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋	吉　沢
27	堀　　原　市民センター	252-2750	新原1丁目9-16	鉄骨平屋	堀　原
28	下 大 野　市民センター	269-1288	下大野6094-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋	下大野
29	稲荷第一　市民センター	269-2213	大串町2134	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ３階	稲荷第一
30	稲荷第二　市民センター	269-1031	栗崎町1695-4	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋	稲荷第二
31	大　　場　市民センター	269-1006	大場町2283-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋	大　場
32	鯉　　淵　市民センター	259-7821	鯉淵町2989-2	鉄骨平屋	鯉　淵
33	妻　　里　市民センター	259-6665	有賀町2242	鉄骨平屋	妻　里
34	内　　原　市民センター	259-4044	内原町1395-6	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	内　原

１－５　水戸市立学校・認定こども園・保育所施設状況

（小学校）　　令和３年４月１日現在

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）※クラブハウスを含む	校地面積（㎡）
1	三の丸小学校	224-4533	三の丸1丁目6－51	4,228	940	18,346
2	五軒小学校	224-2900	金町3丁目2－25	6,109	※ 1,145	39,391
3	新荘小学校	221-4659	新荘2丁目11－1	5,197	※ 1,121	19,029
4	城東小学校	231-4297	城東2丁目7－62	6,027	945	23,557
5	浜田小学校	224-2717	浜田1丁目1－1	6,236	800	21,442
6	常磐小学校	224-2272	西原1丁目3－12	6,522	1,164	28,867
7	緑岡小学校	241-1923	見川町2563	6,162	※ 1,414	24,834
8	寿小学校	241-0854	平須町1809－1	4,861	922	19,080
9	上大野小学校	221-6242	東大野106－1	1,757	800	12,780
10	柳河小学校	221-5997	柳河町318－1	2,378	800	13,896
11	渡里小学校	221-6291	堀町468－1	5,924	1,049	23,380
12	吉田小学校	247-5252	元吉田町1757－1	5,680	900	26,821
13	酒門小学校	247-5952	酒門町1445－1	5,179	838	16,986
14	石川小学校	251-1519	石川4丁目4035	5,518	1,060	17,834
15	飯富小学校	229-7104	飯富町4420－1	3,184	531	12,380
16	河和田小学校	251-9540	河和田町1019	4,234	※ 1,117	15,583
17	上中妻小学校	251-9122	大塚町1086－2	3,230	725	17,561
18	見川小学校	241-1423	見川2丁目96－3	4,465	1,213	13,418
19	千波小学校	243-1021	千波町1538－1	5,666	801	21,253
20	梅が丘小学校	253-0098	姫子1丁目827－2	5,484	936	19,654
21	双葉台小学校	253-1862	双葉台5丁目26	6,062	945	28,170
22	笠原小学校	243-3261	笠原町347－17	4,446	800	25,401
23	赤塚小学校	253-4301	河和田2丁目2116－1	5,165	945	26,665
24	吉沢小学校	247-8113	吉沢町169－1	4,337	945	21,159
25	堀原小学校	251-3133	新原1丁目7－1	4,602	945	23,899
26	下大野小学校	269-2003	塩崎町666	2,496	495	17,723
27	稲荷第一小学校	269-2253	大串町142－1	4,602	※ 1,119	22,929
28	稲荷第二小学校	248-8011	百合が丘町997－204	4,102	※ 1,119	28,438
29	大場小学校	269-2103	大場町2489	2,912	1,057	11,738
30	鯉淵小学校	259-2239	鯉淵町3000	4,376	641	18,917
31	妻里小学校	259-2034	中原町682	3,601	611	17,448
32	内原小学校	259-4151	内原町1451	3,706	938	29,338
	合　　計	32校		148,448	※ 29,781	677,917

（中学校）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）※クラブハウスを含む	校地面積（㎡）
1	第一中学校	224-2424	東原3丁目1－1	6,741	※ 1,422	25,988
2	第二中学校	224-4422	三の丸2丁目9－22	6,149	※ 1,332	39,183
3	第三中学校	224-5508	朝日町2882－1	7,657	※ 1,422	30,125
4	緑岡中学校	241-1069	見川町2563－81	5,280	981	36,447
5	第四中学校	247-5554	元吉田町1987－3	6,499	1,020	33,370
6	飯富中学校	229-7132	飯富町4479－1	2,228	※ 1,030	19,753
7	赤塚中学校	251-9435	河和田1丁目1708－4	5,673	※ 1,425	24,589
8	第五中学校	251-1414	堀町1166－1	6,088	1,232	29,108
9	見川中学校	241-2309	見川2丁目98	7,517	1,482	30,528
10	双葉台中学校	253-1861	双葉台5丁目27	4,411	796	27,189
11	笠原中学校	241-5363	笠原町417－3	5,275	1,020	32,140
12	石川中学校	254-1700	堀町2304－2	4,780	945	27,283
13	千波中学校	248-4080	元吉田町599－2	5,303	※ 1,347	31,801
14	常澄中学校	269-2116	塩崎町1016	5,445	※ 1,465	27,934
15	内原中学校	259-2032	内原町1463-29	5,587	1,085	38,400
	合　　計	15校		84,633	※ 18,004	453,838

（義務教育学校）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	国田義務教育	239-7118 236-7125	下国井町2595－1	4,536	1,419	29,193
	合　　計	1校		4,536	1,419	29,193

（幼稚園）

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	城東幼稚園	221-9220	城東2丁目7－11	528		小学校敷地に併設
2	浜田幼稚園	221-5268	浜田1丁目1－2	622		小学校敷地に併設
3	常磐幼稚園	221-6426	西原1丁目3－65	551		小学校敷地に併設
4	緑岡幼稚園	241-1319	見川町2563	885		小学校敷地に併設
5	見川幼稚園	241-1926	見川2丁目96－18	361		1,789
6	寿幼稚園	241-4595	平須町1761	611		3,420
7	千波幼稚園	243-1022	千波町1443-2	706		3,643
8	国田幼稚園	239-7401	下国井町2595－1	143		国田義務教育学校内で保育
9	酒門幼稚園	247-7980	酒門町1245－3	530		2,492
10	飯富幼稚園	229-8251	飯富町4420－1	190		小学校内で保育
11	梅が丘幼稚園	253-0097	姫子1丁目823－14	556		1,644
12	吉田が丘幼稚園	247-8145	元吉田町1736－9	412		3,213
13	笠原幼稚園	243-4124	笠原町92－1	415		3,333
14	稲荷第二幼稚園	248-2766	百合が丘町997－204	482		小学校敷地に併設
15	妻里幼稚園	259-2624	有賀町2249－2	608		2,011
	合　　計	15園		7,600		※21,545

※小学校敷地に併設の幼稚園等の面積は除く。

（認定こども園〔幼稚園型〕）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	石川認定こども園	252-2990	石川4丁目4037－6	504		2,749
	合　　計	1園		504		2,749

（認定こども園〔幼保連携型〕）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	常澄認定こども園	269-4592	大串町789－2	957		6,004
2	内原認定こども園	259-4656	内原町720－1	1,038		4,043
	こども園計	2園		1,995		10,047

（保育所）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積 （㎡）	屋体保有面積 （㎡） ※クラブ ハウスを含む	校地面積 （㎡）
1	白梅保育所	304-2070	元吉田町3250－１	899		3,350
2	杉山保育所	221-7219	三の丸3丁目12－5	740		4,153
3	新原保育所	251-2262	新原2丁目6－20	645		2,600
4	緑岡保育所	241-0707	見川町2131－1519	589		2,649
5	城東保育所	231-5972	城東2丁目6－39	452		1,894
6	平須保育所	241-1172	平須町1820－7	423		1,671
7	渡里保育所	224-8908	堀町480－7	445		2,602
8	若宮保育所	226-3923	若宮1丁目10－30	421		1,906
9	河和田保育所	253-1482	河和田3丁目2536－2	852		4,343
10	双葉台保育所	252-8749	双葉台2丁目19	433		2,011
11	一の牧保育所	243-8899	見川町2131－1741	385		1,999
	合　　計	11所		6,284		29,177

１－６　水戸市老人福祉施設状況

令和２年10月１日現在

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
（養護老人ホーム）				
愛友園	（福）愛友園	緑町3丁目9－35	221-6157	○
開江老人ホーム	（福）水戸市社会福祉協議会	双葉台4丁目254－1	251-2619	○
（特別養護老人ホーム）				
ライフピア青柳	（福）恒勝会	青柳町3796	224-5855	○
桜川陽だまり館	（福）愛の会	河和田町58	257-7011	○
ライフピア河和田	（福）恒勝会	河和田町4126－201	257-6411	○
もみじ館	（福）北養会	鯉淵町2222-1	259-9295	○
森の家ひらす	（福）高福会	小吹町702-1	240-3155	○
ヴィレッジみと	（福）公重会	小吹町2053-36	243-6008	○
アクティブハートさかど	（福）豊心の会	酒門町4390	248-5511	○
はぎの郷	（福）木犀会	酒門町2946-3	291-7780	○
グリーンハウスみと	（福）尚生会	塩崎町3503	240-5580	○
東野の家	（福）徳泉会	東野町215-1	247-1551	○
もくせい	（福）北養会	東原3丁目2-7	303-7373	○
ケアステーション藤が原	（福）親愛会	藤井町1117-1488	222-9988	○
長生園	（福）北養会	堀町1185	251-5345	○
渡里すずらん苑	（福）北友会	堀町95	257-9555	○
フォレストヴィラ水戸	（福）鳳凰会	全限町1256－7	253-6551	○
ケアステーション梅寿園	（福）親愛会	見川町1820－17	243-5322	○
愛友園	（福）愛友園	緑町3丁目9－35	221-6157	○
ユーアイの家	（福）ユーアイ村	吉沼町1839-1	222-1822	○
かさはら	（福）高福会	笠原町75-3	243-3715	○
祐功の館	（福）祐徳会	飯島町1308-1	353-7011	○
双葉陽だまり館	（福）愛の会	開江町７	306-7521	○
欅倶楽部	（福）樅山会	酒門町3158	350-2055	○
かたくりの郷	（福）翠清福祉会	大塚町1763-12	297-5220	○
みと東部特別養護老人ホーム	（福）仁心会	酒門町1177-3	350-6100	○
ヴィレッジみと桜ノ牧館	（福）公重会	小吹町2053番地36	291-7150	－
（ケアハウス）				
サンピア	（福）サンピア	内原町122-3	259-5656	○
ハートピア水戸	（福）愛の会	大塚町1803－26	255-3211	○
あんず館	（福）北養会	河和田町3334－1	255-0045	○
ケアハウスみと	（福）翠清福祉会	酒門町4231－2	246-1112	○
みどりおか	（福）親愛会	見川町1820－16	305-3300	○
（老人デイサービスセンター）				
ライフピア青柳通所介護事業所	（福）恒勝会	青柳町3796	224-5855	－
なごみの家	ＮＰＯなごみの家	青柳町4713	353-6753	－
老人デイサービスセンターあかつか	（福）水戸市社会福祉協議会	赤塚1丁目1	309-7733	○
コープ菜の花デイサービスセンター	いばらきコープ生活協同組合	赤塚1丁目2029-121	257-7870	－
デイサービスなかよしの森	（有）ファスト	赤塚2丁目2028-26	255-9771	－
デイサービスセンター　祐功の館	（福）祐徳会	飯島町1308-1	353-7011	－
ゆりかごデイサービス	（株）ゆりかご	飯富町3467-1	222-9666	－
ゆりかご　あっとホーム	（株）ゆりかご	飯富町3467-1	222-9668	－
ゆりかご☆ファイト	（株）ゆりかご	飯富町3467-1	222-9666	－
デイサービス ここいち内原	（株）いっしん	内原町1丁目168	259-0761	－
サンピア　デイサービスセンター	（福）サンピア	内原126	259-2666	－
デイサービス　てんしん	合同会社天眞	内原町817-2	259-0102	－
デイホームゆめ	（株）Mie Corporation	内原町845-1	259-5355	－
デイサービスはらだ	（医）三真会	内原町846-2	259-2496	－
ケアステーションあさひ水戸内原	（株）ヴァティー	内原町910 - 1	259-0180	－
デイホーム　アリア　大串	（株）アリア	大串町876	353-7961	－
デイサービスここいち水戸	（株）いっしん	大塚町1612-2	353-6761	－
ケアレジデンス水戸新館 デイサービスセンター	（株）ケアレジデンス	大塚町1741	251-6602	－
レッツ倶楽部水戸	（有）マイシティー	笠原町1191-2 第一斉藤ﾋﾞﾙ101号室	305-5022	－
デイサービス　オリーブ　かさはら	（株）エムケア	笠原町1200-13	246-6030	－

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
茶話本舗デイサービス上水戸亭	（株）ＨＲＴ	上水戸1丁目2-34	222-5605	－
デイサービスセンター　悠壽上水戸	（株）蒼杜	上水戸2丁目7-11	353-8988	－
ニチイケアセンター上水戸	（株）ニチイ学館	上水戸4丁目6-45	257-8050	－
ＮＰＯ法人 いきいきほろの里	ＮＰＯいきいきほろの里	萱場町1013-7	255-5671	－
通所介護事業所　桜川陽だまり館	（福）愛の会	河和田町58	257-7011	－
介護予防デイサービスセンター 元気はつらつ館	（株）テンダーケアジャパン	河和田町1181-1	309-5581	－
ケアサービス24(休止中)	（株）タカ	河和田町1109-1	257-9367	－
ケアサービス25(休止中)	（株）タカ	河和田町1109-1	257-9367	－
フロイデ総合在宅サポートセンター 水戸河和田	（医）博仁会	河和田町2893	257-1755	－
医療法人社団北水会 リハビリ デイサービスセンターかわわだ	（医）　北水会	河和田町3003-1	257-6617	－
ライフピア河和田　通所介護事業所	（福）恒勝会	河和田町4126-201	257-6411	－
かたくりケアセンターもくせい	（福）翠清福祉会	河和田町4510-1	255-1818	－
オレンジケア水戸 デイサービスセンター	ログ建築（株）	河和田1丁目1704-12	306-8273	－
あおぞらデイサービスひまわり	（有）ファイブアローズ	河和田1丁目2430-4	251-4122	－
ケアセンターきらり	（株）イディア・コーポレーション	河和田1丁目2444-2	309-4165	－
総合福祉ツクイ水戸赤塚	（株）ツクイ	河和田2丁目1-16	309-5131	－
つねずみ接骨院リハビリデイサービス	（有）つねずみ接骨院	栗崎町1561-1	240-5885	－
デイサービス　ケアプラスけやき台	（株）キャリアプラス	けやき台1丁目53-1	247-2979	－
デイサービスセンターもみじ館	（福）北養会	鯉淵町2222-1	259-9295	－
レッツ文化村　いきいきこいぶち	（株）レッツ文化村	鯉淵町4888-66	239-5788	－
デイサービス笑がお	サンハート（株）	鯉淵町6123-223	306-8699	－
ケアレンジデンス水戸 デイサービスセンター五軒町	（株）ケアレジデンス	五軒町3丁目4-7	300-5120	－
我がまま館	（株）栄光通商	小吹町267-250	305-6575	－
デイサービスセンター森の家ひらす	（福）高福会	小吹町702-1	240-3155	－
特別養護老人ホーム はぎの郷	（福）木犀会	酒門町2946-3	291-7780	－
デイサービスセンター・リビング	（有）オオモリ・ケアサービス	酒門町3248	304-6884	－
フロイデ総合在宅SC水戸けやき台 小規模デイサービスつどいの家	（医）博仁会	酒門町3282-6	291-3311	－
フロイデ総合在宅サポート センター水戸けやき台	（医）博仁会	酒門町千束3283-1	304-1515	－
デイサービスセンターさかど	（福）翠清福祉会	酒門町4231-2	246-1113	－
デイサービスセンター アクティブハートさかど	（福）豊心の会	酒門町4390	248-5511	－
デイサービスセンター　お多福	ＮＰＯ認知症ケア研究所	酒門町4637-2	240-1556	－
通所介護センター グリーンハウスみと	（福）尚生会	塩崎町3503	240-5580	－
デイサービスあすか	（有）アンビション	島田町3403-1	266-3337	－
レッツ文化村	（株）レッツ文化村	下野町311-5	257-5555	－
デイサービス　ハートライフ城東	（株）ハートライフ	城東3丁目2-23	291-3303	－
助川接骨院 機能訓練特化型デイサービス	合同会社武心	末広町1丁目4-11	233-9275	－
茶話本舗デイサービス住吉亭	（株）フィールドスカイ	住吉町22-14	248-0655	－
アサミ園　デイサービス	（有）アサミ	住吉町60	247-0549	－
デイサービスセンター千波湖倶楽部	（医）相川会	千波町214-6	243-2822	－
ご長寿くらぶ 水戸千波デイサービスセンター	（株）アーバン・アーキテック	千波町291	291-6205	－
おさえんデイセンター	（株）ＪＨＧメディカル	千波町369-8	246-5007	－
デイサロン千波山	（福）　樅山会	千波町508-63	305-1888	－
茶話本舗デイサービス千波亭	（株）フィールドスカイ	千波町598-10	244-1250	－
リハビリ専門デイサービス たんぽぽ	（株）オーガスタ	千波町1264-5	291-3225	－
ジョイリハ 千波緑岡	（株）グッド・オフ	千波町1799-5	244-4066	－
総合福祉ツクイ水戸千波	（株）ツクイ	千波町2049-2	305-3351	－
デイサービスセンターなご家 水戸千波サービス	（株）レオ・ケアー	千波町2274-10	291-5328	－
デイサービス桜香	（有）オルソメディカルサービス	千波町2776-16	353-8386	－
デイサービス野ばら	（株）マネジメントセンター	千波町2872-35	306-7742	－
ツクイ・サンフォレスト水戸	（株）ツクイ	中央2丁目6-32	303-3151	－
デイサービス　東野の家	（福）徳泉会	東野町215-1	247-1551	－

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
デイサービスまごころの家赤塚	コンテック（株）	中丸町270	309-0056	－
デイサービスセンターしゃらく	（医）　協栄会	中丸町604-1	257-2565	－
デイサービス　百寿庵	（有）関東メディア	中丸町2052-9	212-3591	－
アシストケアクラブ水戸北	（株）鳳凰ライフケア	袴塚3丁目10-15	353-8915	－
ホームケア心の里 デイサービスセンター	（株）ＢＨＣ	東赤塚4353	254-6610	－
アズハイム水戸 デイサービスセンター	（株）アズパートナーズ	東原1丁目2-40	302-7150	－
デイサービスセンターもくせい	（福）北養会	東原3丁目2-7	303-7373	－
デイデイサービスセンター アテンドハウス・ウエスト	（福）北養会	東原3-2-12	303-2005	－
デイサービス　ふたば	合同会社　はらだ	姫子2丁目33 Gコート南赤塚103号	246-5003	－
デイサービスセンター　はーとぴあ	（福）愛の会	開江町8	257-6001	－
桔梗　デイサービス	茨城ケアサービス(株)	平須町2-72	305-3225	－
茶話本舗デイサービス平須亭 (休止中)	（株）フィールドスカイ	平須町1628-467	244-1369	－
デイサービスセンターひらす	茨城保健生活協同組合	平須町1819-34	241-8054	－
デイサービス　ローズ苑みと	（株）県央福祉サービス	開江町297-2	306-8021	－
デイホームローズガーデン	原口商事（株）	平須町957-3	350-1088	－
デイホーム　暖	原口商事（株）	平須町1075-2	297-9668	－
デイサービス　かりん	（株）ウェルフェア水戸	平須町1820-122	291-8961	－
デイホーム　花音	（株）花音	平須町1828-539	305-5265	－
デイサービスセンターDistage悠壽	（株）蒼社	堀町1075-11	353-7522	－
デイサービス・どすこい	（株）オオモリ・ケアサービス	藤井町878-1	229-8885	－
デイ　藤が原	（福）親愛会	藤井町1117-1488	222-9988	－
渡里すずらん苑 デイサービスセンター	（福）北友会	堀町95	257-9555	－
デイサービスセンター さとのこハウス水戸堀町	ウエルシア介護サービス(株)	堀町878-3	309-0058	－
デイサービスまごころの家水戸堀町	コンテック(株)	堀町920-1	309-1250	－
デイサービス野ばら堀町館	（有）クレーンマーケット	堀町1147-125	353-8951	－
デイサービスセンター 長生園	（福）北養会	堀町1185	251-5345	－
種村デイサービス	（有）　アニテック	堀町2294-10	212-7887	－
さくらさくら	（福）親愛会	本町1丁目9-2	350-5550	－
デイサービス野ばら　てまり館	マネジメントセンター	本町2丁目5-18	353-7933	－
デイサービスセンター フォレストヴィラ水戸	（福）聖蘭会	全隈町1256-7	253-6551	－
ケアサービス２８（休止中）	（株）タカ	松本町1-3	257-9367	－
デイ緑岡	（福）親愛会	見川町1820-17	243-7709	－
明日葉ケアセンター	（有）エリア・ネットワーク・サービス	見川町丹下一ノ牧2131-1303	305-6911	－
デイサービス水戸桑林	（株）桑林	見川町2537-2	243-3335	－
ほっと水戸　デイサービスセンター	（有）ほっと水戸	見川2丁目93-4	305-1677	－
デイサービス はな・はな	（株）227	見川2丁目95-6	306-8877	－
フィットネスデイ　樹樹	（株）ケア・アミティ	見川4丁目447-1	303-6234	－
木の葉リハステージ	（株）ケア･アミティ	見川4丁目447-1	353-8702	－
デイサービスゆうみん水戸見川店（休止中）	(株)オーシーエス	見川4丁目504-18	241-5113	－
あおぞらデイサービス水戸	（有）ファイブアローズ	見川5-1250-6	252-0838	－
デイサービスセンターつぐみ	（株）ケアセンターつぐみ	緑町3丁目9-12	291-6058	－
水戸ケアセンターそよ風	（株）ユニマットそよ風	見和1丁目298-9	309-1281	－
マイカイフィットネスクラブ見和	（株）エースプロジェクト	見和2-191-1 緑川ビル1Ｆ	353-8367	－
デイサービスセンター　輝	（株）愛優	見和3丁目1398-67	306-7342	－
ケアレジデンス水戸 デイサービスセンター元吉田館	（株）ケアレジデンス	元吉田町223	309-3301	－
デイサービスまごころの家水戸駅南	コンテック（株）	元吉田町575-1	239-5820	－
ムーランリッツ水戸	(株)理研機能食品研究所	元吉田町779-2	304-6550	－
聖愛園元吉田デイサービスセンター	（福）聖愛会	元吉田町894-16	353-6100	－
デイサービスセンターお多福　元吉田	ＮＰＯ認知症ケア研究所	元吉田町1691-2	291-3660	－
デイサービス光ホーム	（有）光ホームヘルプ	元吉田町1023-7	240-0656	－
コミュニティガーデン百合が丘	（株）ケアレジデンス	百合が丘町814-524	304-5321	－
フルールみとみなみ	（有）ブリッジ	吉沢町115-1	304-6032	－

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
茶話本舗デイサービスセンター 水戸吉沢亭	（有）ユージン	吉沢町569-50	303-8820	－
通所介護事業所　ユーアイの家	（福）ユーアイ村	吉沼町1839-1	222-1822	－
デイサービス　ヘルサ	（株）サンテ	米沢町82-3	304-6020	－
デイサービス百合が丘	（株）カインドケア水戸	六反田町1000-2	306-8761	－
茶話本舗デイサービス笑むの里	（株）エムサン	渡里町2412-4	239-5122	－
（地域包括支援センター）				
水戸市地域包括支援センター	直営	中央1-4-1 水戸市役所高齢福祉課内	232-9110	－
（高齢者支援センター）				
中央高齢者支援センター （「水高スクエア」内）	（医）　北水会	東原3丁目2-9	306-9582	－
東部高齢者支援センター （「まるごとカフェ」内）	（福）ユーアイ村	吉沼町1839-1	246-6216	－
南部第一高齢者支援センター （「ケアハウスみと」内）	（福）翠清福祉会	酒門町4231-2	246-5690	－
南部第二高齢者支援センター （「葉山荘」内）	水戸市	千波町1677	241-4821	－
北部高齢者支援センター （「はぁもにか」隣）	（医）協栄会	石川4丁目4039-26	246-6003	－
西部高齢者支援センター （旧地区センター内）	（福）翠清福祉会	双葉台2丁目１	246-6333	－
常澄高齢者支援センター （「グリーンハウスみと」内）	（福）尚生会	塩崎町3503	246-6155	－
内原高齢者支援センター （「もみじ館」内）	（福）北養会	鯉淵町2222-1	257-5466	－
（老人福祉センター）				
いきいき交流センター柳堤荘	水戸市	本町1丁目3－28	221-5761	○
いきいき交流センターあかね荘	水戸市	石川2丁目4094－1	252-5868	○
いきいき交流センター葉山荘	水戸市	千波町1677	243-5508	○
いきいき交流センター長者山荘	水戸市	渡里3201－3	228-0723	○
いきいき交流センター常澄	水戸市	大場町472－1	240-5255	○
いきいき交流センターふれしあ	水戸市	吉沢町850	247-6377	○
いきいき交流センターあじさい	水戸市	末広町2丁目3-13	232-0012	○
（認知症高齢者グループホーム）				
アサミ園	（有）アサミ	住吉町60	247-0549	－
いろり端水戸	（福）愛の会	開江町国置8	257-6666	－
グループホームハイブリッジ	（有）ハイブリッジ	米沢町98-1	304-0190	－
ケアホーム日なた家	（株）ハートピア	酒門町1739	304-6677	－
グループホームお母さんの家	（有）敬愛	小吹町2297-17	241-6610	－
グループホームあすなろ	（有）アンビション	島田町3403-1	267-7301	－
グループホームむくげ	（医）正信会	笠原町358-2	305-5666	－
グループホームぐるんぱの杜	（株）四方建築設計事務所	大串町116-4	240-5678	－
水戸ケアセンターそよ風	（株）ユニマット　リタイアメント・コミュニティ	見和1丁目298-9	309-1281	－
グループホームかたくり	（福）翠清福祉会	河和田町4517-1	309-5622	－
グループホームゆう	（有）ドゥ・ライフ	元石川町2523	247-3177	－
グループホーム堀安の舎	（有）共同生活舎	堀町1319	255-6541	－
グループホームすばる	ホシサン工業（株）	東野町96－5	246-1105	－
グループホーム暖	原口商事（株）	小吹町267－87	244-0022	－
グループホームすみれ	（医）正信会	小吹町3135-1	305-5010	－
グループホームなのはな	（医）正信会	鯉淵4708-41	257-0601	－
グループホームしゃらく	（医）協栄会	中丸町604-1	257-2565	－
グループホームハイジの丘	衛検産業（株）	住吉町302-1	247-2448	－
グループホームあしたば	（有）エリア・ネットワーク・ サービス	見川町丹下一ノ牧2131-1303	305-6914	－
グループホームいっしん館水戸	（株）いっしん	大塚町1612-14	253-6547	－
グループホームひかり	（株）伊藤建設	小吹町267-43	240-3511	－
グループホームいっしん館内原	（株）いっしん	杉崎町195-1	257-5580	－
グループホーム小吹ケアセンター	（有）サンパル	小吹町710-1	305-6800	－
グループホームメロン	（株）トゥルーケア	平戸町舟渡380-1	264-5111	－
グループホームばなな	（株）トゥルーケア	河和田町4433-40	257-6100	－

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
グループホームいちご	（医）愛優会	笠原町1614-9	305-3077	－
グループホームうちはら	（医）正信会	鯉淵町4708-41	259-0577	－
（有料老人ホーム）				
ケアレジデンス水戸本館	（株）ケアレジデンス	大塚町1661	252-6615	－
ケアレジデンス水戸新館	（株）ケアレジデンス	大塚町1741	255-3336	－
ケアレジデンス水戸元吉田館	（株）ケアレジデンス	元吉田町223	309-3301	－
ローズヴィラ水戸	（財）安寿苑	堀町1444－1	254-8111	－
やすらぎ梅寿園	（福）親愛会	見川町1820－17	241-1210	－
べるび一水戸	（医）それいゆ会	赤塚1丁目1ミオスビル　3F	309-0770	－
コンフォルト水戸	（有）ケアハーモニー	新荘3丁目8－18	302-1135	－
はぴね水戸	グリーンライフ東日本(株)	堀町915-1	257-1780	－
しまナーシングホーム河和田	（株）しまナーシングホーム	河和田3丁目2351-1	257-1377	－
しまナーシングホーム平須	（株）しまナーシングホーム	平須町1416	305-5800	－
しまナーシングホームガーデン	（株）しまナーシングホーム	河和田町3461	297-8120	－
モデスティア水戸	（株）日本エイジレス・ライフ・コア	平須町2205	244-1110	－
介護専用棟マリアン	（財）安寿苑	堀町1444-1	309-4477	－
（介護老人保健施設）				
くるみ館	（福）北養会	河和田町3335－1	255-4774	－
ナーシングホームかたくり	（福）翠清福祉会	河和田町4516－1	255-5222	－
こすもぴあ	（医）協栄会	石川4丁目4027	252-4777	－
つねずみ	（医）相川会	大場町2－14	247-6250	－
つまさと	（医）省和会	有賀町2228	259-7677	－
みがわ	（医）大橋会	見川町2131-105	305-6868	－
はぁもにか	（医）協栄会	石川4丁目4039-26	254-5777	－
大串の里	（医）鳳香会	大串町584-1	269-6477	－
はなみずき	（福）北養会	東原3丁目2-8	303-3501	－
しもいち	（医）青潤会	柳町2丁目10-11	231-2341	－
ひまわり水戸	（医）古宿会	百合が丘町814-477	240-1007	－
渡里の里	（医）鳳香会	渡里町285-1	353-6300	－

１－７　水戸市障害福祉施設状況

(1) 障害福祉サービス事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ユーアイファクトリー	生活介護	（社）ユーアイ村	吉沼町1843-3	350-9202
ユーアイキッチン	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）ユーアイ村	吉沼町1429-12 まるごとｶﾌｪ内	212-3775
スペース・ドリーム	生活介護 就労継続支援(Ｂ型)	（社）木犀会	住吉町148-8 住吉町210-1 1階	304-6860
水戸どんぐりの家	生活介護	（社）育実会	田野町831-1	229-8860
水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	河和田町123-1	257-8861
育心園	生活介護	（社）清香会	酒門町4280-2	247-5151
もちの木作業所	生活介護 就労継続支援(Ｂ型)	（社）木犀会	田島町133	257-0020
障害福祉サービス事業所　かがやき	生活介護 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）友幸会	下大野町6743-1	269-1181
水戸市知的障害者就労支援施設はげみ	就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	河和田町123-1	254-6600
水戸市知的障害者就労支援施設みのり	就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	文京1-2-24	233-2468
水戸市身体障害者福祉センターつどい	生活介護	水戸市	河和田町123-1	254-6600
水戸市福祉作業所むつみ	生活介護 自立訓練(生活訓練)	水戸市	河和田町123-1	254-6600
水戸市重症心身障害児（者）通園施設	生活介護	水戸市	見川5-127-91	253-1076
通所生活施設　きつつきの家	生活介護 自立訓練(生活訓練)	（特非）心身障害児者療育会きつつき会	堀町227-3	252-4527
やまびこ作業所	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（特非）オプティマム	平須町1225-3	244-5556
（特非）法人　ボイス社	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型) 就労定着支援	（特非）ボイス社	平須町1657-11	241-0944
障がい者自立支援事業所 ディライトホーム	生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）ひだまり会	加倉井町104	254-7814
ショートステイあんじゅ	短期入所	（有）アンビション	島田町3403-1	266-0123
就労継続支援事業所「すみれ」	就労継続支援(Ｂ型)	（特非）朋秀会	開江町1988-1	252-8977
就労支援事業所水戸市リサイクルセンター	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型)	水戸市	下入野2100	090-2729-0487
くれよん工房	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）くれよん	元吉田町1873-8	247-9040
聴覚障がい者就労支援施設　工房ふくろう	就労継続支援(Ｂ型)	（特非）ふくろう	双葉台2-1	253-2960
精神障害者自立支援事業所ひだまり	生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	笠原町1370-1	243-3601
かしの木　水戸	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）やまびこの里福祉会	水府町1544-1	297-8757
ハミルトン	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型) 就労継続支援(Ｂ型)	（株）セレンディピティ	東赤塚2164-1	246-5335
スリーアール水戸	短期入所 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型) 就労定着支援	（特非）スリーアール茨城	住吉町269-3	246-3314
障害福祉サービス事業所　きらきら	生活介護	（社）友幸会	開江町483-1	255-5541
就労支援事業所あかつか	就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	赤塚1-1	254-8786
スマイル水戸　かがやき	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（特非）喜友会	見和3-568-3	251-5882
短期入所　そら	短期入所	（特非）宙の会	見川町2563-475	243-3159

たけのこ	生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(B型)	(同) ライフパートナー	元石川町2523-2	248-7009
なかよし館	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 大成会	堀町652-5	252-8577
障害者自立支援センター　ゆきわりそう	生活介護 就労継続支援(B型)	(社) ひだまり会	笠原町1006-1	244-0901
障害者自立支援センター　みなみかぜ	生活介護 就労移行支援 就労継続支援(B型)	(社) ひだまり会	城東4-1-41	233-2912
就労支援施設オオダラワークス	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(有) はなぶさ	大足町1011-1	259-5570
おおぞら館	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 友愛会	河和田町5006	251-0010
あい・愛・あかつか	生活介護	(有) オフィスリブ	赤塚1-2010-12	353-7039
ライフステーション樹林（きりん）	生活介護	(特非) だいち	堀町767-1	291-4165
茨城県立あすなろの郷	生活介護	茨城県	杉崎町1460	259-3121
ともにー	就労継続支援(A型)	(特非) 茨城自立支援センター	見川町2131-404	291-4154
フレンドハウス	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 広栄会	城東2-9-1号	225-5865
自立支援センター奏	就労継続支援(B型)	(特非) 虹の会	笠原町1492-2	244-2767
さぼてん	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 康生会	大塚町1905-25	353-8138
みらいの森	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 未来会	西原2-10-57号	291-5141
水戸自立支援センター グリーンカンパニーファーム	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(一社) グリーンカンパニー	河和田町4359-7	239-3630
レインボー	就労移行支援 就労継続支援(B型) 就労定着支援	(株) パートナーズ	飯富町3562-5	353-7003
生活介護支援施設いずみ	生活介護	(社) 梅寿会	泉町2-4-21	302-6550
まなーるもちの木	生活介護	(社) 木犀会	田島町792-1	353-8976
愛正会記念 茨城福祉医療センター	療養介護 短期入所	(社) 愛正会	元吉田町1872	353-7171
スペース・ゆい	生活介護	(社) 木犀会	吉沢町742-1	291-5208
たけのこホーム	短期入所	(同) ライフパートナー	元石川町2523-2	248-7009
特別就労支援センターココカラ 就労定着支援センター　ココカラ	就労移行支援 就労定着支援	(株) Ｒｅｍｅｍｂｅｒ	城南2-8-38 常磐第一ﾋﾞﾙ4階	224-0415
短期入所施設　蛍	短期入所	(特非) 蛍の会	元吉田町2115の3	231-8738
ｍｉｒａｉｅ	就労移行支援 就労継続支援(A型)	エスケーネクステージ（株）	千波町2832-10	244-1294
就労サポートセンター うさぎファクトリー	就労継続支援(B型)	(有) 大槻流通サービス	小林町1205-2	259-0141
オールマスターズ	就労継続支援(B型)	(株) オーバースロー	柵町1-5-20	212-7008
障害者自立支援センターつばさ	生活介護 就労継続支援(B型)	(社) ひだまり会	元山町1-6-15	231-7374
コテロ元吉田	短期入所	(株) オーバースロー	元吉田町1328-3	291-3474
短期入所　にこの家	短期入所	(一社) サンメイト	元吉田町2649-17	246-6756
self-A・アドバンフォース水戸堀町	就労継続支援(A型)	(株) 茨城プラネッツ福祉センター	堀町916-4	350-6300
ＰＡＳ　Ａ　ＰＡＳ・菜の花ハウス	生活介護	(同) オフィスＰＡＳＡＰＡＳ	見川2-109-1	244-2434
さくら	就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	(一社) 春風	河和田2-2230-37	350-1417
生活訓練センター ココカラlife	宿泊型自立訓練 自立訓練(生活訓練)	(株) Ｒｅｍｅｍｂｅｒ	城南2-8-38 常磐第一ﾋﾞﾙ4階	224-0415
就労継続支援事業所 ピアニッシモ	就労継続支援(B型)	(特非) ピアニッシモ	河和田町151	257-8166
生活介護事業所　宙の会 就労移行支援事業所　宙の会	生活介護 就労移行支援	(特非) 宙の会	笠原町147-12	291-4607
KURITAワークサポートセンター 「Work-Work」	就労継続支援(B型)	(一社) こころの未来創造舎	青柳町3923-5	231-7066
就労支援サービス はじめの一歩	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(一社) ぱすてるはうす	大工町3-11-21	297-1160

（同）水戸就労ケアマネジメント	就労移行支援	（同）水戸就労ケアマネジメント	城南1-2-43 NKCﾋﾞﾙ406号室	303-6222
ケアホームスマイルすみよし	短期入所	（社）木犀会	住吉町148-8	212-8324
あさひ弁当工房	就労継続支援(Ｂ型)	（株）オーバースロー	朝日町2753-4	291-7387
self-A・アドバンフォース水戸駅南	就労継続支援(Ａ型)	（株）茨城プラネッツ福祉センター	城南2-5-19 水戸城南ﾋﾞﾙ4階	291-7600
生活介護施設　千波ハピネス	生活介護	（社）青樹会	千波町2770-21	246-6660
クオリティ・オブ・ライフ 就労支援センター	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	双葉台5-789-22	246-5155
ときわくらぶ	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	常盤警備保障（株）	渡里町3266-1	353-6363
就労移行支援事業所　陽向	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）梅寿会	小吹町705-8	353-8460
生活介護支援事業所ふう	生活介護	アイルマネーマネジメント（有）	青柳町3822-2	350-3350
就労支援事業所ふう	就労継続支援(Ｂ型)			
樹もれびハウス	短期入所	（特非）だいち	成沢町831-16	303-8211
グリーンピース	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（一社）サイコー	梅香2-283-1	302-7377
ステップワン　水戸	就労継続支援(Ａ型)	（株）ＡＲＣＨ	堀町1122-4-2	303-8655
コミュニティパルプラス	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（一社）アットホームパル	千波町1793-5	297-4440
エナベル水戸駅南	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型)	（同）ハーモニーワークス	桜川2-1-43 ｱｶﾃﾞﾐｰﾌﾟﾗｻﾞ3階	291-6644
ＱＯＬ就労継続支援Ａ型事業所	就労継続支援(Ａ型)	（株）ＱＯＬ	赤塚1-2067-3 ｺｰｷﾋﾞﾙ2A･4F･5F	297-3883
就労移行支援事業所　ブルーム	就労移行支援	（医）Epsylon	梅香1-2-50号	303-7119
就労定着支援事業所　ブルームプラス	就労定着支援			
サポート愛いばらぎ	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援(Ａ型)	（株）サポート愛いばらぎ	赤塚1-1978-13	291-8502
精神障害者自立支援事業所ひだまり 就労定着支援事業	就労定着支援	水戸市	笠原町1370-1	243-3601
障がい者自立支援事業所 ディライトホーム・就労定着支援	就労定着支援	（社）ひだまり会	加倉井町104	254-7814
ＪＩＭＯＮ	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（株）慈門	笠原町600-41	297-8330
就労継続支援Ｂ型事業所　ひまわり	就労継続支援(Ｂ型)	（特非）ひまわりの家	見川2-93-6	241-4899
はたらくガッツ村 ビストロ・ラ・ポルト・アミ	就労移行支援	（社）茨城補成会	住吉町110-5	293-7401
はたらくガッツ村　スイーツ工房	就労継続支援(Ｂ型)		茨城県東茨城郡 茨城町上石崎4698-2	
グループホームすばる	短期入所	（一社）サイコー	梅香2-285-1	302-7377
ポルテ	就労継続支援(Ａ型)	（株）千手	桜川2-1-6 ｱｲﾗﾝﾄﾞﾋﾞﾙ204	306-6970
ゆずりは	就労継続支援(Ｂ型)	（特非）優心会	大塚町1471-4	350-7474
フロイデ工房みと堀町	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型)	（医）博仁会	堀町967-1	353-8302
短期入所　水戸酒門町	短期入所	ソーシャルインクルー（株）	酒門町1011-1	246-6023
おさえん通りめだか販売店	就労継続支援(Ｂ型)	（株）Ｄ	千波町302-8	306-6181
えみてる水戸見川	就労継続支援(Ｂ型)	（株）アーバンアーキテック	見川町2131-2502	297-3307
エナベルビズ水戸駅南	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（同）ハーモニーワークス	桜川2-1-43 ｱｶﾃﾞﾐｰﾌﾟﾗｻﾞ3階B号室	353-7674
手仕事工房のっぱらの扉	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（株）ひとは	根本1-146	
とまとくらぶ	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	フィールドアップ（株）	鯉淵町539	259-4136
キルト千波	就労継続支援(Ａ型)	（株）楽腰館	千波町2320-2	350-8989
Take off	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（株）つくよみ	城南3-10-17 ｶｰﾆｰﾌﾟﾚｲｽ水戸8階E号	080-3017-2886
障害福祉サービス事業所　クオリード	就労継続支援(Ｂ型)	（株）ＡＢＭ	笠原町99-2	246-5307
あおぞら	短期入所	（社）清香会	酒門町4280-1	247-5151
就労移行支援事業所ブルーム水戸宮町	就労移行支援	（医）Epsylon	宮町2-4-33 小林ﾋﾞﾙ5階	303-7333
福祉サポートセンターあすなろ	生活介護 就労継続支援(Ｂ型)	（社）茨城県社会福祉事業団	赤尾関町986-1	353-7111

(2)共同生活援助事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ひらす館	共同生活援助	（社）城北福祉会	平須町1885-10	0296-72-9346
ふたばホーム	共同生活援助	（特非）オプティマム	平須町1225-3	244-5556
はっぴぃハウスかくらい	共同生活援助	（社）ひだまり会	加倉井町104	254-7814
グループホームやまと	共同生活援助	（特非）並木会	鯉淵町5065-89	259-5843
水戸どんぐりの家	共同生活援助	（社）育実会	田野町831-1	229-8860
グループホーム集まれガッツ村	共同生活援助	（社）茨城補成会	住吉町16-57	293-7401
グループホーム千波寮	共同生活援助	（医）南山会	千波町2817-5	240-1060
グループホーム　さつき	共同生活援助	（特非）朋秀会	開江町1988-1	252-8977
あすなろホーム	共同生活援助	（社）茨城県社会福祉事業団	内原町1427-7	297-3225
ユーアイホーム	共同生活援助	（社）ユーアイ村	吉沼町1768-1	239-5062
森のふくろう	共同生活援助	（株）栄光通商	杉崎町1555-1	259-7606
グリーンホーム	共同生活援助	（特非）グリーンホーム	見川町2563-121	241-3738
ケアホームスマイル	共同生活援助	（社）木犀会	住吉町148-8	212-8324
ケアホーム　きらきら	共同生活援助	（社）友幸会	開江町483-1	255-5546
スマイルホーム見和	共同生活援助	（特非）喜友会	見和3-568-3	251-5882
みらい館	共同生活援助	（特非）未来会	大工町3-6-11	224-5630
共同生活介護支援施設タウンいずみ	共同生活援助	（社）梅寿会	泉町2-4-21	302-6550
ケアホームたじま	共同生活援助	（社）木犀会	田島町792-1	353-7411
たけのこホーム	共同生活援助	（同）ライフパートナー	元石川町2523-2	248-7009
あおぞら	共同生活援助	（社）清香会	酒門町4280-1	247-5151
かきのきホーム	共同生活援助	（特非）かきのき	田島町294-2	239-3923
グループホーム　ピアニッシモ	共同生活援助	（特非）ピアニッシモ	河和田町151	257-8166
コテロ元吉田	共同生活援助	（株）オーバースロー	元吉田町1328-3	291-3474
グループホーム　かがやき	共同生活援助	（社）友幸会	中大野661-1	269-1181
グループホーム　ティピ１	共同生活援助	（特非）宙の会	見川町1814-21 ﾌｫｰﾗｲﾌﾊｳｽ見川町Ⅱ-C	243-3159
はっぴぃハウス　かさはら	共同生活援助	（社）ひだまり会	笠原町1213-30	305-5851
共同生活援助施設　千波ハピネス	共同生活援助	（社）青樹会	千波町2770-21	246-6660
樹もれびハウス	共同生活援助	（特非）だいち	成沢町831-16	303-8211
グループホームすばる	共同生活援助	（一社）サイコー	梅香2-285-1	302-7377
グループホーム　あゆむ	共同生活援助	（株）八重櫻	河和田町56-39	353-7186
グループホームうさぎの家	共同生活援助	（有）大槻流通サービス	見和2-189-27	350-9720
えみてる水戸見川	共同生活援助	（株）アーバンアーキテック	見川町2131-2502	297-7735
ソーシャルインクルーホーム水戸酒門町	共同生活援助	ソーシャルインクルー（株）	酒門町1011-1	246-6023
グループホームわおん水戸	共同生活援助	ＳＬＩＮＥ（株）	千波町2556-12	297-8578
共同生活援助水戸白鳥の湖	共同生活援助	イチフジ（同）	浜田町53 ﾘｯﾂｶﾞｰﾃﾞﾝⅡ206号	210-1666
さくらの丘	共同生活援助	（社）勇成会	下入野町1923-3	0291-37-4811

(3)障害者支援施設

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ありすの杜	生活介護 短期入所 施設入所支援	（社）勇成会	下入野町1924-1	304-4666
茨城県立あすなろの郷	療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援	茨城県	杉崎町1460	259-3121
水戸市身体障害者 生活支援施設 いこい	生活介護 短期入所 施設入所支援	水戸市	河和田町655	255-5720

第二若葉園	生活介護 短期入所 施設入所支援	（社）栄寿会	上国井町3116-47	239-7171
若葉園	生活介護 施設入所支援 就労継続支援（B型）	（社）栄寿会	上国井町3285-8	239-7326
障害者支援施設 水戸友舞の郷	生活介護 短期入所 施設入所支援 就労移行支援 就労継続支援（B型）	（社）二十一世紀会	河和田町4405-15	306-9920
障害者支援施設　蛍	生活介護 短期入所 施設入所支援	（社）清順会	吉沼町519-6	231-7222

(4)障害児通所支援事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
あゆみ園	児童発達支援	（福）清香会	酒門町4291-4	247-5931
茨城県立あすなろの郷	児童発達支援 放課後等デイサービス	茨城県	杉崎町1460	259-3121
児童デイサービス事業所　風の子	放課後等デイサービス	（特非）発達支援グループ風の子	双葉台二丁目1番地	253-3341
ドリーム・キッズ	放課後等デイサービス	（福）木犀会	住吉町210-1　2階	304-6860
児童デイサービス事業所　ふう	放課後等デイサービス	（有）アイルマネーマネジメント	青柳町3864	350-3350
あゆみ園放課後等 デイサービス事業所	放課後等デイサービス	（福）清香会	酒門町4291-4	247-5931
水戸市重症心身障害（者）通園施設 あけぼの学園	児童発達支援 放課後等デイサービス	水戸市	見川5丁目127番地の91	253-1076
障害児学童保育所 きつつきの家	児童発達支援 放課後等デイサービス	（特非）心身障害児者療育会きつつき会	堀町227-3	252-4527
児童デイサービス ひまわりのお家	児童発達支援	（特非）子育て支援グループ ひまわりのお家	笠原町1396-3	243-9213
児童デイサービス ひまわりのお家 すみよし分園	放課後等デイサービス	（特非）子育て支援グループ ひまわりのお家	住吉町192番地の48	247-0277
児童デイサービス　宙	児童発達支援 放課後等デイサービス	（特非）宙の会	見川町2563－475	243-3159
キッズ・あい・ランド	放課後等デイサービス	（有）オフィスリブ	赤塚一丁目2010－12	353-7039
ＰＡＳ　Ａ　ＰＡＳ・菜の花ハウス	放課後等デイサービス	（同）オフィス　ＰＡＳ　Ａ　ＰＡＳ	見川2丁目109番地の1	353-8878
キララこども園	児童発達支援	（特非）キララこそだて支援センター	河和田町1193番地の5	353-6251
樹の子クラブ	児童発達支援 放課後等デイサービス	（特非）だいち	堀町764番地の3	291-4167
ゆりかご☆ドリーム	放課後等デイサービス	（株）ゆりかご	飯富町3467－1	222-9668
さくら塾	児童発達支援 放課後等デイサービス	（同）未来工房	酒門町4386-3 DCハイツ酒門101号室	306-8508
キララ姫子	放課後等デイサービス	（特非）キララこそだて支援センター	河和田１丁目2881－6 河和田高岡店舗２F	291-5861
みときっず	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）プロシード	見川5-124-2	246-5317
障害児通所支援事業所　チェリタン	児童発達支援 放課後等デイサービス	（福）愛正会	元吉田町1872番地1	353-8121
クオリティ・オブ・ライフ中丸支援教室	放課後等デイサービス	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	中丸町23-8	291-6603
キッズパーク水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）プロシード	河和田町3430番地4	246-5317
放課後等デイサービスたんぽぽ　平須店	放課後等デイサービス	（一社）スマイルライフ	平須町1829-13	246-6340
放課後等デイサービスきぼう	放課後等デイサービス	（株）皇城コーポレーション	新荘3-8-10	291-8835

ゆりかご☆キッズ	放課後等デイサービス	（株）ゆりかご	田野町170番地の1	222-9668
放課後等デイサービスにこの家	放課後等デイサービス	（一社）サンメイト	元吉田町2649-17	246-6756
運動学習支援教室　アトムハウス	放課後等デイサービス	（株）コムズケア水戸	姫子一丁目781-7 ＴＫビル202号室	291-5615
ハッピーテラス水戸教室	放課後等デイサービス	（有）マイ・シティー	千波町2466番1	303-7100
みときっず２	放課後等デイサービス	（株）プロシード	見川2-80-4	246-5317
こぱんはうすさくら 水戸備前堀教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）道進	紺屋町1377-1	300-2275
学童デイサービス 放課後等デイサービス ハイジの丘	放課後等デイサービス	（株）衛検産業	住吉町302番地の2	350-9997
みらっぷ	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）水戸心理・療育センター	千波町344-14	357-2657
放課後等デイサービス たんぽぽ笠原店	放課後等デイサービス	（一社）スマイルライフ	笠原町1246-1	350-5824
放課後等デイサービスなかよし	放課後等デイサービス	（同）新秀	城東2丁目10番24号	350-7066
あゆみ園第２放課後等 デイサービス事業所	放課後等デイサービス	（福）清香会	酒門町4276-12	350-3633
クオリティ・オブ・ライフ 子育て支援教室	児童発達支援	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	赤塚1-2067-3　3F	350-3100
学童デイサービス　よつば　水戸校	放課後等デイサービス	（同）ＯＵＬＡ	元吉田町842-4 パルネット中村101	350-4277
クオリティ・オブ・ライフ千波支援教室	放課後等デイサービス	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	千波町770番地10	297-2915
みらい会	放課後等デイサービス	（特非）未来会	西原二丁目10番57号	291-5141
ステップクラブ姫子	放課後等デイサービス	（一社）ステップライフ	姫子一丁目820番7 ヴィラ・エスポワールⅡ1階	306-8844
クオリティ・オブ・ライフ 赤塚支援教室	放課後等デイサービス	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	赤塚1-2067-3 コーキビル１Ｆ	297-3883
コミュニティパルプラス	児童発達支援 放課後等デイサービス	（一社）アットホームパル	千波町1793-5	297-4440
コミュニティパル支援教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	（一社）アットホームパル	笠原町549-2　1F	241-4711
クオリティ・オブ・ライフ 赤塚第２支援教室	放課後等デイサービス	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	赤塚1-2067-3 コーキビル103号	297-3883
キッズスタディー水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）プロシード	千波町1253-4	212-7026
社会福祉法人尚生会 多機能型重症児デイサービス グリーンハウスおおつか	児童発達支援 放課後等デイサービス	（福）尚生会	大塚町1504-7	350-8126
コペルプラス　水戸見川教室	児童発達支援	（株）ブックエース	見川1丁目1154-6	297-1110
こどもサークル水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）サシノベルテ	大塚町1852番	255-1000
クオリティスクール	放課後等デイサービス	（株）ＱＯＬ	赤塚1丁目2067番地3 コーキビル2A・2F・5F	297-3811
キララ堀町	児童発達支援 放課後等デイサービス	（特非）キララこそだて支援センター	堀町906番地の5	350-7781
ブライトパル	放課後等デイサービス	（一社）アットホームパル	米沢町578-3	246-6365
アクティブスクール　河和田校	放課後等デイサービス	（株）ＱＯＬ	河和田町3820-5	383-8637
デイサービス　ローズ苑みと	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）県央福祉サービス	開江町297-2	306-8021
ハッピーテラス水戸おさえん通り教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	（有）マイ・シティー	千波町302-8	306-9655
ひと・まちすりーえす	児童発達支援 放課後等デイサービス	（同）ひと・まちぷらす	末広町一丁目5番28号	297-3397
放課後等デイサービス スポーツ療育ステーション　コロ	放課後等デイサービス	（株）オーガスタ	平須町1368－10	303-8885
障害者支援施設　蛍	放課後等デイサービス	（福）清順会	吉沼町519番地6	231-7222

ぐろうりぃきっず	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）プロシード	見川5－124－2　2Ｆ	212-7026
放課後等デイサービス ウィズ・ユー水戸	放課後等デイサービス	（株）ワゾ・フル―	見川2-104-29	291-7785

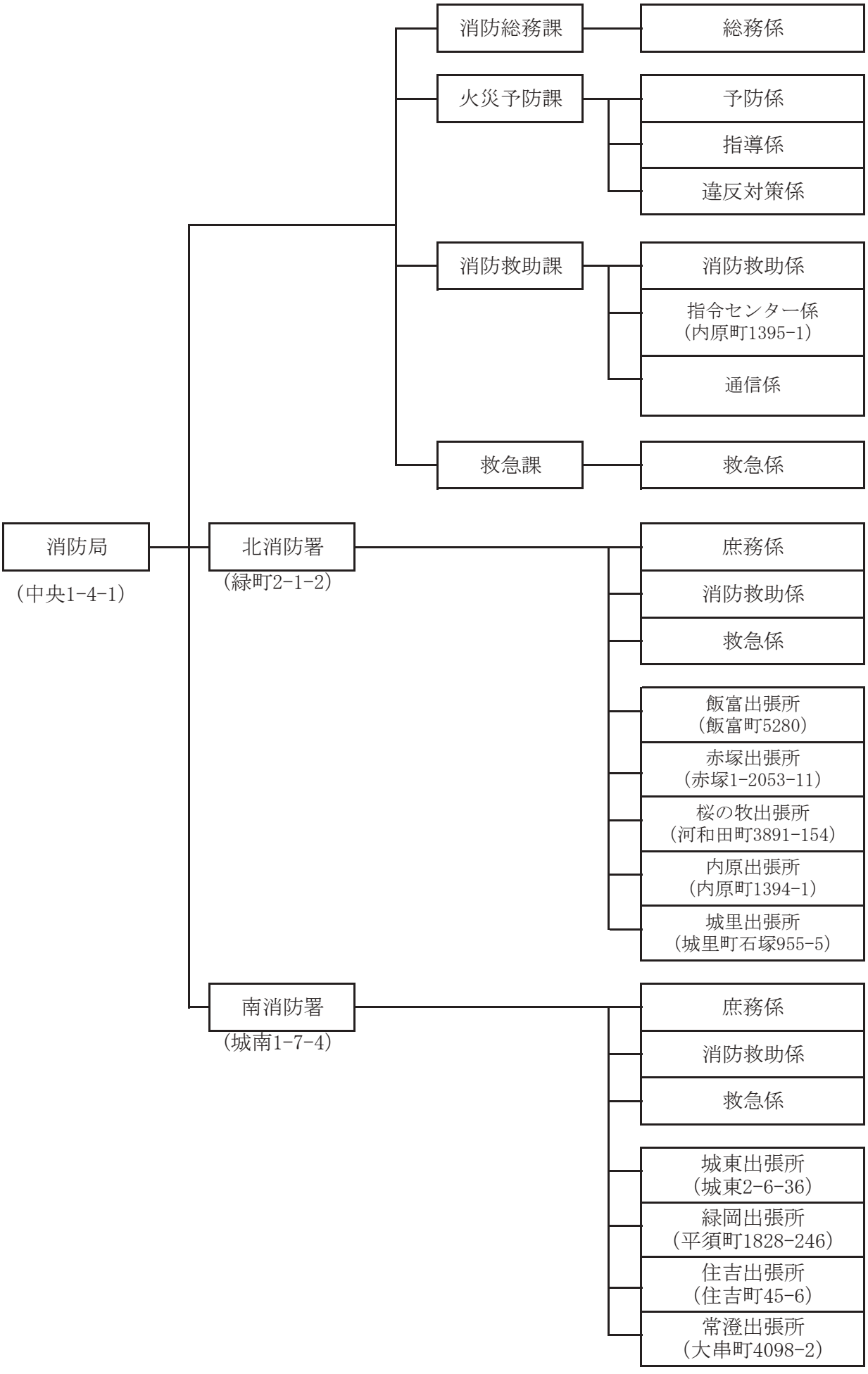
(5)点字図書館

施設名称	設置主体	住所	電話
県立点字図書館 県立視覚障害者福祉センター	茨城県 (指定管理者：(一社)茨城県視覚障害者協会運営)	袴塚1-4-64	221-0098

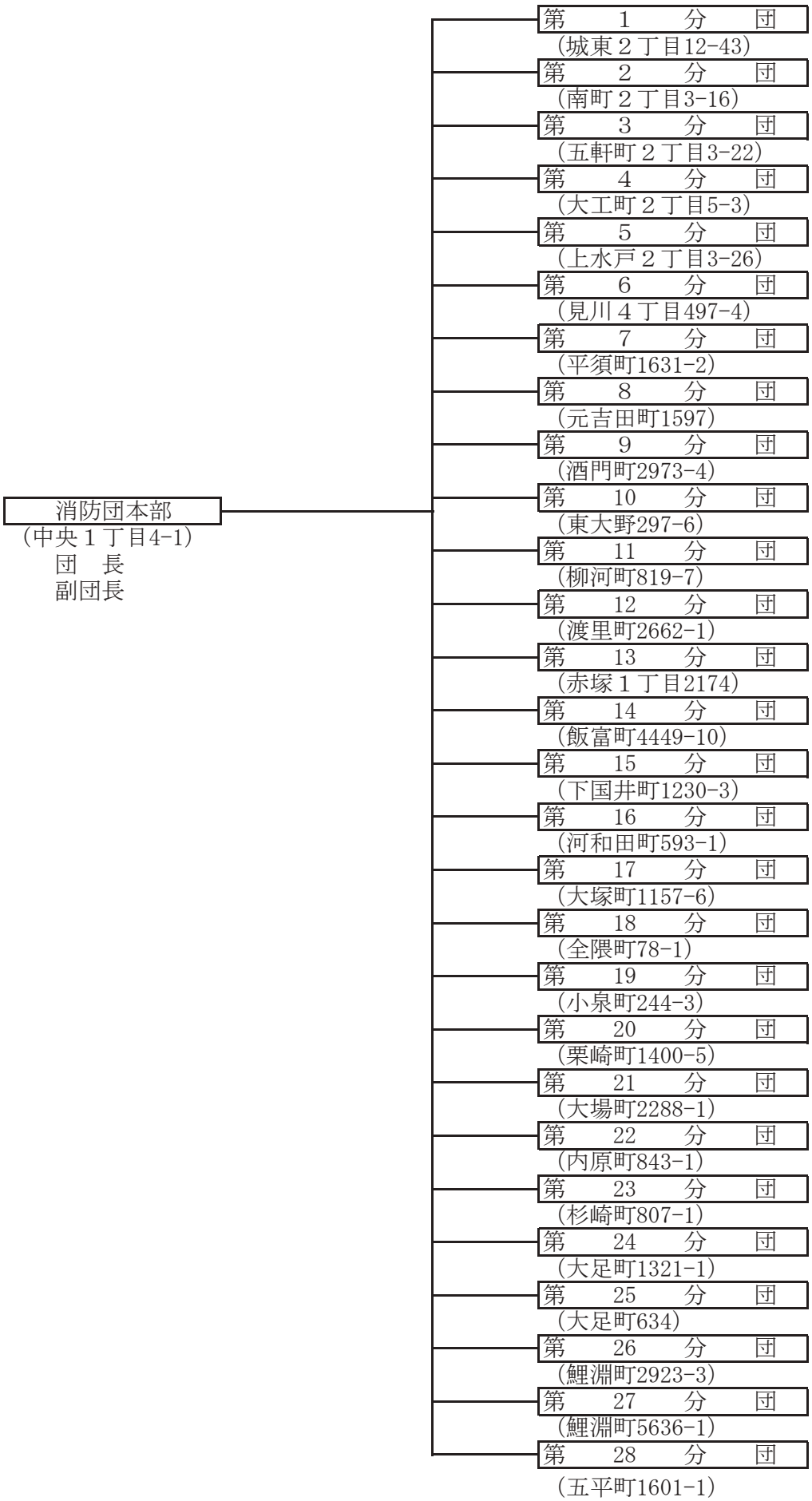
(6)聴覚障害者福祉センター

施設名称	設置主体	住所	電話
県立聴覚障害者福祉センター 「やすらぎ」	茨城県 (指定管理者：(一社)茨城県聴覚障害者協会運営)	住吉町349-1	248-0029

１－８　署所の配置一覧（消防局）



１－９　消防団配置一覧


消防団本部
（中央１丁目4-1）
団　長
副団長
第　1　分　団
（城東２丁目12-43）
第　2　分　団
（南町２丁目3-16）
第　3　分　団
（五軒町２丁目3-22）
第　4　分　団
（大工町２丁目5-3）
第　5　分　団
（上水戸２丁目3-26）
第　6　分　団
（見川４丁目497-4）
第　7　分　団
（平須町1631-2）
第　8　分　団
（元吉田町1597）
第　9　分　団
（酒門町2973-4）
第　10　分　団
（東大野297-6）
第　11　分　団
（柳河町819-7）
第　12　分　団
（渡里町2662-1）
第　13　分　団
（赤塚１丁目2174）
第　14　分　団
（飯富町4449-10）
第　15　分　団
（下国井町1230-3）
第　16　分　団
（河和田町593-1）
第　17　分　団
（大塚町1157-6）
第　18　分　団
（全隈町78-1）
第　19　分　団
（小泉町244-3）
第　20　分　団
（栗崎町1400-5）
第　21　分　団
（大場町2288-1）
第　22　分　団
（内原町843-1）
第　23　分　団
（杉崎町807-1）
第　24　分　団
（大足町1321-1）
第　25　分　団
（大足町634）
第　26　分　団
（鯉淵町2923-3）
第　27　分　団
（鯉淵町5636-1）
第　28　分　団
（五平町1601-1）

１－10　救急告示病院等一覧

救急告示病院

（令和２年４月１日現在）

病院名	所在地	電話番号
水戸済生会総合病院	双葉台３丁目３－１０	２５４－５１５１
水戸中央病院	六反田町１１３６－１	３０９－８６００
水戸赤十字病院	三の丸３丁目１２－４８	２２１－５１７７
青柳病院	柳町２丁目１０－１１	２３１－２３４１
丹野病院	酒門町仲田４８８７	２２６－６５５５
大久保病院	石川４丁目４０４０－３２	２５４－４５５５
総合病院水戸協同病院	宮町３丁目２－７	２３１－２３７１
城南病院	城南３丁目１５－１７	２２６－３０２１
水府病院	赤塚１丁目１	３０９－５０００
水戸ブレインハートセンター	青柳町４０２８	２２２－７００７
誠潤会　水戸病院	袴塚３丁目２７８７－９	３５３－７０７７

救急告示診療所

病院名	所在地	電話番号
山本整形外科	千波町４７８－３	２４１－２０２０

救急協力病院

病院名	所在地	電話番号
江幡産婦人科・内科病院	備前町４－１１	２２４－３２２３
住吉クリニック病院	住吉町１９３－９７	２４７－２２５１
小沢眼科内科病院	吉沢町２４６－６	２４６－２１１１
志村病院	五軒町１丁目５－１１	２２１－２１８１
大橋病院	見川町２１３１－１５６０	２４０－３３００

救急協力診療所

病院名	所在地	電話番号
菊池医院	赤塚１丁目３８６－１２	２５１－９３１１
皆川医院	笠原町９９５－１０２	２４３－５５２１
林整形外科医院	浜田２丁目１１－１１	２２５－５２５５
葉梨外科内科	元吉田町３７６－８	２４７－２２３２
石島整形外科医院	青柳町５０５	２２１－４８２１
高橋外科医院	元吉田町１９８８－２	２４７－７２２２
クリニック健康の杜	千波町１２５０	３０５－６６５５
小野クリニック	元吉田町２５７６－６	２４０－０８１０
長田医院	大足町９８０	２５９－５７１１
北水会記念病院	東原３丁目２－１水高スクエア内	３０３－３００３
見和中央クリニック	見和１丁目３３６－６	２２７－１２３５

１－11　緊急輸送道路一覧

第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（高速自動車道）			
1400	常磐自動車道	守谷市県境(千葉県）から	北茨城市（福島県）まで
1460	北関東自動車道	桜川市県境（栃木県）から	水戸市元石川町（水戸南 IC）まで
（一般国道自動車専用道路）			
6	東水戸道路	水戸市石川町（水戸南 IC）から	ひたちなか市部田野（ひたちなか JC）まで
（一般国道）			
6	国道６号	取手市県境(千葉県）から	北茨城市県境（福島県）まで
〃	〃	水戸市酒門町　国道 50 号バイパス（酒門町交差点）から	水戸市元吉田町　国道６号バイパス終点（水戸南 IC）まで
50	国道５０号	結城市県境（栃木県）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
〃	〃	水戸市大塚町　国道 50 号分岐から	水戸市酒門町　国道６号（酒門町交差点）まで
51	国道５１号	稲敷市県境（千葉県）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
118	国道１１８号	水戸市末広町１丁目　上水戸停車場千波公園線交差点から	久慈郡大子町県境（福島県）まで
123	国道１２３号	水戸市袴塚３丁目　国道 118 号（袴塚３丁目交差点）から	常陸大宮市県境(栃木県）まで
245	国道２４５号	水戸市塩崎町　国道 51 号（塩崎交差点）から	日立市鹿島町　国道６号（国道 245 号入口交差点）まで
349	国道３４９号	水戸市梅香２丁目　主要地方道水戸神栖線接続から	常陸太田市県境（福島県）まで
（主要地方道）			
2	水戸鉾田佐原線	水戸市塩崎町　国道 51 号分岐から	東茨城郡大洗町大貫町　国道 51 号（夏海 IC 入口交差点）まで
30	水戸岩間線	水戸市鯉淵町　主要地方道内原塩崎線（鯉淵東交差点）から	水戸市鯉淵町　一般県道友部内原線交差まで
40	内原塩崎線	水戸市鯉淵町　主要地方道水戸岩間線（鯉淵東交差点）から	東茨城郡茨城町長岡　国道６号（長岡坂下交差点）まで
50	水戸神栖線	水戸市千波町　国道 50 号(サントル千波交差点)から	水戸市笠原町　県庁西交差点まで
〃	〃	水戸市笠原町　県庁西交差点から	水戸市吉沢町　水戸市道（米沢町東交差点）まで
52	石岡城里線	水戸市鯉淵町　主要地方道水戸岩間線（鯉淵東交差点）から	水戸市中原町　国道 50 号（内原跨線橋北交差点）まで
59	玉里水戸線	東茨城郡茨城町野曽　茨城町西 IC 入口交差点から	水戸市高田町　主要地方道内原塩崎線（高田十字路交差点）まで
（一般県道）			
105	友部内原線	水戸市鯉淵町　主要地方道水戸岩間線交差から	笠間市東平　一般県道杉崎友部線交差まで

路線番号	路線名	起点側	終点側
180	長岡水戸線	水戸市東野町　国道６号（東野町交差点）から	水戸市吉沢町　水戸市道（吉沢交差点）まで
193	杉崎友部線	水戸市三湯町　国道 50 号（三軒屋交差点）から	笠間市南友部　友部内原線（南友部交差点）まで
342	上水戸停車場千波公園線	水戸市末広町　国道 118 号交差から	水戸市大工町国道 50 号（大工町交差点）まで
（市町村道）			
	水戸市幹線市道３号線	水戸市梅香１丁目　主要地方道水戸神栖線交差点から	水戸市吉沢町　一般県道長岡水戸線（吉沢交差点）まで

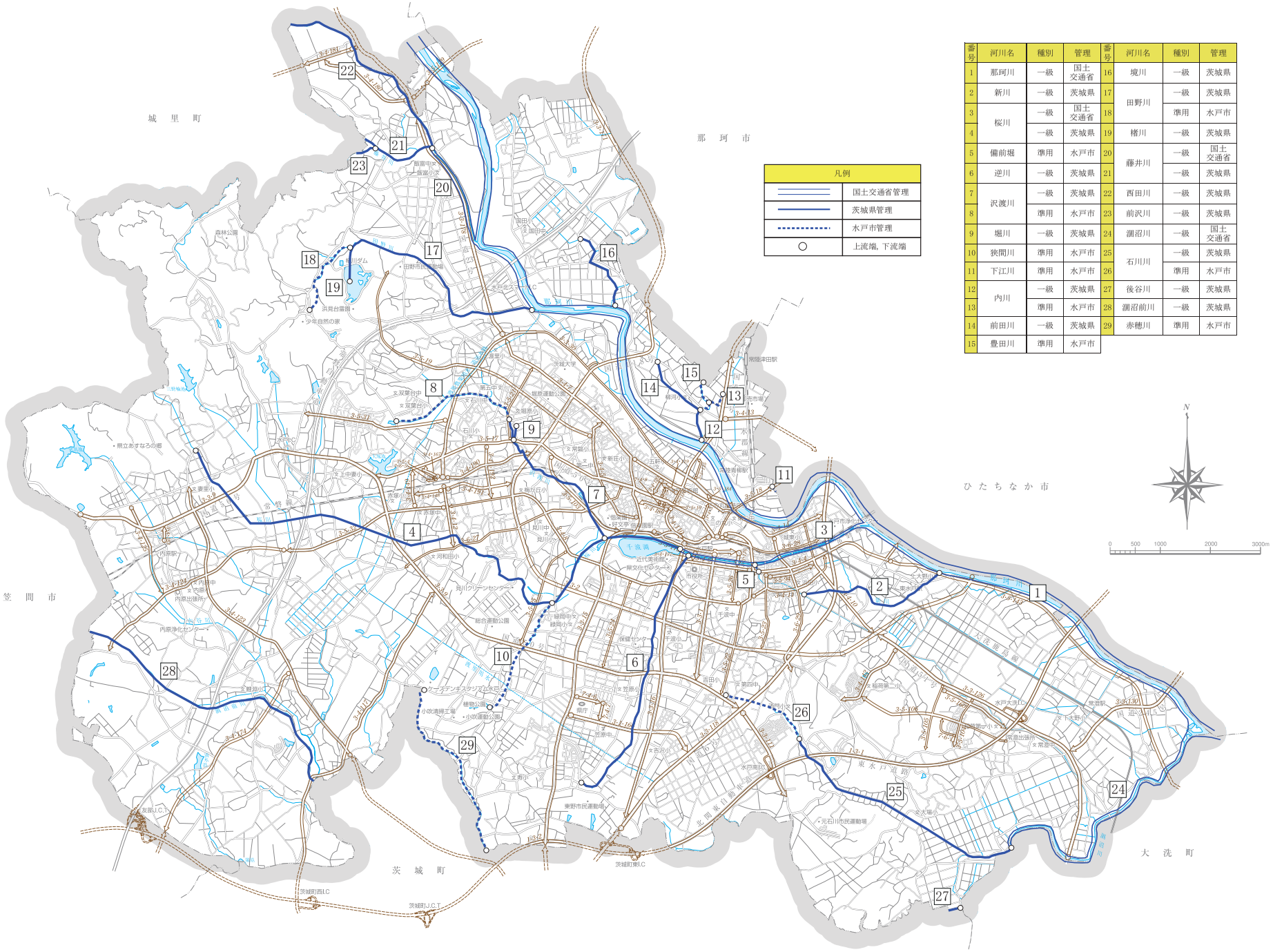
第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（主要地方道）			
50	水戸神栖線	水戸市宮町（水戸駅前交差点）	水戸市千波町　国道 50 号（サントル千波交差点）まで
（一般県道）			
342	上水戸停車場千波公園線	水戸市大工町　国道 50 号（大工町交差点）から	水戸市常磐町　主要地方道水戸神栖線分岐まで
351	馬渡水戸線	ひたちなか市勝倉　主要地方道水戸勝田那珂湊線交差から	水戸市吉沼町　一般県道小泉水戸線（吉沼町交差点）まで
（市町村道）			
	水戸市幹線市道２号線	水戸市城南３丁目　国道 51 号（城南３丁目交差点）から	水戸市中央２丁目　水戸市幹線市道３号線交差まで
	水戸市幹線市道８号線	水戸市渋井町　国道 51 号（谷田町交差点）から	水戸市吉沼町　一般県道小泉水戸線（吉沼町交差点）まで

第三次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（一般国道）			
118	一般国道 118 号	水戸市三の丸国道 50 号（中央郵便局前交差点）から	水戸市大町　国道349号(気象台前交差点)まで
（主要地方道）			
30	水戸岩間線	水戸市大工町　国道 50 号交差から	水戸市見和（社）茨城県歯科医師会まで
59	玉里水戸線	水府病院から	水戸市赤塚国道 50 号（郵便局前交差点）まで
63	水戸勝田那珂湊線	水戸市青柳町　国道 349 号（青柳町交差点）から	水戸市公設卸売市場まで
（一般県道）			
179	中石崎水戸線	水戸市酒門町　国道 6 号（酒門六差路交差点）から	丹野病院前まで

路線番号	路線名	起点側	終点側
232	市毛水戸線	水戸市三の丸　水戸市道（水府橋交差点）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
235	下入野水戸線	水戸市米沢町　水戸市道交差から	水戸市千波町　主要地方道水戸神栖線（千波十文字交差点）まで
（市町村道）			
	水戸市幹線市道１号線	水戸市城東１丁目　水戸市道城東42号線交差から	水戸市柵町２丁目　水戸市道浜田２号線交差まで
	水戸市幹線市道３号線	水戸市南町１丁目　国道50号交差から	水戸市梅香１丁目　水戸神栖線交差点まで
	水戸市幹線市道５号線	水戸市三の丸２丁目　県道市毛水戸線交差から	水戸市城東１丁目　水戸市道城東42号線交差まで
	水戸市幹線市道１２号線	水戸市千波町　主要地方道水戸神栖線交差から	アルフレッサ（株）水戸支店まで
	水戸市幹線市道15号，寿161号線	社団法人茨城県薬剤師会から	日本赤十字社茨城県支部まで
	水戸市幹線市道１９号線	水戸市見川町　国道50号（見川町交差点）から	㈱スズケン水戸支店まで
	水戸市幹線市道２５号線	水戸市石川１丁目　国道50号（石川町交差点）から	水戸市石川４丁目　大久保病院まで
	水戸市幹線市道３８号線	水戸市加倉井町　水戸市道上中妻212号線交差から	水戸市双葉台１丁目　水戸市道上中妻35号線まで
	水戸市幹線市道３９号線	水戸市元吉田町　国道50号(水戸工高東交差点)から	ＪＲ水戸駅前広場まで
	水戸市道駅南２号線	水戸市柵町１丁目　国道51号（柳堤橋交差点）から	ＪＲ水戸駅前広場まで
	水戸市道上中妻３５号線	水戸市双葉台１丁目　水戸幹線市道38号線交差から	水戸済生会総合病院まで
	水戸市道上中妻４６，７６号線	水戸市大塚町　国道50号双葉台団地入口交差点から	水戸済生会総合病院まで
	水戸市道上中妻２１２号線	水戸市加倉井町　国道５０号交差から	水戸市加倉井町　水戸幹線市道３８号交差まで
	水戸市道城東４２，４７号線	水戸市城東１丁目　水戸幹線市道５号線交差から	水戸市城東１丁目　水戸市幹線市道１号線まで
	水戸市道浜田２号線	水戸市柵町２丁目　水戸幹線市道１号線交差から	水戸市東台１丁目　国道51号（東台１丁目交差点）まで
	水戸市道常澄6-0007，8-3643号線	水戸市六反田町　国道51号百合ヶ丘ニュータウン交差から	水戸市六反田町水戸中央病院まで



番号	河川名	種別	管理	番号	河川名	種別	管理
1	那珂川	一級	国土交通省	16	境川	一級	茨城県
2	新川	一級	茨城県	17	田野川	一級	茨城県
3	桜川	一級	国土交通省	18		準用	水戸市
4		一級	茨城県	19	樽川	一級	茨城県
5	備前堀	準用	水戸市	20	藤井川	一級	国土交通省
6	逆川	一級	茨城県	21		一級	茨城県
7	沢渡川	一級	茨城県	22	西田川	一級	茨城県
8		準用	水戸市	23	前沢川	一級	茨城県
9	堀川	一級	茨城県	24	涸沼川	一級	国土交通省
10	狭間川	準用	水戸市	25	石川川	一級	茨城県
11	下江川	準用	水戸市	26		準用	水戸市
12	内川	一級	茨城県	27	後谷川	一級	茨城県
13		準用	水戸市	28	涸沼前川	一級	茨城県
14	前田川	一級	茨城県	29	赤穂川	準用	水戸市
15	豊田川	準用	水戸市				

第２　条例・規則関係

２－１　水戸市防災会議条例

昭和 40 年３月 31 日
水戸市条例第 15 号

改正　昭和 61 年　４月　１日条例第 17 号　平成　３年 12 月 25 日条例第 44 号
平成　４年　９月 22 日条例第 26 号　平成 11 年 12 月 22 日条例第 44 号
平成 21 年 12 月 25 日条例第 53 号　平成 24 年　９月 28 日条例第 36 号

（趣旨）
第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき，水戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。
（所掌事項）
第２条　防災会議は，次の各号に掲げる事項を所掌する。
(1) 水戸市地域防災計画を作成し，及びその実施を推進すること。
(2) 水戸市水防計画に関して審議すること。
(3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(4) 前号に規定する重要事項に関し，市長に意見を述べること。
(5) 前各号に掲げるもののほか，法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を処理すること。
（会長及び委員）
第３条　防災会議は，会長及び委員をもって組織する。
２　会長は，市長をもって充てる。
３　会長は，会務を総理する。
４　会長に事故あるときは，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は，42 人以内とし，次の各号に掲げる者をもって充てる。
(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
(5) 教育長
(6) 消防長及び消防団長
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(9) その他市長が特に必要と認める者
６　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠により任命された委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため，専門委員を置くことができる。
２　専門委員は，関係地方行政機関の職員，茨城県の職員，市の職員，関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
３　専門委員は，当該専門の事項に関する調査が終了したときは，解任されるものとする。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，会長が防災会議に諮って定める。

付　則
この条例は，昭和 40 年４月１日から施行する。
付　則（昭和 61 年４月１日条例第 17 号）
この条例は，公布の日から施行する。
付　則（平成３年 12 月 25 日条例第 44 号）
この条例は，平成４年３月３日から施行する。
付　則（平成４年９月 22 日条例第 26 号）
この条例は，平成４年 10 月１日から施行する。
付　則（平成 11 年 12 月 22 日条例第 44 号）
この条例は，平成 12 年４月１日から施行する。
付　則（平成 16 年 12 月 22 日条例第 75 号）
この条例は，平成 17 年２月１日から施行する。
付　則（平成 21 年 12 月 25 日条例第 53 号）
（施行期日）
１　この条例は，平成 22 年４月１日から施行する。
（水戸市水防協議会条例の廃止）
２　水戸市水防協議会条例（平成４年水戸市条例第 57 号）は，廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
3　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
付　則（平成24年9月28日条例第36号）
（施行期日）
1　この条例は，公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の第3条第6項の規定は，この条例の施行の日以後に任命される委員について適用する。

２－２　水戸市防災会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は，水戸市防災会議条例（昭和40年水戸市条例第15号以下「条例」という。）第５条の規定に基づき水戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　防災会議は，会長が招集する。

２　会長は，防災会議の議長となる。

（専決処分）

第３条　防災会議を招集する暇がないと認めるとき，その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは，防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

（会議録）

第４条　会長は会議録を作成し，次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議の経過

(4) 議決事項

(5) その他参考事項

（代理者）

第５条　委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは，代理者を出席させることができる。

２　前項の場合において委員はあらかじめ代理者を指名し会長に届け出ておかなければならない。

（委員の任期）

第６条　特定の地位またはその職により任命された委員の任期は，当該地位またはその職にある期間とする。

（庶務）

第７条　防災会議の庶務は，水戸市市民協働部防災・危機管理課において処理する。

付　則

この規程は，昭和41年２月28日から適用する。

付　則

この規程は，平成19年４月１日から適用する。

２－３　水戸市災害対策本部条例

昭和40年３月31日
水戸市条例第16号
改正　平成４年９月22日条例第26号
平成11年６月24日条例第24号
平成24年６月29日条例第33号

（趣旨）

第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき，水戸市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は，災害対策本部の事務を総括し，所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は，災害対策本部長を助け，災害対策本部長に事故があるときは，その職務を代理する。

３　災害対策本部員その他職員は，上司の命を受け，災害対策本部の事務に従事する。

（部及び班）

第３条　災害対策本部長は，必要があると認めるときは，災害対策本部に部及び班を置くことができる。

２　部に部長，班に班長及び班員を置き，災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

３　部長は部の事務を，班長は班の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　災害対策本部長は，災害対策本部の事務の一部を行う組織として，現地災害対策本部を置くことができる。

２　現地災害対策本部に，現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き，災害対策副本部長，災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

３　現地災害対策本部長は，現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，災害対策本部長が定める。

付　則

この条例は，昭和40年４月１日から施行する。

付　則（平成４年９月22日条例第26号）

この条例は，平成４年10月１日から施行する。

付　則（平成11年６月24日条例第24号）

この条例は，交付の日から施行する。

付　則（平成24年６月29日条例第33号）

この条例は，交付の日から施行する。

２－４　水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌

部　名 （部長名）	班　名 （班長名）	班　員	事　務　分　掌
市長公室 （市長公室長）	秘書班 （秘書課長）	秘書課員	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察，陳情及び見舞いの応接に関すること。 3　災害見舞金の受入れ及び礼状に関すること。 4　一般協力者団体に対する報償に関すること。 5　特命事項に関すること。
	企画班 （政策企画課長）	政策企画課員	1　国及び県への要望，陳情及び連絡に関すること。 2　隣接市町村との連絡調整に関すること。 3　災害復旧計画の策定に関すること。 4　災害記録の整理に関すること。 5　部内各班との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。
	交通政策班 （交通政策課長）	交通政策課員	1　公共交通機関との連絡調整に関すること。 2　公共交通機関の情報収集及び周知に関すること。 3　特命事項に関すること。
	情報政策班 （情報政策課長）	情報政策課員	1　情報通信ネットワークに関すること。 2　特命事項に関すること。
	広報班 （みとの魅力発信課長）	みとの魅力発信課員	1　市民への災害広報に関すること。 2　報道機関との連絡調整及び災害情報の広報に関すること。 3　災害写真等災害情報の収集に関すること。 4　災害時の市民相談に関すること。 5　特命事項に関すること。
総務部 （総務部長）	総務班 （総務法制課長） （行政経営課長）	総務法制課員 行政経営課員	1　本部事務局の協力に関すること。 2　部内各班との連絡調整に関すること。 3　特命事項に関すること。
	人事班 （人事課長）	人事課員	1　職員の動員・配置に関すること。 2　公務災害補償及び被災職員の援助に関すること。 3　職員の食糧及び寝具等厚生に関すること。 4　職員の健康管理に関すること。 5　特命事項に関すること。
	財産活用班 （財産活用課長）	財産活用課員	1　市庁舎の維持管理に関すること。 2　市庁舎等の在庁市民等の安全確保のための避難措置に関すること。 3　災害時の公有財産の管理及び被害状況の調査及び報告に関すること。 4　本部の施設，通信情報等の総合調整に関すること。 5　応急措置の土地収用等に関すること。 6　災害における庁用自動車の確保及び配車計画に関すること。 7　災害時における輸送体制の確保に関すること。 8　燃料の確保に関すること。 9　特命事項に関すること。
	市民班 （市民課長）	市民課員 （出張所員を除く。）	1　り災・被災者名簿の作成に関すること。 2　り災・被災証明書の発行に関すること。 3　応急用食糧及び物資の配布に関すること。 4　埋火葬の許可に関すること。 5　特命事項に関すること。

財務部 （財務部長）	財政班 （財政課長）	財政課員	1　災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 2　災害予算の財政計画に関すること。 3　部内各班の連絡調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	契約検査班 （契約検査課長）	契約検査課員	1　災害復旧時の工事等の契約事務執行及び連絡調整に関すること。 2　応急災害対策に係る建設業者への労務供給，機械等協力要請に関すること。 3　災害対策用物品の購入及び不良品の処分に関すること。 4　燃料の購入に関すること。 5　特命事項に関すること。
	被害調査班 （市民税課長） （資産税課長） （収税課長）	市民税課員 資産税課員 収税課員	1　被害調査の企画及び調査員に関すること。 2　被害調査に関すること。 3　被災者に対する市税の減免措置に関すること。 4　特命事項に関すること。
	会計班 （会計管理者）	会計課員	1　金銭の受入れ及び保管に関すること。 2　災害経費の出納に関する財政班との連絡調整に関すること。 3　指定金融機関との連絡調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
市民協働部 （市民協働部長）	災害対策班 （防災・危機管理課長） （生活安全課長）	防災・危機管理課員 生活安全課員	1　本部の庶務に関すること。 2　災害対策計画の立案及び総合調整に関すること。 3　気象情報の収集及び伝達に関すること。 4　本部の開設及び閉設に関すること。 5　本部会議に関すること。 6　水戸市防災会議その他関係諸機関との連絡に関すること。 7　職員の動員及び配備計画の総合調整に関すること。 8　県に対する要請及び連絡調整に関すること。 9　応急対策活動の総合調整に関すること。 10　防災指令その他本部長命令の伝達に関すること。 11　防災行政無線の運用統制に関すること。 12　関係機関，団体等に対する協力及び応援要請の総合調整に関すること。 13　自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関すること。 14　水防対策の総合調整に関すること。 15　交通安全対策に関すること。 16　救援物資及び金銭の配分計画等に関すること。 17　帰宅困難者に関する総合調整に関すること。 18　原子力施設の情報収集に関すること。 19　他の班の所管に属さないこと。
	市民生活班 （市民生活課長） （文化交流課長） （新市民会館整備課長） （男女平等参画課長）	市民生活課員 （市民センター員は除く。） 文化交流課員 新市民会館整備課員 男女平等参画課員	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　災害救助法の適用及び救助活動の連絡調整に関すること。 3　災害情報の収集・伝達及び報告の連絡調整に関すること。 4　避難所の開設及び閉設の総合調整（特設公衆電話の使用及びＬＰガス等の確保に関することを含む。）に関すること。 5　避難者の誘導に関すること。 6　所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 7　所管施設の応急復旧対策に関すること。 8　所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 9　特命事項に関すること。

	スポーツ班 （スポーツ課長） （体育施設整備課長）	スポーツ課員 体育施設整備課員	1　体育施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　体育施設の応急復旧対策に関すること。 3　体育施設利用者の避難誘導等災害対策計画の策定に関すること。 4　体育施設の避難所の開設に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。
生活環境部 （生活環境部長）	環境保全班 （環境保全課長）	環境保全課員	1　有害物質等の流失防止に関すること。 2　地下水の水質検査に関すること。 3　自然環境保全に対する環境調査に関すること。 4　特命事項に関すること。
	衛生事業班 （衛生事業課長）	衛生事業課員	1　し尿の処理計画に関すること。 2　関係業者の指導連絡調整に関すること。 3　火葬及び埋葬計画に関すること。 4　墓地及び斎場施設並びにし尿処理施設の保全及び災害対策に関すること。 5　特命事項に関すること。
	清掃班 （ごみ減量課長） （廃棄物対策課長） （清掃事務所長）	ごみ減量課員 廃棄物対策課員 清掃事務所員	1　ごみの収集及び運搬に関すること。 2　ごみの処理に関すること。 3　ごみ処理関係業者の指導及び連絡調整に関すること。 4　市長命令時の防疫薬品の配布に関すること。 5　知事指示時の防疫薬品の配布に関すること。 6　清掃施設の保全対策及び施設の緊急整備に関すること。 7　特命事項に関すること。
福祉部 （福祉部長）	福祉総務班 （福祉総務課長） （生活福祉課長） （福祉指導課長）	福祉総務課員 生活福祉課員 福祉指導課員	1　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 2　社会福祉協議会との連携に関すること。 3　被災者の生活援護に関すること。 4　見舞金の給付及び義援金の配布に関すること。 5　要配慮者の支援に係わる総合調整に関すること。 6　部内各班との連絡調整に関すること。 7　特命事項に関すること。
	障害福祉班 （障害福祉課長）	障害福祉課員	1　心身障害児・者，施設等の災害対策に関すること。 2　被災障害児・者（入所児・者）の保護に関すること。 3　福祉避難所（特別支援学校等）の開設及び閉設の総合調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	高齢福祉班 （高齢福祉課長） （介護保険課長）	高齢福祉課員 介護保険課員	1　老人福祉施設の災害対策に関すること。 2　被災老人（入所者）の保護に関すること。 3　福祉避難所（社会福祉施設等）の開設及び閉設の総合調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	児童福祉班 （子ども課長）	子ども課員	1　児童福祉施設（保育所，認定こども園を除く。）の災害対策に関すること。 2　被災児童（入所児童）の保護に関すること。 3　特命事項に関すること。

保健医療部 (保健医療部長) (保健所長)	医療救護班 (保健総務課長) (保健衛生課長) (地域保健課長) (保健予防課長)	保健総務課員 保健衛生課員 地域保健課員 保健予防課員	1 医療防疫に関する被害調査及び報告に関すること。 2 被災者の医療，助産及び救護に関すること。 3 医療品，衛生資材等の供給確保について。 4 医療救護班の編成及び応急救護所の設置に関すること。 5 防疫広報及び防疫班の編成に関すること。 6 感染症の予防に関すること。 7 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 8 知事指示時の防疫薬品の調達に関すること。 9 愛玩動物の対策に関すること。 10 特命事項に関すること。
	国保年金班 (国保年金課長)	国保年金課員	1 国民年金関係書類受付事務に関すること。 2 国民健康保険関係書類及び後期高齢者医療関係書類交付事務に関すること。 3 医療福祉受給者証交付事務に関すること。 4 国民健康保険税の減免事務及び国民年金保険料の免除事務に関すること。 5 特命事項に関すること。
産業経済部 (産業経済部長)	商工観光班 (商工課長) (観光課長)	商工課員 観光課員	1 商業及び観光関係の被害状況調査及び報告に関すること。 2 緊急生活物資，食糧等の調達及び配布に関すること。 3 商工会議所等関係機関との連絡調整に関すること。 4 被災中小企業者の金融対策に関すること。 5 部内各班との連絡調整に関すること。 6 特命事項に関すること。
	農政班 (農政課長) (農業環境整備課長) (農産振興課長)	農政課員 農業環境整備課員 農産振興課員	1 所管施設関係被害状況調査及び報告に関すること。 2 所管施設資材の保全に関すること。 3 所管施設関係の応急措置に関すること。 4 所管施設利用者の避難誘導に関すること。 5 市有林の被害調査及び報告に関すること。 6 農林水産業関係被害状況調査及び報告に関すること。 7 農業用諸施設の被害状況調査及び報告に関すること。 8 畜産関係の被害状況調査及び防疫対策に関すること。 9 農産物の病害虫広報及び駆除班の編成に関すること。 10 農林水産業関係の災害復旧の計画指導に関すること。 11 農協等農業団体の災害復旧指導に関すること。 12 営農資金に関すること。 13 その他災害対策関係機関との連携に関すること。 14 緊急食糧の供給に関すること。 15 特命事項に関すること。
	卸売市場班 (公設地方卸売市場長)	公設地方卸売市場員	1 卸売市場関係被害状況調査及び報告に関すること。 2 青果物等の調達及び配布に関すること。 3 水産物等の調達及び配布に関すること。 4 加工品等の調達及び配布に関すること。 5 特命事項に関すること。

建設部 （建設部長）	建設計画班 （建設計画課長） （道路建設課長） （生活道路整備課長） （河川都市排水課長） （内原建設事務所長）	建設計画課員 道路建設課員 生活道路整備課員 河川都市排水課員 内原建設事務所員	1　道路，橋梁等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　河川の被害調査及び報告に関すること。 3　道路，橋梁，河川等の応急復旧及び災害復旧工事に関すること。 4　浸水地域の被害調査及び報告に関すること。 5　浸水地域の応急対策に関すること。 6　急傾斜地崩壊危険区域の調査及び対策に関すること。 7　関係機関との連絡調整に関すること。 8　部内各班との連絡調整に関すること。 9　特命事項に関すること。
	道路管理班 （道路管理課長）	道路管理課員	1　道路，橋梁の被害状況調査及び報告に関すること。 2　緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。 3　道路，橋梁等の応急復旧に関すること。 4　関係機関との連絡調整に関すること。 5　特命事項に関すること。
	建築班 （建築課長）	建築課員	1　市有建築物の被害状況調査及び報告に関すること。 2　市有建築物の応急復旧に関すること。 3　被災建築物の営繕に関すること。 4　特命事項に関すること。
	土木補修班 （土木補修事務所長）	土木補修事務所員	1　道路，橋梁等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　土木施設等の応急復旧に関すること。 3　道路等の復旧対策に必要な土木工事用資材の購入及び管理に関すること。 4　障害物の除去及び緊急輸送路の確保に関すること。 5　特命事項に関すること。
都市計画部 （都市計画部長）	都市計画班 （都市計画課長）	都市計画課員	1　都市計画及び都市問題の災害対策における調整及び報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧に関すること。 3　被災広告物のうち保安上危険な工作物に対する措置に関すること。 4　災害復旧都市計画に関すること。 5　関係機関等との連絡調整に関すること。 6　部内各班との連絡調整に関すること。 7　特命事項に関すること。
	建築指導班 （建築指導課長）	建築指導課員	1　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2　被災者に対する建築物の相談に関すること。 3　特命事項に関すること。
	公園緑地班 （公園緑地課長）	公園緑地課員	1　公園施設等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　公園施設等における避難所の開設に関すること。 3　公園施設等の応急復旧の工事に関すること。 4　応急復旧対策に必要な資材の購入及び管理に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。
	市街地整備班 （市街地整備課長） （泉町周辺地区開発事務所長）	市街地整備課員 泉町周辺地区開発事務所長員	1　施工中の区画整理・再開発区域内の道路等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　緊急を要する他の班への協力に関すること。 3　特命事項に関すること。

	住宅政策班 （住宅政策課長）	住宅政策課員	1　市営住宅等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　市営住宅等の応急復旧に関すること。 3　応急仮設住宅及び避難所その他応急仮設建物の設営に関すること。 4　被災者に対する住宅相談に関すること。 5　特命事項に関すること。
教育委員会 （教育部長）	教育企画班 （教育企画課長）	教育企画課員	1　教育関係施設等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　避難所開設に関する教育委員会内の総合調整に関すること。 3　災害対策計画の策定に関すること。 4　職員の動員，教育及び厚生に関すること。 5　災害記録の整理及び保存に関すること。 6　応急授業確保対策に関すること。 7　教育施設等の災害復旧及び応急対策に関する予算に関すること。 8　関係機関との連絡調整に関すること。 9　教育関係物品の調達に関すること。 10　教育委員会内各班との連絡調整に関すること。 11　特命事項に関すること。
	学校教育班 （学校管理課長） （学校保健給食課長） （幼児教育課長） （学校施設課長） （放課後児童課長）	学校管理課員 学校保健給食課員 幼児教育課員 学校施設課員 放課後児童課員	1　学校，幼稚園，保育所及び認定こども園並びに学校給食共同調理場の災害対策計画及び応急復旧計画の策定に関すること。 2　学校，幼稚園，保育所及び認定こども園並びに学校給食共同調理場の被害状況調査及び報告に関すること。 3　学校施設の避難所の開設に関すること。 4　児童生徒の保護及び保健安全指導に関すること。 5　り災児童生徒の応急措置並びに学校内外及び学校給食共同調理場の防疫，衛生処理に関すること。 6　学用品，教科書等教育関係物品の調達及び配布に関すること。 7　学校施設の使用協力に関すること。 8　被災児童生徒の教育対策に関すること。 9　関係機関との連絡調整に関すること。 10　学校給食共同調理場からの炊出しに関すること。 11　特命事項に関すること。
	生涯学習班 （生涯学習課長）	生涯学習課員	1　所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 4　関係民間団体との連絡調整・要請に関すること。 5　青少年育成施設の被害調査及び報告に関すること。 6　青少年育成施設の応急復旧対策に関すること。 7　青少年団体の協力要請に関すること。 8　青少年施設の避難所の開設に関すること。 9　特命事項に関すること。
	歴史文化財班 （歴史文化財課長）	歴史文化財課員	1　所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 4　関係民間団体との連絡調整・要請に関すること。 5　指定文化財の被害状況調査及び報告に関すること。 6　特命事項に関すること。

	応援班 （中央図書館長） （総合教育研究所長） （教育研究課長）	中央図書館員 総合教育研究所員 教育研究課員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
消防局 （消防局長） （消防次長）	消防総務班 （消防総務課長）	消防総務課員	1　災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 2　消防施設の被害調査及び報告に関すること。 3　職員の非常食糧の調達及び配布に関すること。 4　職員の労務管理及び公務災害に関すること。 5　災害記録の整理及び保存に関すること。 6　応急対策に必要な資材器具の調達に関すること。 7　関係機関との連絡調整に関すること。 8　部内各班との連絡調整に関すること。 9　特命事項に関すること。
	火災予防班 （火災予防課長）	火災予防課員	1　被害状況の収集，調査，報告及び集計に関すること。 2　特殊災害現場の情報収集及び応急措置指導に関すること。 3　危険物施設の災害状況調査及び応急措置指導に関すること。 4　重要対象物の災害状況調査及び応急対策に関すること。 5　消防広報及び避難の指導に関すること。 6　災害情報の収集，連絡に関すること。 7　災害記録・写真の保存に関すること。 8　関係機関との連絡調整に関すること。 9　特命事項に関すること。
	消防救助班 （消防救助課長）	消防救助課員	1　災害対策本部との連絡調整に関すること。 2　警戒及び防御対策に関すること。 3　消防職団員の招集に関すること。 4　消防職団員の配置に関すること。 5　災害，被害状況及び災害活動状況の把握に関すること。 6　二次災害防止に関すること。 7　特別配備体制の実施及び結果報告に関すること。 8　救助活動に関すること。 9　災害状況の記録及び保管に関すること。 10　救助資材器具の確保に関すること。 11　出動指令及び部隊運用に関すること。 12　災害及び気象情報の収集及び伝達に関すること。 13　消防通信運用及び無線統制に関すること。 14　指揮命令の伝達に関すること。 15　非常召集の伝達に関すること。 16　通信施設の保守に関すること。 17　特命事項に関すること。
	救急班 （救急課長）	救急課員	1　医療機関との連絡調整に関すること。 2　現地救護所に関すること。 3　特命事項に関すること。

	北消防班 南消防班 （北消防署長） （南消防署長）	北消防署員 南消防署員	1　警戒，防御及び警戒区域の指定に関すること。 2　警防活動方針及び策定に関すること。 3　消防隊等の運用及び編成に関すること。 4　活動用機器及び資材の調達確保に関すること。 5　人命救助及び救急活動に関すること。 6　避難の勧告及び指示に関すること。 7　警防活動に関すること。 8　災害及び被害情報の収集，伝達及び報告に関すること。 9　予報及び警報の伝達に関すること。 10　住民広報に関すること。 11　現地災害対応班との連絡調整に関すること。 12　消防用機器及び資材の応急修理に関すること。 13　庁舎の保全に関すること。 14　特命事項に関すること。
上下水道局 水道部 （水道部長）	水道総務班 （水道総務課長）	水道総務課員	1　水道施設の被害の調査，把握及び報告に関すること。 2　部内災害対策計画の策定に関すること。 3　職員の動員及び厚生に関すること。 4　水道施設の応急復旧予算に関すること。 5　広報活動計画に関すること。 6　災害対策関係の総括記録管理及び保存に関すること。 7　部内各班との連絡調整に関すること。 8　水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること。 9　水道車両の調達及び配車に関すること。 10　物品及び金銭の出納及び保管に関すること。 11　特命事項に関すること。
	応急給水班 （経理課長）	経理課員	1　応急給水及び応急給水所に関すること。 2　水道料金の減免に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	管路復旧班 （水道整備課長） （給水課長）	水道整備課員 給水課員	1　配水管等の被害調査及び報告に関すること。 2　配水管等の応急復旧に関すること。 3　給水施設の総合対策に関すること。 4　給水装置の被害調査及び応急対策に関すること。 5　配水管等の水圧，水質等の調査及び報告に関すること。 6　関係機関等との連絡調整に関すること。 7　特命事項に関すること。
	浄水施設復旧班 （浄水管理事務所長）	浄水管理事務所員	1　水源及び場内の施設等の被害調査及び報告に関すること。 2　水源及び場内施設等の応急復旧に関すること。 3　場内施設等の応急復旧工事に必要な資材等の調達に関すること。 4　水道水の水質検査に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。

上下水道局 下水道部 （下水道部長）	下水道班 （下水道管理課長） （下水道整備課長） （集落排水課長） （下水道施設管理事務所長）	 下水道管理課員 下水道整備課員 集落排水課員 下水道施設管理事務所員	1　下水道施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　下水道施設の応急復旧に関すること。 3　浸水地域の被害調査及び報告に関すること。 4　浸水地域の応急対策に関すること。 5　関係機関への連絡調整に関すること。 6　応急復旧対策に必要な資材の購入及び管理に関すること。 7　水質の調査，分析及び検査に関すること。 8　特命事項に関すること。
選挙管理委員会事務局 （事務局長）	応援班 （選挙管理委員会事務局次長）	 選挙管理委員会事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
監査委員事務局 （事務局長）	応援班 （監査委員事務局次長）	 監査委員事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
農業委員会事務局 （事務局長）	応援班 （農業委員会事務局長）	 農業委員会事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
議会事務局 （事務局長）	応援班 （議会事務局次長）	 議会事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。

２－５　水戸市防災行政無線局管理運用規程

昭和62年７月31日

水戸市規程第11号

改正　平成元年３月28日規程第５号　平成４年２月21日規程第３号　平成４年４月１日規程第27号　平成４年11月18日規程第42号　平成５年４月１日規程第７号　平成６年３月31日規程第１号　平成７年３月30日規程第14号　平成７年10月４日規程第20号　平成８年５月30日規程第12号　平成９年３月31日規程第４号　平成10年３月30日規程第４号　平成13年１月５日規程第１号　平成13年３月30日規程第５号　平成17年１月28日規程第１号　平成17年３月31日規程第４号　平成18年３月29日規程第５号　平成18年５月２日規程第10号　平成19年３月29日規程第２号　平成21年４月17日規程第６号　平成22年３月31日規程第８号　平成23年３月31日規程第２号　平成24年６月７日規程第８号　平年27年３月31日規程第９号　平成29年３月31日規程第５号　平成31年３月29日規程第５号

（趣旨）

第１条　この規程は，水戸市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の設置並びに管理及び運用について，電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　無線局　法第２条第５号に規定する無線局をいう。

(2)　陸上移動局　陸上を移動し，又は特定しない地点に停止して運用する車載型又は可搬型の無線局をいう。

(3)　固定系親局　特定の２以上の受信設備に対し，同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

(4)　固定系子局　固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(5)　無線従事者　総務大臣又は所轄総合通信局長の免許を受けて，無線設備を操作する者をいう。

（平13規程１・平24規程８・一部改正）

（無線局の設置）

第３条　無線局の区分，個別呼出番号，名称及び配備先又は設置場所は，別表のとおりとする。

（平17規程１・平24規程８・平31規程５・一部改正）

（統制管理者）

第４条　無線局に，統制管理者を置く。

２　統制管理者には，市民協働部長をもって充てる。

３　統制管理者は，無線局の管理及び運用を統制する。

（平27規程９・一部改正）

（管理責任者）

第５条　無線局に，管理責任者を置く。

２　管理責任者には，防災・危機管理課長をもって充てる。

３　管理責任者は，統制管理者の命を受け，無線局の管理及び運用に関する業務を統括する。

（平10規程４・平19規程２・平29規程５・一部改正）

（管理者）

第６条　固定系親局の設置場所に，管理者を置く。

２　管理者には，前項の設置場所の所属長をもって充てる。

３　管理者は，管理責任者の命を受け，配置された無線局の管理及び運用について監督し，及び指揮する。

（平24規程８・一部改正）

（通信取扱責任者）

第７条　固定系親局の設置場所に，通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は，管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名した者をもって充てる。

３　通信取扱責任者は，管理責任者の命を受け，無線局の管理及び運用に係る業務を指揮する。

（平24規程８・一部改正）

（無線従事者の配置，養成等）

第８条　統制管理者は，無線局の運用体制に見合う員数を無線従事者として配置するものとする。

２　統制管理者は，無線従事者の適正な配置を確保するため，常に無線従事者の養成に努めるものとする。

３　統制管理者は，無線従事者の現状を把握するため，毎年４月１日をもって無線従事者名簿（様式第１号）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第９条　無線従事者は，無線局の無線設備の操作を行うとともに，当該操作の状況を無線業務日誌（様式第２号）に記載するものとする。

（平24規程８・一部改正）

（通信取扱者）

第10条　通信取扱者は，無線従事者の管理のもとに法を遵守し，操作を行うものとする。

（運用時間）

第11条　無線局の運用時間は，常時とする。

（通信時間）

第12条　通信時間は，１回につき，原則として５分以内とする。

（通信の種別）

第13条　通信の種別は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　緊急通信　災害その他特に緊急を要するとき。

(2)　一斉通信　２以上の無線局に対して同時又は一方的に行う通信をいう。

(3)　個別通信　無線局間において個別に行う通信をいう。

（通信の制限）

第14条　統制管理者は，災害その他特に緊急を要するときは，通信を制限し，これを統制することができる。

2　通信の制限は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　一斉通信

ア　統制管理者は，災害その他非常事態が発生し，又は発生する恐れがあるときは，災害対策本部において，全ての通信を制限することができる。

イ　統制管理者は，平常時において特に必要があると認めるときは，全ての通信を制限することができる。

(2)　個別通信　統制管理者は，特に必要があると認めるときは，個別の通信を制限することができる。

（平24規程８・一部改正）

（業務書類等の管理）

第15条　管理責任者は，法第60条に定める時計，無線検査簿，無線業務日誌，免許状，電波法令集，免許申請書及び変更申請書の添付書類の写し，無線従事者選（解）任届書等の添付書類の写し，水戸市地域防災計画書及び水戸市水防計画書を備え付け，これを保管しなければならない。

（無線設備の保守点検）

第16条　無線設備の正常な機能維持を確保するため，次の各号に掲げるところにより保守点検を行うものとする。

(1)　毎日点検

(2)　毎月点検

(3)　毎年点検

2　保守点検の責任者は，次の各号に定めるとおりとする。

(1)　毎日及び毎月点検　管理責任者

(2)　毎年点検　統制管理者

3　点検項目は，次の各号に定めるとおりとする。

(1)　毎日点検　無線業務日誌

(2)　毎月点検　無線局月点検記録簿（様式第３号）

(3)　毎年点検　無線局年点検簿（様式第４号）

4　予備装置及び予備電源については，毎月１回以上その装置を使用し，その機能を確認しておくものとする。

（通信訓練）

第17条　統制管理者は，災害時等に適正かつ円滑に対応するため毎年１回以上通信訓練を実施するも

のとする。

（研修）

第18条　統制管理者は，毎年１回以上通信取扱者等に対して，電波法令及び運用等の研修を行うものとする。

（補則）

第19条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この規程は，公布の日から施行し，昭和62年４月27日から適用する。

付　則（平成元年３月28日規程第５号）

この規程は，平成元年４月１日から施行する。

付　則（平成４年２月21日規程第３号）

この規程は，平成４年３月３日から施行する。

付　則（平成４年４月１日規程第27号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成４年11月18日規程第42号）

この規程は，公布の日から施行し，平成４年10月１日から適用する。

付　則（平成５年４月１日規程第７号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成６年３月31日規程第１号）

この規程は，平成６年４月１日から施行する。

付　則（平成７年３月30日規程第14号）

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

付　則（平成７年10月４日規程第20号）

この規程は，公布の日から施行し，平成７年10月１日から適用する。

付　則（平成８年５月30日規程第12号）

この規程は，公布の日から施行し，この規程による改正後の水戸市防災行政無線局管理運用規程の規定は，平成８年４月１日から適用する。

付　則（平成９年３月31日規程第４号）

この規程は，平成９年４月１日から施行する。

付　則（平成10年３月30日規程第４号）

この規程は，平成10年４月１日から施行する。

付　則（平成13年１月５日規程第１号）

この規程は，平成13年１月６日から施行する。

付　則（平成13年３月30日規程第５号）抄

（施行期日）

1　この規程は，平成13年４月１日から施行する。

付　則（平成17年１月28日規程第１号）

この規程は，平成17年２月１日から施行する。

付　則（平成17年３月31日規程第４号）

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

付　則（平成18年３月29日規程第５号）

この規程は，平成18年４月１日から施行する。

付　則（平成18年５月２日規程第10号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成19年３月29日規程第２号）抄

（施行期日）

1　この規程は，平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成21年４月17日規程第６号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成22年３月31日規程第８号）

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

付　則（平成23年３月31日規程第２号）

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成24年６月７日規程第８号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成27年３月31日規程第９号）

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

付　則（平成29年３月31日規程第５号）

この規程は，平成29年４月１日から施行する。

付　則（平成31年３月29日規程第５号）

この規程は，平成31年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

（平31規程５・全改）

1　移動系

呼出番号	登録名称	配備先
101	101防危	防災・危機管理課（指令卓）

102	102防危	防災・危機管理課
103	103防危	防災・危機管理課
104	104防危	防災・危機管理課
105	105防危	防災・危機管理課
106	106政策	政策企画課
107	107総務	総務法制課
108	108財政	財政課
109	109市民	市民生活課
110	110福祉	福祉総務課
111	111商工	商工課
112	112建設	建設計画課
113	113都市	都市計画課
114	114下水	下水道管理課
115	115会計	会計課
116	116教育	教育企画課
117	117消防	消防局通信指令室
118	118広報	みとの魅力発信課
119	119秘書	秘書課
120	120議会	議会事務局
121	121常澄	常澄出張所
122	122内原	内原出張所
123	123環境	環境保全課
150	150災対	防災・危機管理課（災害現地対応用）
151	151災対	防災・危機管理課（災害現地対応用）
152	152災対	防災・危機管理課（災害現地対応用）
201	201市民	市民生活課
202	202三丸	三の丸市民センター
203	203五軒	五軒市民センター
204	204竹隈	竹隈市民センター
205	205渡里	渡里市民センター
206	206上中	上中妻市民センター
207	207桜川	桜川市民センター

208	208緑岡	緑岡市民センター
209	209見和	見和市民センター
210	210双葉	双葉台市民センター
211	211常磐	常磐市民センター
212	212寿	寿市民センター
213	213石川	石川市民センター
214	214上大	上大野市民センター
215	215飯富	飯富市民センター
216	216城東	城東市民センター
217	217吉田	吉田市民センター
218	218新荘	新荘市民センター
219	219千波	千波市民センター
220	220柳河	柳河市民センター
221	221笠原	笠原市民センター
222	222酒門	酒門市民センター
223	223見川	見川市民センター
224	224国田	国田市民センター
225	225赤塚	赤塚市民センター
226	226吉沢	吉沢市民センター
227	227堀原	堀原市民センター
228	228山根	山根市民センター
229	229稲一	稲荷第一市民センター
230	230大場	大場市民センター
231	231稲二	稲荷第二市民センター
232	232下大	下大野市民センター
301	教育企画１	教育企画課
302	教育企画２	教育企画課
303	三の丸小	三の丸小学校
304	五軒小	五軒小学校
305	新荘小	新荘小学校
306	城東小	城東小学校
307	浜田小	浜田小学校

308	常磐小	常磐小学校
309	緑岡小	緑岡小学校
310	寿小	寿小学校
311	上大野小	上大野小学校
312	柳河小	柳河小学校
313	渡里小	渡里小学校
314	吉田小	吉田小学校
315	酒門小	酒門小学校
316	石川小	石川小学校
317	飯富小	飯富小学校
318	河和田小	河和田小学校
319	上中妻小	上中妻小学校
320	見川小	見川小学校
321	千波小	千波小学校
322	梅が丘小	梅が丘小学校
323	双葉台小	双葉台小学校
324	笠原小	笠原小学校
325	赤塚小	赤塚小学校
326	吉沢小	吉沢小学校
327	堀原小	堀原小学校
328	下大野小	下大野小学校
329	稲荷第一小	稲荷第一小学校
330	稲荷第二小	稲荷第二小学校
331	大場小	大場小学校
332	鯉淵小	鯉淵小学校
333	妻里小	妻里小学校
334	内原小	内原小学校
335	第一中	第一中学校
336	第二中	第二中学校
337	第三中	第三中学校
338	緑岡中	緑岡中学校
339	第四中	第四中学校

340	飯富中	飯富中学校
341	赤塚中	赤塚中学校
342	第五中	第五中学校
343	見川中	見川中学校
344	双葉台中	双葉台中学校
345	笠原中	笠原中学校
346	石川中	石川中学校
347	千波中	千波中学校
348	常澄中	常澄中学校
349	内原中	内原中学校
350	国田義務	国田義務教育学校
351	総研	総合教育研究所
352	自然の家	少年自然の家
353	内原中央	内原市民センター
357	教育企画３	教育企画課
358	教育企画４	教育企画課
401	401	社会福祉協議会
402	402	障害福祉課
403	403	介護保険課
404	404	高齢福祉課
501	501	選挙管理委員会事務局
502	内原出張所	内原出張所
503	協中小建設	水戸地区中小建設業協同組合
504	協中小建設	水戸地区中小建設業協同組合
601	601建設	建設計画課
602	602建設	建設計画課
603	603建設	建設計画課
604	604建設	建設計画課
605	605建設	建設計画課
606	606土木	土木補修事務所
701	監査委員会	監査委員会事務局
702	赤塚出張所	赤塚出張所

703	見川クリ	見川クリーンセンター
704	清掃事務所	清掃事務所
705	保健センタ	水戸市保健所
706	下水道施設	下水道施設管理事務所
707	スタジアム	ケーズデンキスタジアム
708	総合体育館	総合運動公園体育館
709	青柳体育館	青柳公園市民体育館
801	801水道	水道部（指令卓）
802	802水道	水道部
803	803水道	水道部
804	804水道	水道部
805	805水道	水道部
806	806水道	水道部
807	807水道	水道部
808	808水道	水道部
809	809水道	水道部
810	810水道	水道部
811	811水道	水道部
812	812水道	水道部
813	813水道	水道部
901	福葉山荘	いきいき交流センター葉山荘
902	福長者山荘	いきいき交流センター長者山荘
903	福あじさい	いきいき交流センターあじさい
904	福柳提荘	いきいき交流センター柳提荘
905	福あかね荘	いきいき交流センターあかね荘
906	福常澄老	いきいき交流センター常澄
907	福ふれしあ	いきいき交流センターふれしあ
908	福あかつか	老人デイサービスセンターあかつか
909	福開江老	開江老人ホーム
910	福あすなろ	県立あすなろの郷
911	福飯富特支	茨城県立水戸飯富特別支援学校
912	福水戸特支	茨城県立水戸特別支援学校

913	福内原特支	茨城県立内原特別支援学校
914	福盲学校	茨城県立盲学校
915	福梅寿園	ケアステーション梅寿園
916	福藤が原	ケアステーション藤が原
917	福愛友園特	愛友園（特別養護老人ホーム）
918	福ラ青柳	ライフピア青柳
919	福ラ河和田	ライフピア河和田
920	福長生園	長生園
921	福もみじ館	もみじ館
922	福もくせい	もくせい
923	福フォ水戸	フォレストヴィラ水戸
924	福アクさか	アクティブハートさかど
925	福グリみと	グリーンハウスみと
926	福森ひらす	森の家ひらす
927	福すずらん	渡里すずらん苑
928	福ユーアイ	ユーアイの家
929	福東野の家	東野の家
930	福桜陽だま	桜川陽だまり館
931	福はぎの郷	はぎの郷
932	福ヴィみと	ヴィレッジみと
933	福あんず館	あんず館
934	福ケアみと	ケアハウスみと
935	福サンピア	サンピア
936	福ハート水	ハートピア水戸
937	協造園建設	水戸市造園建設業協同組合
938	協造園施設	水戸市造園建設業協同組合
939	福祐功の館	特別養護老人ホーム　祐功の館
940	福かさはら	特別養護老人ホーム　かさはら
941	福双陽だま	特別養護老人ホーム　双葉陽だまり館
1001	東日本旅客	東日本旅客鉄道水戸支社
1002	協造園建設	水戸市造園建設業協同組合
1003	協建設業	水戸市建設業協同組合

1004	協建設業	水戸市建設業協同組合
1005	協建設業	水戸市建設業協同組合
1006	協建設業	水戸市建設業協同組合
1007	協建設業	水戸市建設業協同組合
1008	1008	鯉淵市民センター
1009	1009	妻里市民センター
1010	1010	防災・危機管理課（予備）
1011	水戸コミュ	水戸コミュニティ放送
1012	協茨城放送	茨城放送
1013	1013	防災・危機管理課（予備）
1014	協管工事	水戸市管工事業協同組合
1015	協管工事	水戸市管工事業協同組合
1016	協管工事	水戸市管工事業協同組合
1017	協電設協会	水戸市電設協会
1018	協ハイタク	茨城県ハイヤー・タクシー協会①
1019	協電設協会	水戸市電設協会
1020	協トラック	社団法人茨城県トラック協会水戸支部
1021	1021	防災・危機管理課（予備）
1022	協イオン	イオン（株）
1023	1023	防災・危機管理課（予備）
1024	協第一常陽	茨城県ハイヤー・タクシー協会②
1025	1025	欅倶楽部
1026	1026	かたくりの郷
1027	協電設協会	水戸市電設協会
1028	1028	水戸東部特別養護老人ホーム
1101	緊急避難	茨城県立水戸高等特別支援学校
1102	緊急避難	茨城県立産業技術短期大学

2　固定系（水戸）

(1)　固定局

種別	呼出名称	設置場所	備考
親局	ぼうさい　みと	水戸市中央１丁目４番１号	401通信室
遠隔制御卓		水戸市緑町２丁目１番２号	２階

(2)　屋外拡声子局

個別呼出番号	子局名称	設置場所	備考
2001	防災みと―１	水戸市小泉町631番地の５	
2002	防災みと―２	水戸市小泉町258番地の２	
2003	防災みと―３	水戸市川又町382番地の１	川又集落センター
2004	防災みと―４	水戸市平戸町938番地の１	稲荷神社
2005	防災みと―５	水戸市小泉町952番地の１	
2006	防災みと―６	水戸市塩崎町354番地の５	
2007	防災みと―７	水戸市塩崎町70番地の１	
2008	防災みと―８	水戸市平戸町511番地の１	
2009	防災みと―９	水戸市島田町103番地の２	
2010	防災みと―10	水戸市島田町2222番地の３	
2011	防災みと―11	水戸市下大野町2846番地の４地先	
2012	防災みと―12	水戸市下大野町666番地	下大野小学校
2013	防災みと―13	水戸市大串町2032番地の１	
2014	防災みと―14	水戸市塩崎町20番地の３	
2015	防災みと―15	水戸市島田町2934番地の１地先	
2016	防災みと―16	水戸市下大野町1614番地の１	
2017	防災みと―17	水戸市下大野町1168番地の２	
2018	防災みと―18	水戸市大串町2134番地	常澄出張所
2019	防災みと―19	水戸市大場町6392番地の２	
2020	防災みと―20	水戸市秋成町378番地	鹿島神社
2021	防災みと―21	水戸市中大野町703番地	中大野区民館
2022	防災みと―22	水戸市東前町591番地の１	
2023	防災みと―23	水戸市大串町142番地の１	稲荷第一小学校

2024	防災みと―24	水戸市大場町1303番地の１	
2025	防災みと―25	水戸市大場町2042番地の２	
2026	防災みと―26	水戸市大場町2288番地の１	大場小学校
2027	防災みと―27	水戸市下入野町934番地の３	
2028	防災みと―28	水戸市下入野町1768番地の２	（兼再送信子局）
2029	防災みと―29	水戸市栗崎町1519番地の１地先	
2030	防災みと―30	水戸市吉沼町106番地の１	上大野小学校
2031	防災みと―31	水戸市吉沼町1768番地の２	上大野市民センター
2032	防災みと―32	水戸市六反田町572番地の４	
2033	防災みと―33	水戸市吉沼町640番地の１	上大野市民運動場
2034	防災みと―34	水戸市吉沼町175番地	吉沼上組公民館
2035	防災みと―35	水戸市若宮１丁目１番１号	下水道施設管理事務所
2036	防災みと―36	水戸市若宮町地内	水戸大橋右岸
2037	防災みと―37	水戸市城東２丁目６番36号	南消防署城東出張所
2038	防災みと―38	水戸市浜田１丁目１番１号	浜田小学校屋上
2039	防災みと―39	水戸市柳町２丁目５番８号	竹隈市民センター屋上
2040	防災みと―40	水戸市本町１丁目１番１号	七軒町児童公園
2041	防災みと―41	水戸市城南２丁目13番	駅南平和公園
2042	防災みと―42	水戸市中央１丁目４番１号	水戸市役所屋上
2043	防災みと―43	水戸市三の丸３丁目12番５号	杉山保育所
2044	防災みと―44	水戸市水府町864番地の６	青柳公園市民体育館
2045	防災みと―45	水戸市青柳町4566番地	公設地方卸売市場
2046	防災みと―46	水戸市青柳町594番地の３	青柳樋管 （兼カメラ局）
2047	防災みと―47	水戸市金町１丁目355番地	水戸地方気象台東
2048	防災みと―48	水戸市五軒町３丁目２番25号	五軒小学校
2049	防災みと―49	水戸市柳河町318番地の１	柳河小学校
2050	防災みと―50	水戸市柳河町673番地の１	柳河市民センター
2051	防災みと―51	水戸市ちとせ２丁目1651番２号	松本第二樋管 （兼カメラ局）
2052	防災みと―52	水戸市中河内町934番地の４	中河内集会所
2053	防災みと―53	水戸市渡里町12番地の12	圷公民館
2054	防災みと―54	水戸市渡里町1329番地	枝内浄水場

2055	防災みと―55	水戸市上河内町587番地	
2056	防災みと―56	水戸市田谷町１番地	田谷町田園都市センター
2057	防災みと―57	水戸市下国井町20番地の３地先	国田大橋東側
2058	防災みと―58	水戸市下国井町1212番地の４	国田市民センター （兼再送信子局）
2059	防災みと―59	水戸市飯富町3436番地の20	飯富特別支援学校
2060	防災みと―60	水戸市飯富町4959番地の２	農業集落排水処理施設
2061	防災みと―61	水戸市上国井町966番地の４	柳内西公民館
2062	防災みと―62	水戸市上国井町833番地の１	農業集落排水処理施設
2063	防災みと―63	水戸市飯富町4420番地の１	飯富小学校屋上
2064	防災みと―64	水戸市岩根町750番地の３	岩根集落センター
2065	防災みと―65	水戸市藤井町845番地	藤井町子どもの広場
2066	防災みと―66	水戸市藤井町875番地の２	藤井町集落センター
2067	防災みと―67	水戸市岩根町2084番地	那珂西大橋西側

３　固定系（内原）

(1)　固定局

種別	呼出名称	設置場所	備考
親局	ぼうさい　うちはら	水戸市内原町1395番地の１	無線室
遠隔制御卓		水戸市中央１丁目４番１号	401通信室

(2)　屋外拡声子局

個別番号	子局名	設置場所	備考
1	田島営農センター	水戸市田島町244番地	
2	黒磯・三野輪	水戸市牛伏町184番地	
3	かたくりの里	水戸市有賀町2053番地の2	
4	有賀北区農村集落センター	水戸市有賀町1641番地の1	
5	有賀中	水戸市有賀町1023番地の１	
6	大足西部	水戸市大足町1284番地の2	
7	牛伏公民館	水戸市牛伏町649番地	
8	中妻地区センター	水戸市大足町1413番地外	
9	大足公民館	水戸市大足町649番地	

10	有賀南区農村集落センター	水戸市有賀町2455番地の2	
11	妻里小学校	水戸市有賀町978番地	
12	中原農村集落センター	水戸市中原町786番地	
13	杉崎ふるさとコミュニティセンター	水戸市杉崎町818番地の1	
14	杉崎北部	水戸市杉崎町432番地の2	
15	あすなろの郷	水戸市杉崎町1460番地	
16	杉崎3区東部	水戸市杉崎町1599番地の1	
17	杉崎3区農村集落センター	水戸市杉崎町1719番地の2	
18	三湯ふるさとコミュニティセンター	水戸市三湯町37番地	
19	三湯南部	水戸市三湯町1108番地の26	
20	内原公民館	水戸市内原町950番地の3	
21	前原公園	水戸市内原町1526番地	
22	内原出張所	水戸市内原町1395番地の1	
23	内原高齢者センター	水戸市内原町1397番地の5	
24	日本農業実践学園	水戸市内原町1484番地の5	
25	内原中学校	水戸市内原町1463番地	
26	内原3区	水戸市内原町720番地の1	
27	江川	水戸市内原町597番地の3，4	
28	筑地ふるさとコミュニティセンター	水戸市筑地町646番地の1	
29	赤尾関農村集落センター	水戸市赤尾関町663番地の1	
30	後原公民館	水戸市鯉淵町1769番地	
31	報徳	水戸市鯉淵町1707番地の65	
32	並木	水戸市鯉淵町2019番地の6	
33	向古屋	水戸市鯉淵町2082番地の1	
34	第26分団	水戸市鯉淵町2923番地の3	
35	湿気農村集落センター	水戸市鯉淵町2749番地の1	
36	弥栄公民館	水戸市鯉淵町2508番地の29	
37	万蔵寺農村集落センター	水戸市五平町1696番地の1	
38	小林報徳	水戸市小林町1199番地の24	
39	小林2区	水戸市小林町1434番地	

40	小林ふるさとコミュニティセンター	水戸市小林町867番地の1	
41	五平公民館	水戸市五平町405番地の3	
42	犬塚西部	水戸市五平町1103番地	
43	犬塚東部	水戸市五平町1278番地	
44	中台南部	水戸市鯉淵町5974番地の1	
45	中台農村集落センター	水戸市鯉淵町3991番地	
46	寺池	水戸市鯉淵町3340番地の1	
47	鯉淵小学校	水戸市鯉淵町3000番地	
48	東地区北部	水戸市鯉淵町1389番地	
49	東地区南部	水戸市鯉淵町862番地の1	
50	滝淵公民館	水戸市鯉淵町106番地の2	
51	高田西部	水戸市萱場町南山994番地の3	
52	高田公民館	水戸市高田町205番地の2	
53	高田北部	水戸市高田町25番地の1	
54	高田南部	水戸市高田町458番地	
55	下野北部	水戸市下野町286番地の3付近	
56	倉田公民館	水戸市鯉淵町4565番地の2	
57	内原浄水場	水戸市鯉淵町4304番地の2	
58	鯉淵地区運動公園	水戸市鯉淵町4632番地の1	
59	中島西部	水戸市鯉淵町4212番地の7	
60	播田実公民館	水戸市鯉淵町5690番地の1	
61	播田実農村集落センター	水戸市鯉淵町5779番地	
62	播田実東部	水戸市鯉淵町5104番地の25	
63	中島農村集落センター	水戸市鯉淵町4930番地の12	
64	下野・大和	水戸市下野町386番地の5	
65	下野農村集落センター	水戸市下野町338番地	
66	下野南部	水戸市下野町739番地の1	
67	出兵沢公民館	水戸市鯉淵町5061番地の1	
68	大和南部	水戸市鯉淵町5067番地の2	
69	大和田園都市センター	水戸市鯉淵町5040番地の1	
70	大和西部	水戸市鯉淵町5146番地の4	
71	播田実南部	水戸市鯉淵町5407番地の3	

72	旭が丘	水戸市鯉淵町5519番地の12	
73	一の砂	水戸市鯉淵町5951番地の17	
74	鯉淵学園	水戸市鯉淵町5956番地の1	
75	興国	水戸市鯉淵町6123番地の24	

様式第１号(第８条関係)

無　線　従　事　者　名　簿

年　　月　　日現在

	所　　属	氏　　名	資　　格	免許証の番　　号	選任月日	備　　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

様式第２号(第９条関係)

無　線　業　務　日　誌(移動系)

課　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(無線局動作点検簿)

管理責任者	管　理　者	通信取扱責任者

日　付	年　月　日	天　候		無線従事者の資格		無線従事者の氏名	印	時　分から　時　分まで
電波の形式及び周波数	MHz	空中線電　力	W				印	時　分から　時　分まで

通信の相手方	通　信　の　内　容	通　信　回　数	動作の状況	非常通信の実施状況(混信，空電その他参考事項)	
				1 日の延べ通信回数	回

注　動作の状況(機械に異常があった場合は，その旨記載するとともに，管理責任者へ報告すること。)

様式第２号(第９条関係)

無　線　業　務　日　誌(固定系)

課　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(無線局動作点検簿)

管理責任者	管理者	通信取扱責任者

日付	年　月　日	天候		無線従事者の資格		無線従事者の氏名	印
電波の形式及び周波数	MHz	空中線電力	W				印

種類	区分	区分(個別・郡別の場合のみ)	放送時間	通信状況，機器の状況，その他	
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
				1日の延べ通信回数	回

注　動作の状況（機械に異常があった場合は，その旨記載するとともに，管理責任者へ報告すること。）

様式第３号(第 16 条関係)

無線局月点検記録簿(移動系)

				管理責任者	印
点検年月日	年　月　日	天候		点検者	印
整備区分	点検項目				
	第　装置		第　装置		
空中線系					
無線装置	電源電圧	V		V	
	動作状況				
統制卓	統制機能				
	動作状況				
電源装置	蓄電池電圧　V		出力電圧　V		
備　考					

無線局月点検記録簿(固定系)

					管理責任者		印
点検年月日	年　月　日	天気			点検者		印
設備区分	点検項目					結果	
予備電源装置	電源ランプ(点灯・消灯)						
	蓄電池電圧　　V						
非常灯							
空中線							
子局設備	音声試験	個別番号	結果	個別番号	結果	個別番号	結果

様式第４号(第 16 条関係)

無　線　局　年　点　検　簿

統制管理者	印

局種(車番)	呼出名称	点検者所属会社名	点検者氏名
			印

機器型式	製造番号	製造年月	指定周波数	トーン周波数	指定電力
		年　月	CH1　MHz CH2	CH1　Hz CH2	W

送信部			周波数偏差	電力			最大周波数偏移	1KHz 変調波に於，70％変調となる変調入力レベル	トーン変調度
				本体出力	進行波	反射波			
	CH1	調整前	Hz	W	W	W	KHz	dBm	KHz
		調整後	Hz	W	W	W	KHz	dBm	KHz
	CH2	調整前	Hz	W	W	W	KHz	dBm	KHz
		調整後	Hz	W	W	W	KHz	dBm	KHz

スプリアス輻射強度(dB)（基地局は毎回測定）

		F	n-1	n-2	n+1	n+2	3F/4	2F/3	1F/2	1F/3	4F/3	3F/2	5F/3	2F	3F
CH1	周波数														
	調整前														
	調整後														
CH2	周波数														
	調整前														
	調整後														

受信部			第一局発周波数偏差	感度			明瞭度
				12dB SINAD	SQ MIN	SQ MAX	
	CH1	調整前	Hz	dBβ	dBβ	dBβ	良・否
		調整後	Hz	dBβ	dBβ	dBβ	良・否
	CH2	調整前	Hz	dBβ	dBβ	dBβ	良・否
		調整後	Hz	dBβ	dBβ	dBβ	良・否

電源部	電源装置　(アダプタ)　(有・無)			ニッケルカドミウム蓄電池(有・無)
	取付状況	良・否	入力電圧　V　良・否	出力電圧　V　良・否

空中線	取付状況	素子状況	給電線状況	接栓状況
	良・否	良・否	良・否	良・否

制御部	ランプ表示	ツマミ状況	自局番号設定	群番号設定	自己診断機能試験
	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否

免許状又は免許証票	有・無	総合判定	良・否

備　考

様式第１号（第８条関係）

様式第２号（第９条関係）

様式第２号（第９条関係）

（平７規程20・一部改正）

様式第３号（第16条関係）

（平５規程７・平６規程１・平７規程14・平17規程１・一部改正）

様式第４号（第16条関係）

２－６　水戸市防災行政無線局通信運用細則

（趣旨）

第１条　この細則は，水戸市防災行政無線局管理運用規程（昭和62年水戸市規程第11号）第19条の規定に基づき，水戸市防災行政無線局の通信の運用を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第２条　無線通信及び無線放送を行う者は，次の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) 私的に使用しないこと。

(2) 通信及び放送に使用する用語は，簡潔かつ聞き取りやすい用語にすること。

(3) 無線通信を行うときは，自局の呼出名称を付して，その出所を明らかにすること。

(4) 無線通信及び無線放送は，正確に行い，通信上の誤りを知ったときは，直ちに訂正すること。

（目的外使用の禁止）

第３条　無線通信及び無線放送を行う者は，無線局免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて通信してはならない。

（他通信との混信の確認）

第４条　無線通信及び無線放送を行う者は，相手局を呼び出そうとするときは，電波を発射する前に，他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。また，呼出しが他の通信に混信を与える旨の通知を受けたときは，直ちにその呼出しを中止しなければならない。

２　前項の場合において，他の通信に混信を与えるおそれがあるときは，その通信が終了した後に呼出しをしなければならない。

（陸上移動局の呼出し）

第５条　陸上移動局の呼出しは，次に定めるとおりとする。

(1) 呼出しは，次の事項を順次送信する。

ア　相手局の呼出名称　３回以下

イ　こちらは　１回

ウ　自局の呼出名称　３回以下

（陸上移動局の応答）

第６条　陸上移動局の応答は，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応答は，次の事項を順次送信する。

ア　相手局の呼出名称　３回以下

イ　こちらは　１回

ウ　自局の呼出名称　１回

(2) 自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは，その呼出しが反復され，自局に対する呼出しであることが確実に判明した後に応答する。

(3) 自局に対する呼出しを受信した場合において，呼出局の呼出名称が不明確なときは，直ちに応答し，呼出局の呼出名称を確認しなければならない。

（固定系子局の放送の種類）

第７条　固定系子局の放送の種類は，災害放送，定時放送，一般放送とする。

２　災害放送とは，災害の発生に関する放送をいう。

３　定時放送とは，毎日定められた時刻にチャイムにより行う放送をいう。

４　一般放送とは，前２項に掲げる以外の放送をいう。

（固定系子局の放送事項）

第８条　定時放送を除き，放送事項は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 地震，火災，台風など，非常災害に関する事項

(2) 市民等の生命や財産の保護に関する事項など，特に緊急を要する事項

(3) その他防災・危機管理課長が市民等に周知する必要があると判断した事項

（固定系子局の放送時間）

第９条　放送時間は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害放送　災害が発生し，又は発生の恐れがある場合に，時間に関わらず放送を行う。

(2) 定時放送　正午と午後５時にチャイム放送を行う。

(3) 一般放送　午前８時30分から午後５時15分の間に放送を行う。ただし，防災・危機管理課長が必要と認める場合は，時間外に放送を行うことができるものとする。

（固定系子局）

第10条　放送を希望する所属の長，又は外部機関は，放送を行う子局が内原地区に設置しているものである場合は，内原出張所長に無線放送依頼書（別記様式２）を，それ以外の場合は，防災・危機管理課長に無線放送依頼書（別記様式１）を放送希望日の５日前までに，提出しなければならない。ただし，緊急を要する場合は，この限りでない。

２　防災・危機管理課長又は内原出張所長は，無線放送依頼書の提出を受けたときは，その内容が第８条に該当することを確認した上で放送を行う。この場合において，放送しないことに決定したときは，その旨申込者に通知するものとする。

（時計の備付けとその照合）

第11条　無線局には，正確な時計を備付け，毎日１回以上，中央標準時に照合しておかなければならない。

付　則

（施行期日）

１　この細則は，平成４年３月３日から施行する。

（通信運用細則の廃止）

２　通信運用細則（昭和62年４月27日制定）は，廃止する。

付　則

この細則は，平成５年４月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成６年４月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成７年４月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成９年４月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成17年11月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成31年４月１日から施行する。

別記様式１（第10条関係）

管理責任者	通信取扱責任者	放送担当課				放送依頼課			
		課長	課長補佐	係長	放送者	課長	課長補佐	係長	係

年　月　日

無線放送依頼書

防災・危機管理課長　様

職氏名　印

放送希望日時	年　月　日～　年　月　日　時　分～　時　分
放送日時 ※記入しないでください。	年　月　日～　年　月　日　時　分～　時　分

放送区分

1　全局	2　特定局	希望する局に○をつけてください。	グループ（小学校区）	個別呼出番号													
			三の丸	43	44	47											
			五軒	48													
○			城東	35	36	37											
○			浜田	38	39	40	41										
○			常磐	51													
	○		上大野	21	30	31	33	34									
	○		柳河	45	46	49	50	52	55								
	○		渡里	53	54												
	○		飯富	59	60	63	64	65	66	67							
	○		国田	56	57	58	61	62									
	○		千波	42													
		○	下大野	1	2	3	4	5	6	8	11	12	13	14	16	17	
		○	稲荷第一	7	9	10	15	18	22	23							
		○	稲荷第二	29	32												
		○	大場	19	20	24	25	26	27	28							

放送文

特記事項

別記様式２

管理責任者	通信取扱責任者	放送担当課				放送依頼課			
		課長	課長補佐	係長	放送者	課長	課長補佐	係長	係

平成　年　月　日

無線放送依頼書

内原支所総務課長　様

職氏名　印

放送希望日時	年　月　日～　年　月　日　時　分～　時　分
※放送日時 記入しないでください。	年　月　日～　年　月　日　時　分～　時　分

放送区分												
放送区分	１全局 ２特定局 希望する局に○を付けてください。	妻里小学校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
			12	13	14	15	16	17	18	19	28		
		内原小学校	20	21	22	23	24	25	26	27	29	38	39
			40										
		鯉淵小学校	30	31	32	33	34	35	36	37	41	42	43
			44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
			55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
			66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	

放送文

特記事項

２－７　水戸市ＭＣＡ無線運用マニュアル

（基本方針）

第１　この指針は，水戸市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し，円滑な通信連絡の確保を図るため設置するマルチチャンネルアクセス無線機（以下「ＭＣＡ無線機」という。）を適切に管理運用するために定めるものである。

（用語の定義）

第２　この指針において，次の用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　ＭＣＡ無線機　財団法人移動無線センターが運用する 800 メガヘルツ帯のデジタルＭＣＡ陸上移動通信システムを活用した無線通信システムをいう。

（２）　無線局　電波法第 2 条第 5 号（無線局とは，無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。）に規定する無線局をいう。

（無線局の設置場所等）

第３　無線局の設置場所及び呼出番号は，別に定める。

（管理責任者）

第５　無線局に管理責任者を置く。

２　管理責任者は，無線局の管理運用の業務を行うとともに管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は，防災・危機管理課長の職にある者をもって充てる。

（管理者）

第６　防災・危機管理課以外のＭＣＡ無線機の設置箇所に，管理者を置く。

２　管理者は，管理責任者の命を受け，当該箇所に配置された無線局の管理監督の業務を行う。

３　管理者は，無線局を設置する当該部署の課長又は当該機関の長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第７　無線局に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は，管理責任者の命を受け，無線局の管理運用に係る業務を指揮する。

（通信訓練）

第８　管理責任者は，非常災害発生時等に備え，通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため，3 ヶ月程度に 1 回通信訓練を実施する。

無線局の設置場所及び呼出番号一覧

通番	配備所属	グループ分け		登録名称	個別番号	グループ番号 1 本庁G	2 水道G	3 対策本部G	4 市民センG	5 教育G	6 内原G	7 建設G	8 福避所G	9 災協定G	10 緊避場G
1	防災・危機管理課(指令局)	本庁	対策本部	101地安	1	○		○							
2	防災・危機管理課			102地安	2	○		○							
3	防災・危機管理課			103地安	3	○		○							
4	防災・危機管理課			104地安	4	○		○							
5	防災・危機管理課			105地安	5	○		○							
6	防災・危機管理課（予備）			－	6										
7	防災・危機管理課（予備）			－	7										
8	防災・危機管理課（予備）			－	8										
9	防災・危機管理課（予備）			－	9										
10	政策企画課			106政策	10	○		○							
11	総務法制課			107総務	11	○		○							
12	財政課			108財政	12	○		○							
13	市民生活課			109市民	13	○		○							
14	福祉総務課			110福祉	14	○		○							
15	商工課			111商工	15	○		○							
16	建設計画課			112建設	16	○		○							
17	都市計画課			113都市	17	○		○							
18	会計課			115会計	18	○		○							
19	教育企画課			116教育	19	○		○							
20	消防局通信指令室			117消防	20	○		○							
21	みとの魅力発信課			118広報	21	○		○							
22	秘書課			119秘書	22	○		○							
23	議会事務局			120議会	23	○		○							
24	常澄出張所			121常澄	24	○		○							
25	内原出張所			122内原	25	○		○			○				
26	環境保全課			123環境	26	○		○							
27	災害現地対応用(防災・危機管理課)			150災対	27	○									
28	災害現地対応用(防災・危機管理課)			151災対	28	○									
29	災害現地対応用(防災・危機管理課)			152災対	29	○									
30	選挙管理委員会事務局			501内原	30	○		○			○				
31	監査委員会事務局			監査委員会	31	○		○							
32	赤塚出張所			赤塚出張所	32	○									
33	見川クリーンセンター			見川クリ	33	○									
34	清掃事務所			清掃事務所	34	○									
35	水戸市保健所			保健センタ	35	○									
36	ケーズデンキスタジアム			スタジアム	36	○									
37	総合運動公園体育館			総合体育館	37	○									
38	青柳公園市民体育館			青柳体育館	38	○									
39	市民生活課		市民センター	201市民	39	○			○						
40	三の丸市民センター			202三丸	40	○			○						
41	五軒市民センター			203五軒	41	○			○						
42	竹隈市民センター			204竹隈	42	○			○						
43	渡里市民センター			205渡里	43	○			○						
44	上中妻市民センター			206上中	44	○			○						
45	桜川市民センター			207桜川	45	○			○						
46	緑岡市民センター			208緑岡	46	○			○						
47	見和市民センター			209見和	47	○			○						
48	双葉台市民センター			210双葉	48	○			○						
49	常磐市民センター			211常磐	49	○			○						
50	寿市民センター			212寿	50	○			○						
51	石川市民センター			213石川	51	○			○						
52	上大野市民センター			214上大	52	○			○						
53	飯富市民センター			215飯富	53	○			○						
54	城東市民センター			216城東	54	○			○						
55	吉田市民センター			217吉田	55	○			○						
56	新荘市民センター			218新荘	56	○			○						
57	千波市民センター			219千波	57	○			○						

					グループ番号									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
通番	配備所属	グループ分け	登録名称	個別番号	本庁G	水道G	対策本部G	市民センG	教育G	内原G	建設G	福避所G	災協定G	緊避場G
58	柳河市民センター	本庁 市民センター	220柳河	58	○			○						
59	笠原市民センター		221笠原	59	○			○						
60	酒門市民センター		222酒門	60	○			○						
61	見川市民センター		223見川	61	○			○						
62	国田市民センター		224国田	62	○			○						
63	赤塚市民センター		225赤塚	63	○			○						
64	吉沢市民センター		226吉沢	64	○			○						
65	堀原市民センター		227堀原	65	○			○						
66	山根市民センター		228山根	66	○			○						
67	稲荷第一市民センター		229稲一	67	○			○						
68	大場市民センター		230大場	68	○			○						
69	稲荷第二市民センター		231稲二	69	○			○						
70	下大野市民センター		232下大	70	○			○						
71	鯉淵市民センター		1008	71	○									
72	妻里市民センター		1009	72	○									
73	内原市民センター		内原中央	73	○				○					
74	教育企画課	教育	教育企画１	74	○				○					
75	教育企画課		教育企画２	75	○				○					
76	教育企画課		教育企画３	76	○				○					
77	教育企画課		教育企画４	77	○				○					
78	三の丸小学校		三の丸小	78	○				○					
79	五軒小学校		五軒小	79	○				○					
80	新荘小学校		新荘小	80	○				○					
81	城東小学校		城東小	81	○				○					
82	浜田小学校		浜田小	82	○				○					
83	常磐小学校		常磐小	83	○				○					
84	緑岡小学校		緑岡小	84	○				○					
85	寿小学校		寿小	85	○				○					
86	上大野小学校		上大野小	86	○				○					
87	柳河小学校		柳河小	87	○				○					
88	渡里小学校		渡里小	88	○				○					
89	吉田小学校		吉田小	89	○				○					
90	酒門小学校		酒門小	90	○				○					
91	石川小学校		石川小	91	○				○					
92	飯富小学校		飯富小	92	○				○					
93	河和田小学校		河和田小	93	○				○					
94	上中妻小学校		上中妻小	94	○				○					
95	見川小学校		見川小	95	○				○					
96	千波小学校		千波小	96	○				○					
97	梅が丘小学校		梅が丘小	97	○				○					
98	双葉台小学校		双葉台小	98	○				○					
99	笠原小学校		笠原小	99	○				○					
100	赤塚小学校		赤塚小	100	○				○					
101	吉沢小学校		吉沢小	101	○				○					
102	堀原小学校		堀原小	102	○				○					
103	下大野小学校		下大野小	103	○				○					
104	稲荷第一小学校		稲荷第一小	104	○				○					
105	稲荷第二小学校		稲荷第二小	105	○				○					
106	大場小学校		大場小	106	○				○					
107	鯉淵小学校		鯉淵小	107	○				○					
108	妻里小学校		妻里小	108	○				○					
109	内原小学校		内原小	109	○				○					
110	第一中学校		第一中	110	○				○					
111	第二中学校		第二中	111	○				○					
112	第三中学校		第三中	112	○				○					
113	緑岡中学校		緑岡中	113	○				○					
114	第四中学校		第四中	114	○				○					
115	飯富中学校		飯富中	115	○				○					
116	赤塚中学校		赤塚中	116	○				○					

					グループ番号									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
通番	配備所属	グループ分け	登録名称	個別番号	本庁G	水道G	対策本部G	市民センG	教育G	内原G	建設G	福避所G	災協定G	緊避場G
117	第五中学校	教育	第五中	117	○				○					
118	見川中学校		見川中	118	○				○					
119	双葉台中学校		双葉台中	119	○				○					
120	笠原中学校		笠原中	120	○				○					
121	石川中学校		石川中	121	○				○					
122	千波中学校		千波中	122	○				○					
123	常澄中学校		常澄中	123	○				○					
124	内原中学校		内原中	124	○				○					
125	国田義務教育学校		国田義務	125	○				○					
126	総合教育研究所		総研	126	○				○					
127	少年自然の家		自然の家	127	○				○					
128	建設計画課	建設	601建設	128	○						○			
129	建設計画課		602建設	129	○						○			
130	建設計画課		603建設	130	○						○			
131	建設計画課		604建設	131	○						○			
132	建設計画課		605建設	132	○						○			
133	土木補修事務所		606土木	133	○						○			
134	水道部(指令卓・水道総務課)	水道部	801水道	134		○	○							
135	水道部(水道部長)		802水道	135		○								
136	水道部(料金課)		803水道	136		○								
137	水道部(料金課)		804水道	137		○								
138	水道部(料金課)		805水道	138		○								
139	水道部(料金課)		806水道	139		○								
140	水道部(料金課)		807水道	140		○								
141	水道部(水道整備課)		808水道	141		○								
142	水道部(水道整備課)		809水道	142		○								
143	水道部(給水課)		810水道	143		○								
144	水道部(給水課)		811水道	144		○								
145	水道部(上水管理事務所 楮川浄水場)		812水道	145		○								
146	水道部(上水管理事務所 開江浄水場)		813水道	146		○								
147	下水道管理課		114下水	147	○		○							
148	下水道施設管理事務所		下水道施設	148	○									
149	社会福祉協議会	本庁	401予備	149	○									
150	障害福祉課		障害福祉課	150	○							○		
151	介護保険課		介護保険課	151	○							○		
152	高齢福祉課		高齢福祉課	152	○							○		
153	いきいき交流センター葉山荘	福祉避難所	福葉山荘	153								○		
154	いきいき交流センター長者山荘		福長者山荘	154								○		
155	いきいき交流センターあじさい		福あじさい	155								○		
156	いきいき交流センター柳堤荘		福柳堤荘	156								○		
157	いきいき交流センターあかね荘		福あかね荘	157								○		
158	いきいき交流センター常澄		福常澄老	158								○		
159	いきいき交流センターふれしあ		福ふれしあ	159								○		
160	老人デイサービスセンターあかつか		福あかつか	160								○		
161	開江老人ホーム		福開江老	161								○		
162	県立あすなろの郷		福あすなろ	162								○		
163	茨城県立水戸飯富特別支援学校		福飯富特支	163								○		
164	茨城県立水戸特別支援学校		福水戸特支	164								○		
165	茨城県立内原特別支援学校		福内原特支	165								○		
166	茨城県立盲学校		福盲学校	166								○		
167	ケアステーション梅寿園		福梅寿園	167								○		
168	ケアステーション藤が原		福藤が原	168								○		
169	愛友園(特別養護老人ホーム)		福愛友園特	169								○		
170	ライフピア青柳		福ラ青柳	170								○		
171	ライフピア河和田		福ラ河和田	171								○		
172	長生園		福長生園	172								○		
173	もみじ館		福もみじ館	173								○		
174	もくせい		福もくせい	174								○		
175	フォレストヴィラ水戸		福フォ水戸	175								○		
176	アクティブハートさかど		福アクさか	176								○		

					グループ番号									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
通番	配備所属	グループ分け		登録名称	個別番号	本庁G	水道G	対策本部G	市民センG	教育G	内原G	建設G	福避所G	災協定G	緊避場G
177	グリーンハウスみと	福祉避難所	福祉	福グリみと	177								○		
178	森の家ひらす			福森ひらす	178								○		
179	渡里すずらん苑			福すずらん	179								○		
180	ユーアイの家			福ユーアイ	180								○		
181	東野の家			福東野の家	181								○		
182	桜川陽だまり館			福桜陽だま	182								○		
183	はぎの郷			福はぎの郷	183								○		
184	ヴィレッジみと			福ヴィみと	184								○		
185	あんず館			福あんず館	185								○		
186	ケアハウスみと			福ケアみと	186								○		
187	サンピア			福サンピア	187								○		
188	ハートピア水戸			福ハート水	188								○		
189	祐功の館			福祐功の館	189								○		
190	かさはら			福かさはら	190								○		
191	双葉陽だまり館			福双陽だま	191								○		
192	欅倶楽部			－	192								○		
193	かたくりの郷			－	193								○		
194	みと東部特別養護老人ホーム			－	194								○		
195	あいおんの里水戸			－	195								○		
196	水戸地区中小建設業協同組合	主要災害協定締結団体	協定	協中小建設	196									○	
197	水戸地区中小建設業協同組合			協中小建設	197									○	
198	水戸市造園建設業協同組合			協造園建設	198									○	
199	水戸市造園建設業協同組合			協造園建設	199									○	
200	東日本旅客鉄道水戸支社			東日本旅客	200									○	
201	水戸市造園建設業協同組合			協造園建設	201									○	
202	水戸市建設業協同組合			協建設業	202									○	
203	水戸市建設業協同組合			協建設業	203									○	
204	水戸市建設業協同組合			協建設業	204									○	
205	水戸市建設業協同組合			協建設業	205									○	
206	水戸市建設業協同組合			協建設業	206									○	
207	水戸コミュニティ放送			水戸コミュ	207									○	
208	茨城放送			協茨城放送	208									○	
209	水戸市管工事業協同組合			協管工事	209									○	
210	水戸市管工事業協同組合			協管工事	210									○	
211	水戸市管工事業協同組合			協管工事	211									○	
212	水戸市電設協会			協電設協会	212									○	
213	茨城県ハイヤー・タクシー協会①			協ハイタク	213									○	
214	水戸市電設協会			協電設協会	214									○	
215	社団法人茨城県トラック協会水戸支部			協トラック	215									○	
216	イオン㈱			協イオン	216									○	
217	茨城県ハイヤー・タクシー協会②(協第一常陽)			協第一常陽	217									○	
218	水戸市電設協会			協電設協会	218									○	
219	茨城県立水戸高等特別支援学校	緊急避難場所		緊急避難	219										○
220	茨城県立産業技術短期大学			緊急避難	220										○

ＭＣＡ無線使用方法

１　保管方法



(1) 電源を入れる。
　　電源ボタンを長押しする。

(2) 充電器に差し込む。
　　充電確認ランプが点灯することを確認する。

(3) 電波状況を確認する。
　　無線機本体の画面上のアンテナ表示により電波状況を確認し，周辺で一番電波状況の良い所へ置く。

※他の無線から連絡があった場合，この状態で受信可能

２　受信方法



(1) 受信する。
　「１　保管方法」の状態で受信可能。

(2) 相手及びモードを確認する。
　　無線機本体の画面上の「個別」「グル」等の表示により，相手とモードを確認する。

(3) 発話する。
　　相手の「どうぞ」を確認した後，
プレストークスイッチを押したまま、「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

注 グループや一斉発信を受信した場合，回線が切れた事を確認後に個別モードで話す。(5 秒経過すると自動的に回線が切れる。)

3　発信方法（個別）



(1) 通信モードを「個別」にする。
　　モードキーを押し，選択する。

※ 一度送信すると，画面には履歴が表示される。

(2) 相手先番号を入力する。
　　別表「番号一覧」を参照し，
　テンキーにより相手先の番号を入力する。

(3) 相手を呼び出す。
　　プレストークスイッチを一回押す。

注 プレストークスイッチではなく，
　「送信」ボタンを押した場合，相手に繋がらないので注意する。



(4) 発話する。
　　「ピッピー」という音を確認後，プレストークスイッチを
　押したまま、「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

4　発信方法（グループ）

(1) 通信モードを「グループ」にする。
　　モードキーを押し，「グル　○」を選択する。

(2) グループに向けて発信する。
　　プレストークスイッチを一回押す。

(3) 発話する。
　　「ピッピー」という音を確認後，プレストークスイッチを押したまま、
　「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

5　情報の集約方法

災害の状況によっては，配備した無線機全てから一斉に災害対策本部へ報告することが予測される。しかし，この無線機は１対１でしか通話することが出来ず，緊急時，迅速かつ円滑に情報を集約するために，別紙連絡網にそって情報を集約する。

ただし，緊急を要する場合には，連絡網にとらわれず，直接災害対策本部へ報告する。

注 グループや一斉発信を受信した場合，回線が切れる前に発信しないこと。

注 市内の一部のみが電話を使用できない場合，対象施設において別紙集約フロー図を準用し情報を集約する。

6　その他

(1) 発話上の注意

単信通話（一方が話しているときは，一方は受信のみ）なので，発話開始時には，「こちら○○です」，発話終了時は「どうぞ」と言う。

通話終了時には，「終了します」と言う。

(2) 通話できないとき

相手を呼び出したときに「ピッピー」と鳴れば通話可能となるが，「プップップップッとなった場合，電波状態が悪い，相手が話し中等の理由により接続を失敗しているので，再度操作を繰り返す。

(3) 通信制限について

ＭＣＡ無線には，通信制限があり，通信制限時間を過ぎると終話となる。

（昼間３分，夜間４分，深夜５分）

(4) 使用可能時間について

通話時間にもよるが，約 18 時間使用可能である。

(5) 履歴の確認について

画面右下のガイドキーを押すことで，着信履歴を確認することが可能である。



２－８　水戸市地区防災組織補助金交付要項

平成７年11月１日

水戸市告示第95号

改正　平成８年２月23日告示第19号
平成８年６月28日告示第77号
平成24年７月11日告示第177号

（趣旨）

第１条　この要項は，地区防災組織の結成の促進及び育成を図り，安全で住みよい居住環境を確保するため，地区防災組織に対し，補助金を交付することについて，水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　地区防災組織　水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する地区を単位として，市民が自主的に結成する防災のための組織をいう。

(2)　防災資機材　地区防災組織が整備し，かつ，管理する物で，別表に掲げるものをいう。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，次の各号に掲げる経費とする。

(1)　地区防災組織の結成に要する経費

(2)　防災資機材の整備に要する経費

(3)　地区防災組織の活動に要する経費

（補助金の種類及び額）

第４条　補助金の種類及び額は，次の各号に定めるところによる。

(1)　結成等補助金　地区防災組織の結成及び防災資機材の整備に要する経費のうち実際に要した費用とする。ただし，１団体につき100,000円を限度とする。

(2)　活動等補助金　地区防災組織の活動及び防災資機材の整備に要する経費のうち実際に要した費用とする。ただし，１団体につき100,000円を限度とする。

２　前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする地区防災組織は，地区防災組織補助金交付申請書（様式第１号）に地区防災組織の会則，任務分担表及び活動計画書，防災資機材の整備計画書その他市長が必要と認める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は，前条の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，適当であると認めるときは，補助金の交付を決定し，地区防災組織補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　結成等補助金の交付決定を受けた地区防災組織にあっては当該補助事業が完了したときに，活動等補助金の交付決定を受けた地区防災組織にあっては３月末日までに，実績報告書（様式第３号）に決算書及び領収書を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第８条　市長は，前条の規定による報告があった場合は，その内容を審査し，適当であると認めるときは，補助金の額を確定し，速やかに交付するものとする。

２　市長は，前項の規定にかかわらず，必要があると認めるときは，補助金の額の確定前において補助金の額の全部又は一部を交付することができる。

（調査）

第９条　市長は，補助金の交付を受けた地区防災組織に対し，その使途について調査することができる。

（補助金の返還）

第10条　市長は，前条の規定による調査の結果，偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は，交付を受けた地区防災組織に対し，既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　市長は，申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において，第８条第２項の規定により，既にその額を超える補助金が交付されているときは，その返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この要項は，平成７年11月１日から施行する。

付　則（平成８年２月23日告示第19号）

この要項は，公布の日から施行し，この要項による改正後の水戸市地区防災組織結成補助金交付要項の規定は，平成７年12月18日から適用する。

付　則（平成８年６月28日告示第77号）

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成24年７月11日告示第177号）

この要項は，公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

防災資機材

区分	品目	区分	品目
救助，障害物用具	バール，丸太	消火用具	消火器
	折たたみはしご		バケツ
	のこぎり		ビニール袋
	掛矢		可搬型ポンプ
	おの		しころ付きヘルメット
	スコップ		消防ホース
	つるはし	避難用具	強力ライト
	くわ		防水ライト
	なた		標記・腕章
	ペンチ		ロープ
	鉄線ばさみ		小型発電機
	大ハンマー		ライト
	大バール		リヤカーワンタッチ
	片手ハンマー		コードリール
	折たたみリヤカー	給食・給水用具	移動式炊飯器
	一輪車		鍋，釜
	ロープ		ＢＳポリタンク
	ワイヤー		手付きポリタンク
	担架		アルミキャンプ食器
	ヘルメット		固形燃料
防護用具	救急セット	その他	テント，天幕
	マスク		ビニールシート
	ゴム手袋		ヘルメット
	消毒液		非常持出袋
情報伝達用具	ﾄﾗﾝｼﾞｽﾀｰﾒｶﾞﾎﾝ		非常食品
	メガホン		簡易トイレ
	携帯電話		ｽﾘｰﾋﾟﾝｸﾞﾊﾞｯｸﾞ
	トランシーバー		
	ラジオ		

備考　このほか，市長が特に必要と認めるもの。

様式第１号（第５条関係）

地区防災組織補助金交付申請書

年　　月　　日

水戸市長　　様

申請者　　名称
住所
会長名　　印
電話

水戸市地区防災組織補助金交付要項第５条の規定により補助金の交付を下記により申請します。

記

団体名称	
会長名	
補助金の種類	等補助金
総事業費	円
交付申請額	円
添付書類	１　地区防災組織の会則 ２　地区防災組織の任務分担表 ３　地区防災組織の活動計画書 ４　防災資機材の整備計画書 ５　その他
備考	

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

水戸市長　　印

地区防災組織補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請があった地区防災組織補助金については，下記のとおり決定したので，水戸市地区防災組織補助金交付要項第６条の規定により通知します。

記

１　補助金の名称　　地区防災組織補助金

２　補助金の種類　　等補助金

３　交付決定金額　　円

４　交付の条件

(1)　実績報告書の提出

(2)　決算書の提出

備考　上記の交付決定金額については，水戸市地区防災組織補助金交付要項第８条の規定により実績報告書を審査のうえ，額を確定するため変更することがあります。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

水戸市長　　様

名称
住所
会長名　　印
電話

実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金交付決定を受けた地区防災組織事業が下記のとおり完了したので，関係書類を添えて報告します。

記

結成又は活動に要した経費	円
防災資機材の整備に要した経費	円
合計	円

備考　決算書及び領収書を添付すること。

２－９　水戸市災害時生活用水協力井戸登録事業実施要項

平成 24 年８月 10 日
水戸市告示第 195 号

改正　平成 24 年 11 月 19 日告示第 259 号
平成 26 年８月 12 日告示第 210 号
平成 28 年８月 12 日告示第 208 号

（目的）

第１条　この要項は，災害により断水が発生した場合に飲料以外の用途に使用する生活用水（以下「生活用水」という。）を無償で提供すること（以下「無償提供」という。）ができる井戸を登録し，その情報を市民に提供することにより，災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（募集等）

第２条　市長は，無償提供ができる井戸（市内に所在するものに限る。）を，期間を定めて募集するものとする。

２　無償提供への応募は，井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が，災害時生活用水協力申出書（様式第１号）を市長に提出することにより行うものとする。

（設備の確認等）

第３条　市長は，前条第２項の規定による申出があったときは，当該井戸について，次の各号に掲げる要件の確認を行うものとする。

(1) ポンプ，つるべその他井戸水をくみ上げるための設備又は道具を備えていること。
(2) 井戸枠の設置等落下防止のための措置がされていること。
(3) 井戸水の色，濁り，臭い等について明らかな異常がないこと。
(4) 前３号に掲げるもののほか，井戸水を提供することについて支障がないこと。

２　市長は，前項の確認をした井戸について，別表に定める項目に係る水質検査（以下「水質検査」という。）を行うとともに，水質検査において異物が確認されたとき，又は異物の混入のおそれがあるときは，異物検査を行うものとする。ただし，市長が水質検査を行う必要がないと認めるときは，この限りでない。

（登録等）

第４条　市長は，前条の規定により井戸の設備等及び水質が無償提供に適することを確認したときは，当該井戸を災害時生活用水協力井戸登録台帳（様式第２号）に登録し，災害時生活用水協力井戸登録通知書（様式第３号）により当該申出をした者に通知するものとする。

２　市長は，第２条第２項の規定による申出に係る井戸が無償提供に適さないと認めるときは，災害時生活用水協力井戸不適合等通知書（様式第４号）により当該申出をした者に通知するものとする。

３　市長は，第１項の規定により登録した井戸の水質を確認するため，一般細菌及び大腸菌に係る水質の検査（以下「簡易検査」という。）を水質検査又は簡易検査を行った日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし，市長が簡易検査を行う必要がないと認めるときは，この限りでない。

（登録の取消し）

第５条　前条第１項の規定による登録を受けた井戸の所有者等は，登録を受けた井戸（以下「登録井戸」という。）の枯渇，転居その他の理由により無償提供が困難となったときは，速やかに災害時生活用水協力井戸登録取消申出書（様式第５号）により市長に申し出るものとする。

２　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，登録井戸の登録を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による申出があったとき。

(2) 第３条第１項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 簡易検査の結果，水質が無償提供に適さないと認められるとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか，登録の取消しをすることが適当と認められるとき。

３　市長は，前項の規定により登録井戸の登録を取り消したときは，災害時生活用水協力井戸登録取消通知書（様式第６号）により登録を受けた所有者等に通知するものとする。

（登録井戸の所在等の周知）

第６条　市長は，登録井戸の所在等について，ホームページへの掲載その他の方法により市民に周知するものとする。

（補則）

第７条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成 24 年 11 月 19 日告示第 259 号）

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成 26 年８月 12 日告示第 210 号）

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成 28 年８月 12 日告示第 208 号）

この要項は，公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

	項　目　名
1	一般細菌
2	大腸菌
3	亜硝酸態窒素
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5	鉄及び化合物
6	塩化物イオン
7	カルシウム，マグネシウム等（硬度）
8	有機物
9	pH 値
10	味
11	臭気
12	色度
13	濁度
14	放射性物質の含有量

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

災害時生活用水協力申出書

水戸市長　様

住　所
氏　名
電　話

下記の井戸について，災害時における生活用水の提供に協力するため，水戸市災害時生活用水協力井戸事業実施要項第２条第１項の規定により申し出ます。

記

井戸の所在地		□上記住所に同じ
所有者名		□上記氏名に同じ
管理者名		□上記氏名に同じ
設置位置		□宅地内（□屋内　□屋外）　□田畑　□その他（　　）
形態	形状	
	動力	□手動　□電動（停電時の使用　□可能　□不可能）　□つるべ式
使用状況		□使用している □飲料水　□生活用水（洗濯，掃除，風呂等） □事業（業務）　□かんがい用水　□その他（　　） □使用していない
水量		□日常の使用で枯れない　□渇水時には枯れる　□不明
所在情報の提供		□以下の事項について同意します。（必須） ・災害時に井戸水を無償で提供すること。 ・担当課窓口において井戸の所在等の情報を提供すること。 ・水戸市ホームページに井戸の所在等の情報を掲載すること。 ・自治会，自主防災組織等に井戸の所在等の情報を提供すること。 ・井戸の所在マップを公表すること。

□は，該当欄にレを記入してください。

様式第２号（第４条関係）

災害時生活用水協力井戸登録台帳

No.	所有者等名	住　所	電話番号	井戸の所在地

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

災害時生活用水協力井戸登録決定通知書

様

水戸市長

年　　月　　日付けで申し出のあった災害時生活用水協力井戸について，下記のとおり登録を決定したので，水戸市災害時生活用水協力井戸事業実施要項第４条第１項の規定により通知します。

記

所　在　地	
所　有　者	
管　理　者	

様式第４号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

災害時生活用水協力井戸不適合等通知書

様

水戸市長

年　　月　　日付けで申し出のあった災害時生活用水協力井戸について，下記のとおり決定したので，水戸市災害時生活用水協力井戸事業実施要項第４条第２項の規定により通知します。

記

１　申出の結果

２　理由

様式第５号（第５条関係）

年　　月　　日

災害時生活用水協力井戸登録取消申出書

水戸市長　様

住　所
氏　名
電　話

年　　月　　日付け　　第　　号で登録の決定通知を受けた井戸について，下記の理由により災害時生活用水協力井戸の登録の取消しを申し出ます。

記

所 在 地	□上記住所に同じ
所 有 者	□上記氏名に同じ
管 理 者	□上記氏名に同じ
辞退理由	□　井戸水枯渇のため □　井戸の埋め立てのため □　井戸水の水質の変化のため □　転居のため □　その他（　　）

□は，該当欄にレを記入してください。

様式第６号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

災害時生活用水協力井戸登録取消通知書

様

水戸市長

年　　月　　日付けで下記の災害時生活用水協力井戸の登録を取消したので，水戸市災害時生活用水協力井戸事業実施要項第５条第３項の規定により通知します。

記

所　在　地	
所　有　者	
管　理　者	
取消の理由	

２－10　水戸市災害対策基金条例

平成10年12月24日
水戸市条例第44号

（設置）

第１条　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策並びに災害復旧及び災害復興に要する資金に充てるため，水戸市災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（平24条例27・一部改正）

（積立て）

第２条　基金は，前条の目的のための寄付金又は市が受け入れた被災者に対する見舞金（被災者に配分した額を除く。）を積み立てるものとする。ただし，必要があると認めるときは，予算で定める額を積み立てることができる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上し，この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第４条の２　市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定め，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（平14条例13・追加）

（処分）

第５条　基金は，第1条に規定する設置の目的を達成する場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

（補則）

第６条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この条例は，公布の日から施行し，平成10年8月28日から適用する。

付　則（平成14年3月27日条例第13号）

この条例は，平成14年4月1日から施行する。

付　則（平成24年6月29日条例第27号）

この条例は，公布の日から施行する。

第１条中の災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策として行われる業務は，おおむね次のようなものである。

①災害応急対策に関する事前の業務
　警戒……気象予警報，災害予警報，警告等の発令及び伝達
　避難……勧告，指示，誘導等
　公共施設等の防護……点検，補強等
　事前措置……消防，水防，被災者の救難，救助等のための出動の準備
②災害応急対策に関する災害発生及び拡大中の業務
　消防……消火，救急，その他の措置
　水防……水防工法等
　救難，救助……人命救助，救護（保護）等
　警備……犯罪の予防，交通規制等
　緊急輸送の確保……緊急車両の指定等
　障害物の除去
　情報の収集伝達……緊急通信体制の確立
③災害応急対策に関する事後の業務
　収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
　炊出し等の食糧品の給与，飲料水の供給
　被服，寝具その他生活必需品の供与等
　医療及び助産
　り災者の救出
　り災住宅の応急修理
　生業資金，資材の給与又は貸与
　学用品の給与
　死体の捜索，収容，埋葬
　障害物の除去
　被災児童生徒の応急教育
　施設，設備の応急復旧
　清掃，防疫等の保健衛生
　警備……犯罪の予防，交通規制等
　緊急輸送の確保……緊急車両の指定，救援物資の輸送等
　広報
　　（＿＿＿を付した事項は災害救助法による救助に該当するものである。）

２－11　水戸市災害見舞金等に関する条例

昭和46年３月22日
水戸市条例第７号

改正　昭和61年8月12日条例第31号　　昭和61年12月26日条例第38号
平成　4年9月22日条例第27号　　平成11年3月19日条例第7号

（目的）
第１条　この条例は，福祉の増進を図るため，市民が災害を受けたときに，り災者又は葬祭を行う者に対して，災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を贈ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において「災害」とは，次の各号に掲げるものをいう。
(1)　火災
(2)　風水害
(3)　震災
(4)　その他の自然災害で市長が特に認めるもの

（見舞金等を贈る対象者）
第３条　見舞金等を贈る対象者（以下「対象者」という。）は，市内に居住する者とする。

（見舞金等の額）
第４条　見舞金等の額は，別表のとおりとする。
２　被害の程度は，市長が判定するものとする。

（見舞金等の制限）
第５条　市長は，災害が対象者の故意又は重大な過失である場合は，見舞金等を減額し，又は贈らないことができる。

（見舞金等の返還）
第６条　市長は，既に見舞金等を受けた者で，前条の規定に該当すると認める場合は，当該見舞金等の額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）
第７条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

付　則

この条例は，昭和46年４月１日から施行する。

付　則（昭和61年８月12日条例第31号）

この条例は，公布の日から施行し，昭和61年８月４日から適用する。

付　則（昭和61年12月26日条例第38号）

この条例は，公布の日から施行し，昭和61年10月１日から適用する。

付　則（平成４年９月22日条例第27号）

この条例は，平成４年10月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，平成１１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の水戸市災害見舞金等に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後の災害から適用する。

別表（第４条関係）

見舞金等の額

１　死亡等の場合

区　　分	金　　額
死　　亡	100,000円
全治３ヵ月以上の入院加療を要する負傷	30,000円
全治１ヵ月以上３ヵ月未満の入院加療を要する負傷	20,000円
全治１週間以上１ヵ月未満の入院加療を要する負傷	10,000円

２　住家の損壊，滅失又は床上浸水の場合

区　　分	１　世　帯
全　壊　等	70,000円
半　壊　等	30,000円
床　上　浸　水	25,000円

２－12　水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年６月25日
水戸市条例第36号

改正　昭和50年 7月12日条例第33号　昭和52年 3月31日条例第17号
昭和53年 9月30日条例第25号　昭和56年 9月30日条例第30号
昭和57年12月27日条例第32号　昭和62年 3月30日条例第15号
平成 4年 3月25日条例第10号　平成 4年 9月22日条例第27号
平成31年 3月26日条例第13号　令和 元年 7月31日条例第8号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　災害弔慰金の支給（第３条－第８条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第９条－第11条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第12条－第15条）
第５章　雑則（第16条）
付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき，災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給，災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い，もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　暴風，豪雨，洪水，地震その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時，本市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市長は，市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは，その者の遺族に対し，災害弔慰金の支給を行う

ものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は，法第３条第２項の遺族の範囲とし，その順位は，次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において，死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし，その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において，同順位の遺族については，次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

２　前項の場合において，同順位の父母については，養父母を先にし，実父母を後にし，同順位の祖父母については，養父母の父母を先にし，実父母の父母を後にし，父母の養父母を先にし，実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により，前２項の規定により難いときは，前２項の規定にかかわらず，第１項の遺族のうち，市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において，災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは，その１人に対してした支給は，全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は，その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し，災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主 として維持していた場合にあっては5,000,000円とし，その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし，死亡者がその死亡に係る災害に関し，既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は，これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者の死亡の推定については，法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は，次の各号のいずれかに該当する場合は，支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が，その者の故意又は重大な過失によるものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

(3)　災害に際し，市長の避難の指示に従わなかった場合

（支給の手続）

第８条　市長は，災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは，規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は，災害弔慰金の支給に関し，遺族に対し，必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市長は，市民が災害により負傷し，又は疾病にかかり，治ったとき（その病状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは，当該市民（以下「障害者」という。）に対し，災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は，当該障害者が災害により負傷し，又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし，その他の場合にあっては1,250,000円とする。

（準用規定）

第１１条　第７条及び第８条の規定は，災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　市長は，令第３条に規定する災害により法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し，その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に規定する世帯は，その所得について，法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は，災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ，それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１ヵ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり，かつ，次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　1,500,000円

イ　家財の損害があり，かつ，住居の損害がない場合　2,500,000円

ウ　住居が半壊した場合　2,700,000円

エ　住居が全壊した場合　3,500,000円

(2)　世帯主の負傷がなく，かつ，次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり，かつ，住居の損害がない場合　1,500,000円

イ　住居が半壊した場合　1,700,000円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　2,500,000円

エ　住居の全体が滅失した場合　3,500,000円

(3)　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて，被災した住居を建て直すに際し，その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には，「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と，「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と，「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は，10年とし，据置期間は，そのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は，5年）とする.

（保証人及び利率）

第１４条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は，当該貸付けに関し保証人を立てるか否かを選択することができる。

２　災害援護資金は，保証人を立てる場合は無利子，保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし，据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

３　第1項の保証人は，災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし，その保証債務は，令第9条の違約金を包含するものとする。

（平31条例13・一部改正）

（償還等）

第１５条　災害援護資金の償還は，年賦償還又は半年賦償還とする。

２　前項の規定による災害援護資金の償還は，元利均等償還の方法とする。ただし，災害援護資金の貸付けを受けた者は，いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項，第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。

（平31条例13・令元条例8・一部改正）

第５章　雑則

（委任）

第１６条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

付　則

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和50年７月12日条例第33号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和52年３月31日条例第17号）

この条例は，昭和52年４月１日から施行する。

付　則（昭和53年９月30日条例第25号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和56年９月30日条例第30号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和57年12月27日条例第32号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和62年３月30日条例第15号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（平成４年３月25日条例第10号）

この条例は，平成４年４月１日から施行する。

付　則（平成４年９月22日条例第27号）

この条例は，平成４年10月１日から施行する。

付　則（平成31年３月26日条例第13号）

（施行期日）

1　この条例は，平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は，この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し，同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては，なお従前の例による。

付　則（令和元年7月31日条例第8号）

この条例は，令和元年8月1日から施行する。

２－13　水戸市現地災害対応班運営要項

（目的）
第１条　この要項は，水戸市現地災害対応班（以下「現地対応班」という。）の運営について，水戸市地域防災計画に定めるもののほか，必要な事項を定めることにより，地域の被害の迅速な調査及び対応を図ることを目的とする。

（設置）
第２条　班長は，前条の目的を達成するため，必要と認めるときは，注意体制配備時にあっては市民協働部長，警戒本部設置時にあっては警戒本部長，災害対策本部設置時（現地災害対策本部を設置しないときに限る。）にあっては災害対策本部長と協議のうえ，現地対応班を設置するものとする。
２　設置箇所及び所管区域については，別表のとおりとする。

（組織）
第３条　現地対応班は，班長及び班員をもって組織する。
２　班長には，市民センター長をもって充てる。
３　班員には，市民センター及びその他の職員をもって充てる。

（活動内容）
第４条　現地対応班は，市民協働部長，警戒本部長又は災害対策本部長の指示に基き，次の各号に掲げる活動を行うものとする。
（１）所管区域の災害情報の収集，伝達及び報告に関すること。
（２）所管区域の住民への広報に関すること。
（３）その他必要と認める活動に関すること。

（応援の要請）
第５条　班長は，前条に掲げる活動を遂行する場合で，班員に不足のおそれがあるとき，又は不足を生じたときは，市民協働部長，警戒本部長又は災害対策本部長に応援の要請をすることができる。この場合において，班長は，応援の目的，必要人数，集合日時，集合場所等を明らかにしなければならない。
２　前項の応援の要請を受けた市民協働部長，警戒本部長又は災害対策本部長は，速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（現地災害対策本部設置の要請）
第６条　班長は，現地災害対策本部の設置を必要と認めるときは，災害対策本部長に設置の要請をすることができる。
２　現地災害対策本部を設置するときは，現地対応班は，現地災害対策本部に吸収されるものとする。

（補則）
第７条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則
この要項は，平成 15 年４月１日から施行する。
付　則
この要項は，平成 17 年７月 20 日から施行する。
付　則

この要項は，平成 19 年４月１日から施行する。

付　則

この要項は，平成 20 年９月４日から施行する。

付　則

この要項は，平成 22 年４月１日から施行する。

付　則

この要項は，平成 24 年７月 27 日から施行する。

付　則

この要項は，平成 31 年４月 15 日から施行する。

別表（第２条関係）

設置箇所	所管区域
三の丸市民センター	各市民センターの所管する対象区域
五軒市民センター	
新荘市民センター	
城東市民センター	
竹隈市民センター	
常磐市民センター	
緑岡市民センター	
寿市民センター	
上大野市民センター	
柳河市民センター	
渡里市民センター	
吉田市民センター	
酒門市民センター	
石川市民センター	
飯富市民センター	
国田市民センター	
桜川市民センター	
上中妻市民センター	
山根市民センター	
見川市民センター	
千波市民センター	
見和市民センター	
双葉台市民センター	
笠原市民センター	
赤塚市民センター	
吉沢市民センター	
堀原市民センター	
下大野市民センター	
稲荷第一市民センター	
稲荷第二市民センター	
大場市民センター	
鯉淵市民センター	
妻里市民センター	
内原市民センター	

第３　風水害関係

３－１　水戸市の風水害の記録

1902年(明治35年)～2020年(令和２年)

年月日	年間発生数(個)	発生数(4～9月)	上陸数	その年の主な水害	水戸市被害状況					
					総雨量(㎜)	水府橋水位(m)	上流の雨量(㎜)	床上(戸)	床下(戸)	備考
1902(明治35) 9.26				台風	114.4	6.24				
1910(明治43) 8.16～14				台風	195.5	7.02				
1920(大正 9) 9.29～30				台風	209					
1935(昭和10) 9.24～26				台風	99.4					
1938(昭和13) 6.28～7. 8				梅雨前線と台風	637	7.55				
1938(昭和13) 8.30～9. 1				台風	114.9	8.46				
1941(昭和16) 7.19～22				前線と台風	289.9	7.28				
1947(昭和22) 9.15				カスリン台風	381	8.66				
1948(昭和23) 7.15～17				アイオン台風	110	4.4				
1951(昭和26) 10.13～15	21	12	2	ルース台風						
1952(昭和27) 6.22～25	27	14	3	ダイナ台風	54					
1953(昭和28) 9.24～26	23	13	2	台風第13号						
1954(昭和29) 9.25～27	21	12	5	洞爺丸台風						
1955(昭和30) 9.29～10.1	28	20	4	台風第22号						
1956(昭和31) 8.16～19	23	16	3	台風第9号						
1957(昭和32) 6.27～28	22	13	1	台風第5号･前線						
1958(昭和33) 7.23	31	24	4	台風11号	80.9	7,35	那　須　206 大田原　163	82	146	
1958(昭和33) 9.15～18				台風第21号	77	6.99	那　須　227	22	106	
1959(昭和34) 9.26～27	23	13	4	伊勢湾台風		5.43	那　須　209			
1960(昭和35) 8.28～30	27	21	4	台風第16号						
1961(昭和36) 6.28～7. 1	29	21	3	台風第6号	345.4	4.5	大田原　277	148	597	倒壊　1 半壊　5
1962(昭和37) 7. 1～9	30	20	5	大雨(前線)						
1963(昭和38)	24	17	2							

年月日	年間発生数(個)	発生数(4～9月)	上陸数	その年の主な水害	水戸市被害状況					
					総雨量(mm)	水府橋水位(m)	上流の雨量(mm)	床上(戸)	床下(戸)	備考
1964(昭和39) 9.24～25	34	22	2	台風第20号						
1965(昭和40) 9.13～18	32	24	5	台風第24号・前線						
1966(昭和41) 6.28～29	35	27	5	台風第4号	228.7	7.1	塩原 206 大田原 124 鳥山 137	157	577	
1966(昭和41) 9.24～25				台風第26号	59	7.24	那須 348	54	67	
1967(昭和42) 7. 7～10	39	28	3	7月豪雨						
1968(昭和43) 8.25～31	27	17	3	台風第10号・前線						
1969(昭和44) 6.24～ 7.11	19	11	2	大雨(前線)						
1970(昭和45) 8.20～22	26	16	3	台風第10号						
1971(昭和46) 8.28～9. 1	36	28	4	台風第23号						
1972(昭和47) 9.13～20	31	20	3	台風第20号・前線	66	6.27	那須 348	4	57	
1973(昭和48) 7.30～31	21	14	1	台風第6号・低気圧						
1974(昭和49) 7.3～11	32	20	3	台風第8号・前線						
1975(昭和50) 7.3～7.4	21	11	2	梅雨前線	109	2.62				
1975(昭和50) 8.17～20				台風第5号						
1976(昭和51) 9.8～17	25	19	2	台風第17号・前線						
1977(昭和52) 8.13～8.18	21	12	1	熱帯低気圧	301.5	4.55			195	
1977(昭和52) 9.18～20				台風第11号	197	4.08		43	1023	
1978(昭和53)	30	21	4							
1979(昭和54) 10.18	24	15	3	台風第20号	156	5.83		1		負傷 1 半壊 5
1980(昭和55) 8.26～31	24	18	1	大雨(低気圧)						
1981(昭和56) 10.18	29	21	3	台風第24号	199	4.85		5		
1982(昭和57) 9.8～14	25	17	4	台風第18号・前線	128	7.04	那須 150	50		
1983(昭和58) 7.20～23	23	11	2	7月豪雨						

年月日	年間発生数(個)	発生数(4～9月)	上陸数	その年の主な水害	水戸市被害状況					
					総雨量(mm)	水府橋水位(m)	上流の雨量(mm)	床上(戸)	床下(戸)	備考
1984(昭和59) 6.22～29	27	16	0	大雨・前線						
1985(昭和60) 8.29～9.2	27	18	3	台風12・13・14号						
1986(昭和61) 8.3～9	29	16	0	台風第10号	288.5	9.15	鳥山 303 黒磯 262 那須 305	2009	605	死亡 1 全壊 1 流失 2
1987(昭和62) 10.13～18	23	17	1	台風第19号						
1988(昭和63) 7.9～29	31	22	2	大雨(前線)						
1988(昭和63) 9.24～9.28				秋雨前線	190	4.98	塩原 89 大田原 103		13	
1989(平成元) 8.26～28	32	23	5	台風第17号	114	6.01	塩原 213	1		
1990(平成 2) 9.16～20	29	19	6	台風第19号						
1991(平成 3) 9.16～21	29	18	3	台風第18号	212	7.55	塩原 234	75	157	
1992(平成 4) 8.6～10	31	19	3	台風第10号						
1993(平成 5) 7.31～8.7	28	17	6	8月豪雨						
1994(平成 6)	36	28	3							
1995(平成 7) 6.30～7.15	23	23	1	大雨(前線)		2.84				
1996(平成 8) 9.20～24	26	20	2	台風第17号		4.02				
1997(平成 9)	28	22	4							
1998(平成10) 8.27～31	16	9	4	大雨(前線)	98	8.43	那須 1,210 高林 982 根室 741	323	245	負傷 3
1998(平成10) 9.16～17				台風5号	99	6.8	那須 245 根室 278			
1999(平成11) 7.14～15	22	19	0	熱帯低気圧(前線)	84	7.69	板室 276	17	35	
2000(平成12)	23	16	0							
2001(平成13)	26	19	2							
2002(平成14)	26	19	3							
2003(平成15)	21	15	2							
2004(平成16) 5.20～21	29	21	10	台風第2号と前線	72	2.46				
2004(平成16) 10.8～9				台風第22号と前線	163.5	4.55				
2004(平成16) 10.20～21				台風第23号と前線	133	6.21				

年月日	年間発生数(個)	発生数(4～9月)	上陸数	その年の主な水害	水戸市被害状況					
					総雨量(㎜)	水府橋水位(m)	上流の雨量(㎜)	床上(戸)	床下(戸)	備考
2005(平成17) 7.26	23	17	3	台風第7号	78	3.45				
2005(平成17) 8.25～26				台風第11号と前線	64.5	2.59				
2006(平成18)	23	15	2							
2007(平成19) 7.14～15	24	14	3	台風第4号と梅雨前線	132.5	4.48				
2007(平成19) 9.6～7				台風第9号	94	5.57				
2008(平成20)	22	16	0							
2009(平成21)	22	18	1							
2010(平成22)	14	11	2							
2011(平成23) 9.19～22	21	20	3	台風15号	168	8.54	矢板 301 板室 181 烏山 197	5	41	負傷 2
2012(平成24) 5.3～4	25	17	2	低気圧	106	6.71				
2013(平成25) 10.15～16	31	20	2	台風26号	140	3.15				負傷 1 半壊 1
2014(平成26) 10.5～6	23	15	4	台風18号	119.5	4.31			1	
2015(平成27) 9.8～10	27	17	4	台風18号	89.5	7.15	下塩原 672 板室 408 高林 282		5	
2016(平成28)	26	18	6							
2017(平成29) 10.21～24	27	19	4	台風21号	113.5	5.78	下塩原 266 板室 157		2	
2018(平成30)	29	22	5							
2019(令和元) 9.8～9	29	16	5	台風15号	74	2.13				負傷 1 半壊 1
2019(令和元) 10.12～16				台風19号	141.5	9.84	矢板 360 板室 242 烏山 227	396	182	負傷 2
2020(令和２)	23	13	0							
平年値	25.1	17.8	3							

※水戸地方気象台資料

(注)★平年値は1991～2020年の30年平均です。

★1951年(昭和26年)以来の記録

・最多発生数：39個(1967年)，最少発生数：16個(1998年)

・最多上陸数：10個(2004年)，最少上陸数： 0個(1984年,1986年,1999年,2000年,2008年,2020年)

・日本本土最多接近数：12個(2004年)，日本本土最少接近数：2個(1973年,1984年)

★1951年（昭和26年）以前の水戸市水害被害状況(昭和26年以前の水位測定は，芦山浄水場)

・1938年（昭和13.6.28～7.8）総雨量 637㎜,水位7.55m,床上4,999戸,床下1,456戸

・1938年（昭和13.8.30～9.1）総雨量114.9㎜,水位8.46m,床上2,091戸,床下 149戸

・1941年（昭和16.7.19～22） 総雨量289.9㎜,水位7.28m,床上3,609戸,床下1,919戸

・1947年（昭和22.9.15） 総雨量381.0㎜,水位8.66m,床上1,100戸,床下1,919戸

３－２　気象概況

令和３年４月１日現在

年別	気温(℃)			平均湿度	降水量	有感地震回数
	平均	最高値	最低値	(%)	(㎜)	(回)
平年値	13.9	35.7	-6.5	73.9	1,386.2	129.2
昭和52年	13.2	33.6	-8.2	77	1,431.0	67
昭和53年	13.5	35.5	-8.9	74	901.5	69
昭和54年	14.6	34.0	-7.5	76	1,457.0	57
昭和55年	13.0	32.5	-7.4	74	1,333.0	53
昭和56年	12.3	33.2	-8.0	75	1,217.0	47
昭和57年	13.4	33.0	-8.5	76	1,445.0	96
昭和58年	12.8	34.6	-8.0	75	1,299.5	55
昭和59年	12.1	35.9	-11.0	74	760.5	65
昭和60年	13.3	34.7	-10.6	75	1,464.0	52
昭和61年	12.5	34.5	-8.5	75	1,294.5	66
昭和62年	13.6	35.8	-6.5	75	1,148.5	90
昭和63年	12.8	33.0	-6.5	73	1,446.5	53
平成元年	13.9	34.9	-5.9	75	1,683.5	63
平成２年	14.6	35.2	-7.6	75	1,490.5	68
平成３年	14.0	34.7	-6.0	75	1,948.0	52
平成４年	13.5	35.2	-5.6	76	1,327.5	74
平成５年	12.9	33.7	-5.7	77	1,393.5	72
平成６年	14.3	36.4	-6.1	76	1,236.5	56
平成７年	13.6	35.7	-7.0	74	1,254.0	71
平成８年	13.0	38.4	-8.9	73	1,307.8	64
平成９年	14.0	38.4	-6.0	75	1,073.5	57
平成10年	14.1	33.6	-6.1	82	1,663.5	73
平成11年	14.5	35.4	-6.8	73	1,272.0	56

年別						
	気温(℃)			平均湿度	降水量	有感地震回数
	平均	最高値	最低値	(%)	(㎜)	(回)
平成12年	14.2	36.8	−6.6	74	1,400.0	80
平成13年	13.7	36.2	−7.4	72	1,243.5	62
平成14年	14.0	36.6	−5.8	72	1,180.0	58
平成15年	13.3	34.6	−7.1	74	1,439.0	72
平成16年	14.4	36.4	−5.3	72	1,406.5	81
平成17年	13.4	35.6	−6.5	72	1,147.0	77
平成18年	13.9	35.1	−7.7	74	1,671.5	64
平成19年	14.4	37.0	−4.4	72	1,367.0	53
平成20年	13.9	35.2	−5.5	73	1,181.0	101
平成21年	14.2	34.2	−5.4	72	1,461.0	57
平成22年	14.5	36.1	−6.5	73	1,530.5	65
平成23年	14.1	36.5	−7.2	72	1,498.5	1407
平成24年	13.9	36.3	−7.1	74	1,485.5	287
平成25年	14.3	36.3	−6.7	72	1,338.0	190
平成26年	14.2	36.2	−7.8	72	1,471.0	167
平成27年	14.8	36.5	−4.6	74	1,226.5	139
平成28年	14.8	36.9	−4.8	74	1426.0	160
平成29年	14.2	35.7	−6.2	71	1126.5	125
平成30年	15.3	37.6	−7.9	72	1282.5	125
令和元年	14.9	36.3	−5.8	71	1391.0	114
令和２年	15.0	37.6	−6.3	74	1422.0	106

※水戸地方気象台資料

【参考】

水戸の最高気温は平成８年８月１５日と平成９年７月５日の３８．４℃，最低気温は昭和２７年２月５日の－１２．７℃である。

３－３　急傾斜地崩壊危険区域指定一覧

区域の名称		場　所	指定年月日	延 長	摘　　要
①	宮　　町	宮町３丁目，南町１丁目	昭和46年10月 4日	300m	協同病院～サントピア裏東側
		南町１丁目	昭和48年 5月28日	50m	追加で指定
②	宮　町　－　1	宮町３丁目	昭和48年 5月28日	150m	協同病院南側
		宮町３丁目	昭和54年11月15日	50m	追加で指定
③	金　　町	金町１丁目	昭和51年 1月12日	180m	気象台下北側・東側
④	元　山　町	元山町２丁目	昭和51年 1月12日	100m	偕楽園西側
⑤	三の丸２丁目	三の丸２丁目	昭和53年12月25日	300m	二中北側
⑥	松　本　町	松本町	昭和58年10月 6日	80m	常磐共有墓地西側
⑦	三の丸３丁目	三の丸２丁目	昭和60年 9月17日	180m	一高東側
⑧	常磐町１丁目－１	常磐町１丁目	昭和62年 9月 7日	84m	偕楽園駅北側
⑨	常磐町１丁目－２	常磐町１丁目	平成元年 3月16日	141m	神崎寺墓地東側
⑩	梅香２丁目	梅香２丁目	平成元年 3月16日	90m	東の谷東側
⑪	愛　宕　町	愛宕町	平成 3年 6月20日	118m	愛宕山古墳北側
⑫	八幡町　－　1	八幡町	平成 6年12月 1日	90m	八幡荘東側・南側
⑬	八幡町　－　2	八幡町	平成 9年 3月10日	140m	八幡宮北側
⑭	金　町　－　1	金町３丁目	平成12年12月28日	73m	太郎坂東側
⑮	八幡町　－　3	八幡町	平成15年 9月11日	86m	太郎坂西側
⑯	三の丸３丁目－２	三の丸３丁目	平成17年 9月29日	70m	一高北側

３－４　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧

番号	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
1	201-1.-001	渡里町１	渡里町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
2	201-1.-002	愛宕町	愛宕町	急傾斜地の崩壊	○		平成 19 年 11 月 8 日
3	201-1.-003	愛宕町-2	愛宕町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
4	201-1.-004	松本町	松本町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
5	201-1.-005	八幡町-1	八幡町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
6	201-1.-006	八幡町-2	八幡町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
7	201-1.-007	金町-1	金町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
8	201-1.-008	金町	金町一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○ (一部指定解除)	平成 25 年 8 月 12 日
9	201-1.-009	北見町-2	北見町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
10	201-1.-010	元山町	元山町二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
11	201-1.-011	常磐町一丁目-1	常磐町一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
12	201-1.-012	常磐町一丁目-2	常磐町一丁目	急傾斜地の崩壊	○		平成 19 年 11 月 8 日
13	201-1.-013	備前町	備前町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
14	201-1.-014	梅香-1	梅香二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
15	201-1.-015	梅香-2	梅香二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
16	201-1.-016	梅香二丁目	梅香二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
17	201-1.-017	梅香-4	梅香一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○ (一部指定解除)	平成 25 年 8 月 12 日

番号	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
18	201-1.-018	宮町-1	宮町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
19	201-1.-019	宮町	宮町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
20	201-1.-020	三の丸-2	三の丸一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
21	201-1.-021	三の丸-3	三の丸二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○（一部指定解除）	平成 25 年 8 月 12 日
22	201-1.-022	三の丸二丁目	三の丸二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
23	201-1.-023	三の丸-5	三の丸二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○（一部指定解除）	平成 25 年 8 月 12 日
24	201-1.-024	三の丸-6	三の丸三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
25	201-1.-025	三の丸三丁目	三の丸三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
26	201-1.-026	朝日町	朝日町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
27	201-1.-027	寺坪-2	塩ヶ崎町寺坪	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
28	201-1.-028	山崎 1	大場町山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
29	201-1.-029	八幡町-3	八幡町	急傾斜地の崩壊	○	（指定解除）	平成 25 年 8 月 12 日
30	201-1.-030	金町-3	金町一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
31	201-1.-031	千波町-2	千波町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
32	201-1.-032	寺上	大場町寺上	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
33	201-1.-033	渡里町 2	渡里町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
34	201-1.-034	文京一丁目	文京一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
35	201-1.-035	前大場	大場町前大場	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
36	201-1.-036	天王町	天王町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日

番号	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
37	201-1.-037	荒谷	大串町荒谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
38	201-1.-038	新作	成沢町新作	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
39	201-1.-039	小香戸	飯富町小香戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
40	201-1.-040	下入野町	下入野町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
41	201-1.-041	北見町-1	北見町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
42	201-1.-042	三の丸-1	三の丸一丁目	急傾斜地の崩壊	○		平成19年11月8日
43	201-1.-043	白梅	白梅二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
44	201-1.-044	千波町-1	千波町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
45	201-1.-045	見川町-2	見川町	急傾斜地の崩壊	○		平成19年11月8日
46	201-2.-001	兎内	藤井町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
47	201-2.-002	釜井戸	飯富町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
48	201-2.-003	戌亥第二	大串町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
49	201-2.-004	荒谷	大串町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
50	201-2.-005	峯下	下入野町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
51	201-2.-006	寺坪-1	塩ヶ崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
52	201-3.-001	下入野町	下入野町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
		金山	木葉下町	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	未指定
		酒門町-1	酒門町	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	未指定

３－５　水防法第 15 条の３及び 15 条の４対象施設一覧

１　要配慮者利用施設（水防法第 15 条の３対象施設）

種別	No	施設名	住所
高齢者施設	1	介護老人保健施設　渡里の里	渡里町 285-1
	2	特別養護老人ホーム　ライフピア青柳	青柳町 3796
		ライフピア青柳通所介護事業所	
		デイサービス　ライフピア青柳	
	3	デイサービス　なごみの家	青柳町 4713
	4	住宅型有料老人ホーム（デイサービス） まごころの家水戸若宮	若宮 2-5-31
	5	サービス付高齢者向け住宅　ここいち水戸城東	城東 4-4-6
		デイサービス　ここいち水戸城東	
	6	デイサービス　ハートライフ城東	城東 3-2-23
	7	デイサービスセンター和敬	城東 3-5-8 城東ロイヤルハイツ 106
	8	サービス付高齢者向け住宅 ツクイ・サンフォレスト水戸	中央 2-6-32
		デイサービス　ツクイ・サンフォレスト水戸	
	9	介護老人保健施設　しもいち	柳町 2-10-11
	10	デイサービス　さくらさくら	本町 1-9-2
	11	いきいき交流センター　柳堤荘	本町 1-3-28
	12	デイサービス　野ばらしもいち館	本町 2-5-18
	13	特別養護老人ホーム　ユーアイの家	吉沼町 1839-1
		デイサービス　ユーアイの家	
		ショートステイ　ユーアイの家	
	14	リハビリデイサービス　たんぽぽ	千波町 1264-5
	15	デイサービス　つねずみ接骨院	栗崎町 1561-1
	16	介護老人福祉施設　グリーンハウスみと	塩崎町 3503
	17	デイサービス　あすか	島田町 3403-1
		グループホーム　あすなろ	
		ショートステイ　あんじゅ	
	18	トゥルーケアＧＨ　メロン	平戸町舟渡 380-1
障害者施設	19	生活介護事業所　フォルテシモ	岩根町 1463
	20	ケアホーム　チェリー館	青柳町 3657 - 230
	21	総合支援事業所　ふう	青柳町 3822-2
		児童デイサービス事業所　ふう	

種別	No	施設名	住所
障害者施設	22	KURITA ワークサポートセンター「Work-Work」	青柳町 3923-5
	23	グループホーム　くりあん	青柳町 3429-2
	24	就労支援事業所　かしの木水戸	水府町 1544-1
	25	グループホーム　うさぎの家若宮	若宮 1-8-1
	26	障害者自立支援センター　みなみかぜ	城東 4-1-41
	27	放課後等デイサービス　なかよし	城東 2-10-24
	28	グループホーム　はっぴぃハウス７	城東 3-2-56 ｼﾞｭﾈｽ河野 A 棟 102 号，B 棟 202 号
	29	就労支援事業所　フレンドハウス	城東 2-9-1
	30	就労移行支援及び就労継続支援Ａ型 エナベル水戸駅南	桜川 2-1-43 アカデミープラザ 3 階
		就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型 エナベル biz 水戸駅南	
	31	就労支援事業所　オールマスターズ	柵町 1-5-20
	32	合同会社　水戸就労ケアマネジメント	城南 1-2-43　NKC ﾋﾞﾙ 406 号室
	33	特別就労支援センター　ココカラ	城南 2-8-38 常磐第一ビル４階
		生活訓練センター　ココカラ life	
	34	就労支援事業所 self-A・アドバンフォース水戸駅南	城南 2-5-19　水戸城南ﾋﾞﾙ 4 階
	35	グループホーム　ユーアイホーム	吉沼町 1768-1
	36	クオリティ・オブ・ライフ　千波支援教室	千波町 770-10
	37	生活介護･就労支援事業所　ユーアイファクトリー	吉沼町 1843-3
	38	就労支援事業所　ユーアイキッチン	吉沼町 1429-12
	39	児童通所支援事業所 こぱんはうすさくら　水戸備前堀教室	紺屋町 1377-1
	40	グループホーム　あおい	吉田 3053
	41	就労サポートセンター　うさぎファクトリー	酒門町 2584
	42	あさひ弁当工房	朝日町 2753-4
	43	障害福祉サービス事業所　かがやき	下大野町 6743-1
		グループホーム　かがやき	中大野 661-1
乳幼児・児童施設	44	国田幼稚園	下国井町 2595-1
	45	わかな保育園	根本 2-582
	46	茨城県相談福祉センター（中央児童相談所）	水府町 864-16
	47	若宮保育所	若宮 1-10-30
	48	城東幼稚園	城東 2-7-11

種別	No	施設名	住所
乳幼児・児童施設	49	杉山保育所	三の丸 3-12-5
	50	水戸赤十字病院　いちょうの木保育園	三の丸 3-12-32
	51	城東保育所	城東 2-6-39
	52	すてっぷ保育園城東	城東 1-4-20
	53	すずらん保育園	浜田町 443-1
	54	水戸ヤクルト水戸東保育所	本町 3-19-6
	55	はみんぐぱーく・みと	本町 1-8-2
	56	こばと東保育園	渋井町 402
	57	こばと保育園分園	千波町 777
	58	ユーアイほいくえん	吉沼町 1447-1
	59	ニチイキッズニッセイみらい水戸保育園	白梅 2-9-11　アルファビル 1F
	60	浜田幼稚園	浜田 1-1-2
	61	こばと東保育園分園	浜田町 54-2
	62	こばとスイート保育園	元吉田町 2983-2
	63	こばとラブリィ保育園	元吉田町 2981
	64	認定こども園　あさひ幼稚園	渋井町 254
	65	はぐくみの森あさひ保育園	渋井町 247-5
	66	のぎく保育園	酒門町 5038
	67	常澄認定こども園	大串町 789-7
医療機関	68	水戸ブレインハートセンター	青柳町 4028
	69	石島整形外科医院	青柳町 505
	70	水戸赤十字病院	三の丸 3-12-48
	71	鈴木産婦人科医院	東台 1-10-19
	72	青柳病院	柳町 2-10-11
	73	青木医院	本町 3-4-7
	74	鈴木眼科医院	城南 2-4-11
	75	城南病院	城南 3-15-17
	76	小松崎産婦人科	本町 1-6-20
	77	丹野病院	酒門町字仲田 4887
学校	78	国田義務教育学校	下国井町 2595-1
	79	柳河小学校	柳河町 318-1
	80	城東小学校	城東 2-7-62
	81	上大野小学校	東大野 106-1
	82	浜田小学校	浜田 1-1-1
	83	第三中学校	朝日町 2882-1
	84	茨城県立水戸高等特別支援学校	下大野 6212

種別	No	施設名	住所
学校	85	下大野小学校	塩崎町 666
	86	大場小学校	大場町 2489

２　大規模工場（水防法第 15 条の４対象施設）

No	施設名	住所
1	株式会社　トッパンプロスプリント水戸工場	城東 1-6-1

３－６　土砂災害防止法第８条の２対象施設一覧

種別	No	施設名	住所
高齢者施設	1	みどりおか（ケアハウス）	見川町 1820-16
医療機関	2	水戸協同病院	宮町 3-2-7
学校	3	茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	三の丸 3-10-1
	4	水戸第二中学校	三の丸 2-9-22

第４　手続き・様式関係

４－１　避難・収容計画関係様式等

１　高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保発令状況の伝達

災害対策基本法第 60 条等関係法令に基づき，避難指示等の発令を行ったとき又はそれらの解除を行ったときは，様式１により，各所属，避難所，及び関係機関へ，できるだけ早く伝達する。

なお，県及び放送事業者への対応は，別に定める。

２　避難所収容状況報告

避難所の管理者は，避難所を開設し，避難者の受入，救援，救護を行ったときは，避難所の収容状況について，様式２に基づき定期的に実態を把握し災害対策本部へ報告する。

３　避難者の把握

避難所の管理者は，避難者を受入れたとき，様式３により避難者名簿を作成する。また，入所後，避難世帯ごとに様式４を作成させ，安否確認に活用する。

様式１

（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）発令状況伝達書

年　　月　　日　　時　　分現在

伝達者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　地区　）

（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）発令

発令日時		発令地区	
解除日時			
避難の理由	□大雨により河川の氾濫の危険があるため　（河川名　　） □大雨により土砂災害の危険があるため □地震により土砂災害の危険があるため □地震により家屋崩壊の危険があるため □地震により津波警報が発せられたため □その他 （　　）		
伝達方法	防災行政無線・防災ラジオ・広報車・ホームページ・メールマガジン・放送事業者 自主防災組織・個別連絡・その他（　　）		
避難者世帯数及び人員	（世帯）　・　（名）		
避 難 先	市民センター	小学校	中学校
避難経路	※ 危険箇所の注意等		
そ の 他	※ 携行品・介助の呼びかけ等		

様式２

避難所収容状況報告書

報告者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
避難所管理者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難所名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設日時　　年　　月　　日　　解除日時　　年　　月　　日

項目＼月日		月　日　時　分	不足数
収容者の状況	世帯・人員	世帯 名	
	傷病者等の状況		
食糧等供給状況	米（弁当・米）	食	食
	乾パン	食	食
	飲料水	本	本
	制限食（アルファ米等）	食	食
	毛布	枚	枚
	副食物		
	副食物		
	副食物		
	その他		
トイレ関係	簡易トイレ	個	個
	処理剤	セット	セット
	ペーパー	箱	箱
	テント	張	張
活動人員（協力機関等）			
その他の状況			

様式３

避難所名

避　難　者　名　簿（　　地区）

No	ふりがな 氏　　名	性別	年齢	電話番号	来所日	退所日	避難者全員				６５歳以上高齢者				乳幼児	血圧	普通食摂取の可否 (食事制限 アレルギー等)	自力歩行・ 立ち上がりの可否	安否情報の公表	福祉 避難所 希望	備考
							要配慮者	体温	体調	基礎疾患※	１人 暮らし	高齢者 のみ	薬		必要なもの						
													持参	種類							
1		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
2		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
3		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
4		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
5		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
6		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
7		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
8		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
9		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
10		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						

※基礎疾患の有無は，「糖尿病」，「心不全」，「呼吸器疾患（COPD等）」の有無，「透析を受けているか，」，「免疫抑制剤や抗がん剤等を使用しているか」等について確認する。

様式４

※世帯ごとに名簿を記載し，受付に提出してください。

避難所名

避　難　者　名　簿

［世帯主の名字の頭文字を
ひらがなで一字だけ記入］

※太枠は必ずご記入ください。

①	世帯代表者 氏　名			入所年月日				
	住　所			電　話				
②	家 族	ふりがな 氏　名	避難場所 ㋐避難所 ㋑テント ㋒車内 ㋓その他	性別	年齢	体温	町内会名	
				男 女			家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 床上浸水 ・ 床下浸水 ・ 断水 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通
				男 女			親族など連絡先	住所 氏名 電話
				男 女				
				男 女			車両	車種　　色 ナンバー
				男 女			家族の避難状況	あなたの家族は全員避難していますか？ ア 全員避難した イ 安否は取れている ウ まだ残っている →どなたですか？ （　　）
				男 女				
		ここに避難した人だけ書いてください。						

・ご家族に，病気など特別な配慮を必要とする方がいる場合は，下記にご記入ください。
（例）①障害をお持ちの方，妊婦の方
②基礎疾患（※）をお持ちの方
③普通食が食べられない方（食事制限，アレルギー等）
④自力での歩行や立ち上がりが難しい方
⑤福祉避難所への避難を希望とする方　等
（※）糖尿病，心不全，呼吸器疾患（COPD等）の有無，透析を受けているか，免疫抑制剤や抗がん剤等を使用しているか等

③	安否確認の問い合わせがあったとき，住所，氏名を公表してもよいですか？　　は　い　　いいえ
④	退所年月日　　氏　名 転出先住所　　電　話
⑤	備　考（この欄には記入しないでください。） ※ペットと同行避難している場合は，ペットの種類，ペット用非常食持参の有無などご記入ください。 ※車中泊の方は，エコノミークラス症候群を予防するため，足首や，足の指を動かしたり，ふくらはぎをさするなどの運動を定期的に行いましょう。

４－２　火災・災害等即報要領（抜粋）

1　災害即報

消防組織法第 40 条に基づく災害即報について，市は，次の基準に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。），火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防際第 267 号消防長長官通知，令和元年６月消防応第 12 号最終改正）に基づき，関係機関への報告を行う。

(1) 即報基準

市は，即報基準に該当する災害が発生した場合等には，県への報告を行う。

ア　一般基準

(ｱ) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(ｲ) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

(ｳ) 災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても，全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(ｴ) 気象業務法第 13 条の２に規定する大雨，津波，火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

(ｵ) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

イ　個別基準

次の災害についてはアの一般基準に該当しないものにあっても，それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(ｱ) 地震

a　当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

b　人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｲ) 津波

a　津波警報又は津波注意報が発表されたもの

b　人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｳ) 風水害

a　崖崩れ，地すべり，土石流等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

b　洪水，浸水，河川の溢水，堤防の決壊又は高潮等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

c　強風，竜巻などの突風等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｴ) 雪害

a　積雪，雪崩等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

b　積雪，道路の凍結，雪崩等により，孤立集落を生じたもの

(ｵ) 火山災害

a　噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

b　火山の噴火により，人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　社会的影響基準

アの一般基準，イの個別基準に該当しない災害であっても，報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をする。

(2) 直接即報基準

市は，直接即報基準に該当する災害が発生した場合等には，第１報を県に加え，消防庁に対しても報告をする。この場合，消防庁長官から要請があった場合については，市は，第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行う。

ア　地震が発生し，当該市町村の区域で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ　津波，風水害，火山災害により，死者又は行方不明者が生じたもの。

2　災害即報様式

(1) 第４号様式－その１（災害概況即報）

災害の具体的な状況，個別の災害現場の概況等を報告する場合，災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば，地震時の第１報で，死傷者の有無，火災，津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ｱ) 発生場所，発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ｲ) 災害種別概況

a　風水害については，降雨の状況及び河川のはん濫，溢水，崖崩れ，地すべり，土石流等の概況

b　地震については，地震に起因して生ずる火災，津波，液状化，崖崩れ等の概況

c　雪害については，降雪の状況並びに雪崩，溢水等の概況

d　火山噴火については，噴火の状況及び溶岩流，泥流，火山弾，火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について，判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

ウ　応急対策の状況

(ｱ) 当該災害に対して，災害対策本部，現地災害対策本部，事故対策本部等（以下，

「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお,複数の市町村で災害対策本部を設置するなど，当該欄に記入できない場合には任意の様式を用いて報告すること。

また，庁舎被害等の発生に起因して，予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は，その旨を併せて報告すること。

(ｲ) 消防機関等の活動状況については，消防本部，消防団，消防防災ヘリコプター，消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について，その出勤規模，活動状況をわかる範囲で記入すること。

(ｳ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には，その日時及び内容を記入すること。

(ｴ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については，避難所の設置状況，他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また，大雨，津波，火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては，警報の伝達，避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお，避難勧告等の発令状況については，第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

(2) 第４号様式－その２（被害状況即報）

ア　各被害欄

原則として，報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし，被害額については，省略することができる。

なお，「水道」，「電話」，「電気」及び「ガス」については，それぞれ報告時点における断水戸数，通話不能回線数，停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して，都道府県又は市町村が災害対策本部，現地災害対策本部，事故対策本部等を設置した場合には，その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村毎に，適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ｱ) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(ｲ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ｳ) 災害の種類，概況

台風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波等の種別，災害の経過，今後の見通し等

(ｴ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに，自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また，その他の欄については，避難所の設置状況，災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災等の害対策本部の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設 千円				市町村	
				冠水 ha		農林水産業施設 千円					
報告者名			畑	流失・埋没 ha		公共土木施設 千円					
				冠水 ha		その他の公共施設 千円					
			学校 箇所			小計 千円					
			病院 箇所			公共施設被害市町村数 団体					
			道路 箇所			その他	農産被害 千円				
			橋りょう 箇所				林産被害 千円				
			河川 箇所				畜産被害 千円				
			港湾 箇所				水産被害 千円		災害救助法適用市町村名	計　団体	
			砂防 箇所				商工被害 千円				
			清掃施設 箇所								
			崖くずれ 箇所								
			鉄道不通 箇所				その他 千円				
			被害船舶 隻								
			水道 戸			被害総額 千円			119番通報件数　件		
			電話 回線			災害の概況					
			電気 戸								
			ガス 戸								
			ブロック塀等 箇所								
						応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
			り災世帯数 世帯								
			り災者数 人								
		火災発生	建物 件				自衛隊の災害派遣		その他		
			危険物 件								
			その他 件								

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

４－３　被害の分類認定基準等

１　人的被害

死者	当該災害が原因で死亡し，死体を確認したもの，または死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり，かつ，死亡の疑いのある者とする。
重傷者	当該災害により負傷し，医師の治療を受け，または受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽傷者	当該災害により負傷し，医師の治療を受け，または受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

２　住家被害

住家	現実に居住のため使用している建物をいい，社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの，すなわち，住家全部が倒壊，流失，埋没，焼失したもの，または住家の損壊が甚だしく，補修により元通りに再使用することが困難なもので，具体的には，住家の損壊，焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの，すなわち，住家の損壊が甚だしいが，補修すれば元通りに再使用できる程度のもので，具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し，構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し，居室の壁，床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち，大規模半壊，中規模半壊を除くもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので，具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で，補修を必要とする程度のものとする。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが，土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上にいたらない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは，当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役所庁舎，公民館，公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他の建物	公共建物以外の倉庫，土蔵，車庫等の建物とする。
非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4　その他

田の流失，埋没	田の耕土が流失し，又は砂利等の堆積のため，工作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失，埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文教施設	小学校，中学校，高等学校，大学，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校，及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規程する道路のうち，橋りょうを除いたものとする。
橋梁	道路を連絡するために河川，運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法が適用（昭和３９年法律第１６７号）され，もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防，護岸，水利，床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規程する水域施設，外かく施設，けい留施設，または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規程する砂防施設，同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸となる。
がけくずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落，崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし，又は道路，交通等に支障を及ぼしたものをいうただし，被害を与えなくても，その崩落，崩壊が５０立方ｍを超えると思われるものは報告するものとする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車，電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する船以外の船で，船体が没し，航行不能になったもの及び流失し，所在が不明になったもの，ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止になった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊，半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

	例えば寄宿舎，下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては，これを一世帯として扱い，また同一家族の親子，夫婦であっても，生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

5　被害金額

公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）により補助対象となる施設をいい，具体的には，農地，農業用施設，林業用施設，漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい，具体的には，河川，海岸，砂防施設，林地荒廃防止施設，道路，港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	効率文教施設，農林巣産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい，例えば庁舎，公民館，児童館，都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設，農林水産業施設，公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい，例えばビニールハウス，農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい，例えば立木，苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい，例えば家畜，畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい，例えば，のり，魚貝，漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で，例えば工業原材料，商品，生産機械器具等とする。

※１　災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されるとき又は判定内容が困難なときは，内閣府作成の「災害の被害認定統一基準」，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を適切に活用する。

※２　被害認定基準については，「災害の被害認定基準について」（令和３年６月24日府政防第670号）による。

４－４　災害救助法の適用関係資料

１　市町村別災害救助法適用基準世帯数一覧表

区分 市町村	人口	被害世帯数		区分 市町村	人口	被害世帯数	
		A	B			A	B
水戸市	268,869	100	50	筑西市	99,546	80	40
日立市	172,274	100	50	坂東市	51,449	80	40
土浦市	137,646	100	50	稲敷市	38,729	60	30
古河市	138,101	100	50	かすみがうら市	39,896	60	30
石岡市	71,684	80	40	桜川市	38,530	60	30
結城市	50,062	80	40	神栖市	95,372	80	40
龍ケ崎市	76,006	80	40	行方市	31,697	60	30
下妻市	41,456	60	30	鉾田市	45,728	60	30
常総市	59,096	80	40	つくばみらい市	51,166	80	40
常陸太田市	47,439	60	30	小美玉市	48,308	60	30
高萩市	27,171	50	25	茨城町	31,203	60	30
北茨城市	41,189	60	30	大洗町	15,657	50	25
笠間市	73,338	80	40	城里町	17,823	50	25
取手市	103,807	100	50	東海村	37,691	60	30
牛久市	84,351	80	40	大子町	15,406	50	25
つくば市	247,011	100	50	美浦村	14,332	40	20
ひたちなか市	154,057	100	50	阿見町	48,012	60	30
鹿嶋市	66,897	80	40	河内町	8,174	40	20
潮来市	27,287	50	25	八千代町	20,750	50	25
守谷市	69,066	80	40	五霞町	8,129	40	20
常陸大宮市	38,742	60	30	境町	24,005	50	25
那珂市	52,937	80	40	利根町	15,008	50	25
				合　　計	2,845,097	―	2,000

（令和３年４月１日現在）

注　１　人口は，平成 27 年度国勢調査による人口とし，国勢調査期日以後において市町村の廃置分合があった場合には，知事が告示した人口による。
　　２　Ａは災害救助法施行令第１条第１項第１号に規定する被害世帯数であり，Ｂは同令同条同項第２号に規定する被害世帯数である。
　　３　被害世帯数は，全壊世帯数をいい，半壊（焼）世帯，床上浸水世帯は，それぞれ２世帯，３世帯をもって全壊１世帯とする。

2　茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け，又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり　330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合，当該地域における通常の実費を支出でき，上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は，避難所の設置，維持及び管理のための賃金職員等雇上費，消耗器材費，建物等の使用謝金，借上費又は購入費，光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において，被害を受けるおそれがあり，現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり　330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合，当該地域における通常の実費を支出でき，上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から，災害が発生しなかったと判明し，現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し，継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は，法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は，災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお，夏期のエアコンや冬期のストーブ，避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や，避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など，やむを得ずその他の費用が必要となる場合は，内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊，全焼又は流失し，居住する住家がない者であって，自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ，実施主体が地域の実情，世帯構成等に応じて設定 ２　基本額 １戸当たり 5,714,000 円以	災害発生の日から 20 日以内に着工	１　費用は設置にかかる原材料費，労務費，付帯設備工事費，輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね 50 戸

<table>
<tr><td></td><td></td><td>内
3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は，当該地域における実費。</td><td></td><td>以上設置した場合は，集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)
3　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
4　供与期間は２年以内</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○賃貸型応急住宅
1　規模
建設型仮設住宅に準じる
2　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ，提供</td><td>1　費用は，家賃，共益費，敷金，礼金，仲介手数料，火災保険等，民間賃貸住宅の貸主，仲介業者との契約に不可欠なものとして，地域の実情に応じた額とすること。
2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け，若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1人1日当たり
1,160 円以内</td><td>災害発生の日から 7 日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（1食は1／3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 7 日以内</td><td>輸送費，人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼），流失，床上浸水等により，生活上必要な被服，寝具その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することができず，直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10 月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。

2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班
使用した薬剤，治療材料，医療器具破損等の実費</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
</table>

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全　壊 全　焼 流　失	夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半　壊 半　焼 床上浸水	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

		2　病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって，災害のため助産の途を失った者（出産のみならず，死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は，使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は，慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1　現に生命，身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は，以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費，人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け，自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室，炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては，6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼），流失，半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず，就学上支障のある小学校児童，中学校生徒，義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で，教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材，又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は，1人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から， ○教科書 1ヵ月以内 ○文房具及び通学用品 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり，かつ，四囲の事情により既に死亡して	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費，人件費は別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と

	いると推定される者			推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について，死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄，消毒等） １体当たり 3,500 円以内 （一時保存） ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 １体当たり 5,400 円以内 検案，救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費，人件費は別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は，当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室，炊事場，玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第１項）	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は，高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり，以下の費用を対象とする。 ○避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ○避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり ①医師及び歯科医師 21,600 円以内 ②薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士及び歯科衛生士 15,900 円以内 ③保健師，助産師，看護師及び准看護師 16,500 円以内 ④救急救命士 15,200 円以内 ⑤土木技術者及び建築技術者 16,500 円以内 ⑥大工 25,000 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 ※各職種の実費弁償の基準額は，茨城県人事委員会勧告等に基づき改正がされる茨城県災害救助法施行細則に定める基準額とする。

		⑦左官 25,800円以内 ⑧とび職 25,200円以内 ※令和３年６月１日現在		
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費，燃料費，食糧費，印刷製本費，光熱水費，修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は，法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し，各災害の当該合算した額の合計額が，国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に，次のイからトまでに掲げる区分に応じ，それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　３千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については100分の９ ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については100分の８ ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については100分の７ ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については100分の６ ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については100分の５ ト　５億円を超える部分の金額については100分の４	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

注　茨城県救助法施行細則が改正された場合には，改正後の施行細則に基づき救助を実施する。

４－５　災害時における通報受理票

災　害　名		
受　理　者	所属　　氏名	
受理日時	年　月　日　午前・午後　時　分	
件　名	○　人的被害　（死者・行方不明者・重傷・軽傷　） ○　建物被害　（状況：　） ○　田畑被害　（流失・埋没・冠水　） ○　道路被害　（陥没・冠水　） ○　河川被害　（堤防決壊・水位　） ○　下水道被害（溢れ・マンホール破損　） ○　ライフライン（水道・電話・電気・ガス　） ○　土のう要望（　袋を，　へ） ○　倒木　（国道・県道・市道 電線への接触：有　無　） ○　その他　（　）	
通　報　者	住　所	
	氏　名	
	連絡先	
発生場所		
通報内容		
関係機関への連絡状況	日　時	月　日　午前・午後　時　分
	通　報　先	消防局・建設計画課・道路管理課・土木補修事務所 下水道施設管理事務所・水戸警察署・水戸土木事務所 常陸河川国道事務所・東京電力・ＮＴＴ東日本 その他（　）
	通報先受理者	
対　応　等		

※　地図等を添付し，更に内容別に時系列で整理，保管すること。

※　災害名は，被害規模を踏まえ，県消防防災課，本市災害対策本部等が決定することがあるため，留意すること。

４－６　り災証明書等に関する取扱い

１　証明書の種類

り災証明書等は，災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けたこと等を証明するものであり，証明書の種類は，次のとおりとする。

各申請書及び証明書の様式は，災害の規模に応じ，県で定める県内市町村統一の様式も使用することができる。

なお，各証明書の交付等については，本取扱いを原則とするが，各種支援制度に応じて対応する。

(1) り災証明書

り災物件（建物）への被害が，現地調査等により，災害との因果関係が確認できた場合，その被害状況等を証明する。

ア　市長（防災・危機管理課，市民課）が交付するもの【申請書 様式１，証明書様式２】

〔被害程度〕

全壊，大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊，一部損壊，床上浸水，床下浸水

等

イ　消防局長（火災予防課）が交付するもの【消防局が定める様式】

(2) り災届出証明書

災害により被害を受けたことを証明するものであるが，発災から相当の期間が経過した場合や，建物以外の構造物等に被害があった場合に交付をする。【申請書 様式３，証明書様式４】

(3) 被災証明書

国等による被災者支援に係る各種支援制度に対応するため，必要とする場合に，被災状況を証明する。【申請書 様式５，証明書 様式６】

３　り災証明書等の申請

(1) 申請は，り災者からの申請書の提出により行う。

(2) 申請者は，原則として，り災物件の所有者，占有者又は管理者とし，その他の者が申請を行う場合は，委任状を必要とする。ただし，大規模災害の発災直後等で，市長が認める場合に限り，委任状を要しない。

(3) 災害の規模に応じては，被災者生活再建支援システムを活用し，り災証明書等の申請の受付を行う。

４　被害調査及び証明書の交付

(1) り災証明書

り災者からの申請を受理した後，現地（外観）を調査する。損害割合が 20%以上の場合，又は外観調査を行った物件で詳細な調査を要望される場合は，内部調査を加えた現地再調査（二次調査）を行い，被害程度を判定する。

被害程度の判定については，内閣府作成の「災害の被害認定統一基準」，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を適切に活用する。

ア　事業用資産については，被災者支援に係る各種支援制度に対応するため，必要とする場合に証明する。

イ　水害等により，被害区域が明確な場合，市は，り災者からの申請にかかわらず，速やかに被害調査を行い，迅速なり災証明書の交付に努める。

ウ　大規模災害時には，被害の大きな建物の調査を優先し，生活再建に配慮する。

エ　一部損壊の認定に限り現地調査を省略し，写真の確認，聞き取り確認等により交付することができる。

オ　災害の規模に応じては，被災者生活再建支援システムを活用し，り災証明書等の被害調査及び交付を行う。

カ　火災に関するり災証明書については，別に定める。

(2) り災届出証明書

り災者からの申請を受理した後，現地調査により申請内容を確認したうえで，証明書を交付する。

(3) 被災証明書

被災者からの申請を受理した後，住所・氏名・被災場所等を運転免許証又は健康保険証等により確認し，証明書を交付する。

なお，被災証明書を交付する場合，相当数の申請が予測されるため，状況に応じて交付場所及び交付要領等を検討する。

5　交付手数料

り災証明書等の交付手数料については，免除とする。

様式１

り災証明書申請書

新規発行	再発行	災害名	受付日	
現地調査 ・ （　　）調査	証明書番号		受付者	
			交付部数	

申請者	ふりがな	
	氏　名	
	被災建物の住所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入）
	現住所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入） （同上の場合は省略可）
	電話番号	（携帯電話も可）

※代理人の場合は，代理人欄もご記入ください。なお，同居親族以外の方は委任状が必要となります。

代理申請者	ふりがな			
	氏　名			
	住　所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入） （申請者と現住所が同じ場合は省略可）		
	電話番号	（携帯電話も可）	申請者との関係	

※再発行の方は，以上で終了です。

【該当するものを○で囲んでください】

種　別	住宅・マンション・アパート・店舗・事務所・物置 倉庫・車庫・事業用資産・その他（　　）
所有状況	自家・借家・その他（　　）
被害状況	屋根（瓦）【破損　落下　ずれ】　天井　【落下　破損　剥離】 外壁　【破損　亀裂　剥離】　床　【破損　不陸】 基礎　【破損　亀裂　剥離】　柱　【破損　亀裂　割れ】 内壁　【破損　亀裂　剥離】　建具　【破損　不具合　開閉不能】 設備（浴室　台所　ベランダ　洗面台　等）【要修理　再使用不可】 （その他に特筆すべき被害があれば記入してください。）

なお，動産のり災証明書を希望する場合は，下記の欄をご記入ください。

種別	事業用資産　・一般家財・その他（　　）
被災状況	破損・水損・その他（　　）

様式２

り災証明書

（申請者）

住　　所

氏　　名

り災日	
り災場所	
り災状況	
り災原因	
り災種別	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ・ 一部損壊 床上浸水（　　cm） ・ 床下浸水 ・ その他（　　）

上記のとおり，相違ないことを証明します。

年　　月　　日

水戸市長　　印

様式３

り災届出証明書申請書

年　　月　　日

水戸市長

申請者　住　所

氏　名

連絡先

下記のとおりり災の状況を届け出たことを証明願います。

り災日時	
り災場所	
り災状況	
り災原因	

様式４

り災届出証明書

（申請者）

住　　所

氏　　名

り災日	
り災場所	
り災状況	
り災原因	
り災種別	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ・ 一部損壊 床上浸水（　　cm）・ 床下浸水 ・ その他（　　）

上記のとおり，相違ないことを証明します。

年　　月　　日

水戸市長　　印

様式５

被災証明書申請書

申請者	ふりがな	
	氏名	（法人であれば代表者名も記入）
	被災建物の住所	〒 水戸市　（マンション・アパート・テナント名まで記入）
	現住所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入） （同上の場合は省略可）
	電話番号	

※代理人の場合は，代理人欄もご記入ください。なお，同居親族以外の方は委任状が必要となります。

代理申請者	ふりがな			
	氏　名			
	住　所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入）		
	電話番号	（携帯電話も可）	申請者との関係	

【被災した建物の被災状況等について，以下の該当するものを○で囲んでください。】

種　別	住　居　・　事業所　・　その他　（　　）
管理状況	所　有　・　占　有
被災状況 （複数回答可）	（屋根　・　屋根瓦　・　外壁　・　基礎　・　内壁　・　天井 床　・　柱　・　建具　・　設備　・　その他（　　）） の破損

以下は，受付職員が記入いたします。

受付日	年　月　日	担　当	

【確認欄】

１　被災状況　　□ 聞き取り等（　　）　□ 写真判定　　□ 現地調査

２　　年　月　日における建物の管理状況

□ 聞き取り等（　　）　□ 書類確認

発行日	年　月　日	被災番号	被災　　号

様式６

被災証明書

（申請者）

住　所

氏　名

連絡先

１　被 災 日　　年　　月　　日

２　被災場所及び建物名称

水戸市

３　被災状況

４　被災原因

上記のとおり，相違ないことを証明します。

年　　月　　日

水戸市長　　印

別表　被害の分類認定基準抜粋等

用　語	基　準　内　容
死者	当該災害が原因で死亡し，死体を確認したもの，または死体は確認できないが，死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり，かつ，死亡の疑いのある者とする。
重傷者	当該災害により負傷し，医師の治療を受け，または受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽傷者	当該災害により負傷し，医師の治療を受け，または受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい，社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの，すなわち，住家全部が倒壊，流失，埋没，焼失したもの，または住家の損壊が甚だしく，補修により元通りに再使用することが困難なもので，具体的には，住家の損壊，焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの，すなわち，住家の損壊が甚だしいが，補修すれば元通りに再使用できる程度のもので，具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し，構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し，居室の壁，床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち，大規模半壊，中規模半壊を除くもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので，具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で，補修を必要とする程度のものとする。
床上浸水（※１）	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが，土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

床下浸水	床上にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは，当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役所庁舎，公民館，公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他の建物	公共建物以外の倉庫，土蔵，車庫等の建物とする。

※1　災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されるとき又は判定内容が困難なときは，内閣府作成の「災害の被害認定統一基準」，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を適切に活用する。

※2　被害認定基準については，「災害の被害認定基準について」（令和３年６月 24 日府政防第 670 号）による。

水戸市地区防災計画
（避難所運営マニュアル）

ともに備え，

ともに助け合う地域づくりを進め，

災害に強い水戸市を目指しましょう。

ご理解とご協力をお願いします。

水 戸 市

水戸市地区防災計画（避難所運営マニュアル）について

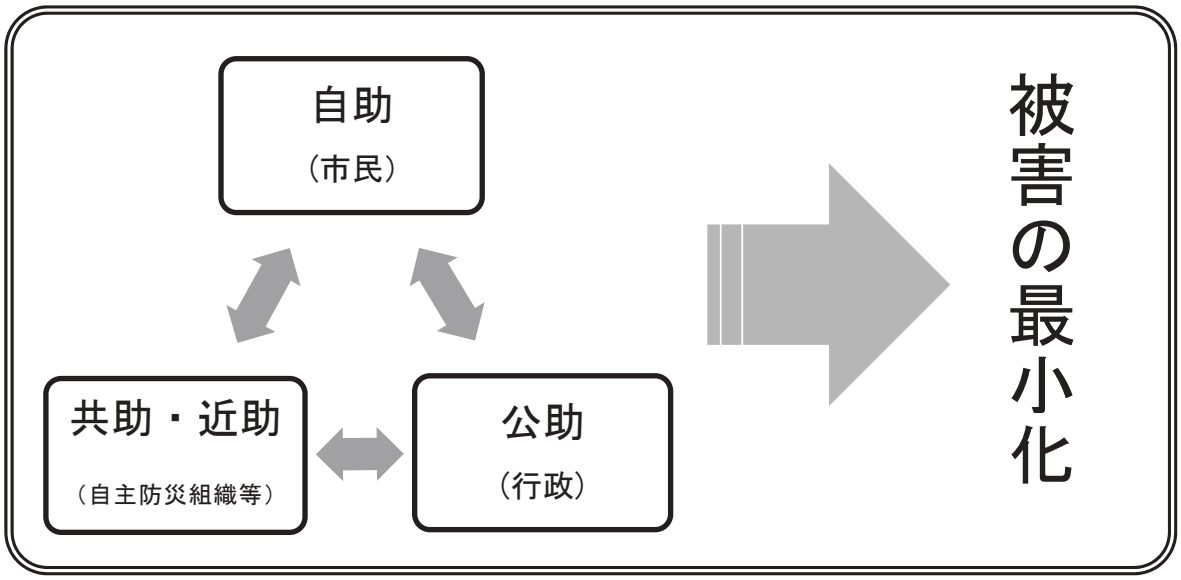
1 目的

災害時においては，自助・近助・共助・公助の連携が重要になります。

本計画は，**地域防災の平常時及び災害時における，水戸市住みよいまちづくり推進協議会，市民センター所長，避難所指定動員をはじめとする市の職員，地区（自主）防災組織，学校関係者などの役割や主な活動内容を示すものです。**

また，避難については，地震や大雨などの大災害時において，自宅に被害を受けた市民が避難所へ避難し，しばらくの間，共同で生活することが予想されます。

よって，本計画には，地区ごとの避難所等の運営のマニュアルも合わせて記載しています。



2 活用

この基本モデル計画は，**地域防災活動の基本的な事項を示したものであり，地域の実情に合わせるとともに，既に作成されている地区防災組織の会則や任務分担表などと併せて活用し，必要な事項を記入できるようにしています。**

また，災害時においては，本計画を参考にし，状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

第１章　平常時の備え

１　地域における関係機関等の確認

地区防災組織（地区会）を中心に，学校，消防団，女性会，女性防火クラブをはじめとする地域団体が一丸となり，地域防災力の向上を図りましょう。

また，防災士（日本防災士機構が認証するもの）の資格取得の推進を図るとともに，地区内の防災士や，民間事業所などとの連携に努めましょう。

（１）　地区名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）　町内会数 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（３）　地区人口 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（４）　地区世帯数 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（５）　地区内の避難所

・指定避難所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・福祉避難所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・広域避難場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・緊急避難場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（６）　ＡＥＤ設置施設 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（７）　関係機関の連絡先等

	関係機関	電話番号	担当者等	備考
1	防災・危機管理課	232-9152（直） 224-1111（代）		
		080-2559-7136　衛星携帯電話**（緊急用）** ※災害時等において固定電話や携帯電話が使用できなくても接続可能な電話です。		
2	水戸市消防本部	221-0111（代）		
3	水戸警察署	233-0110（代）		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※地区内の交番，消防団，学校，医療機関等

２　地域における災害リスクの確認

市内には，洪水，土砂災害，津波の影響が想定されているエリアが指定されています。別添資料の**ハザードマップで地区内の町内会等が対象になっているか確認しましょう。**

災害種別	対象町内会等
洪水 （浸水想定区域）	
土砂災害 （警戒区域等）	
津波 （浸水想定区域）	

【参考】洪水時における地域間連携

本市では，洪水が発生した場合に，洪水浸水想定区域内の 16 地区会に，区域外 18 の地区が，迅速かつ円滑に応援できるよう，市と住民が組織する水戸市住みよいまちづくり推進協議会=自主防災組織（34 地区会）で，連携する地区の組み合わせや要請時のルールなどを定めた協定を締結しています。

	浸水想定区域内の地区		応援する地区
1	北部	三の丸	河和田
2		五　軒	石　川
3		新　荘	梅が丘
4		柳　河	堀　原
5		渡　里	上中妻
6		飯　富	山　根
7		国　田	双葉台
8	南部	城　東	見　川
9		浜　田	緑　岡
10		常　磐	鯉淵・妻里・内原
11		上大野	吉　田
12		千　波	赤　塚
13		下大野	酒　門
14		稲荷第一	吉　沢
15		稲荷第二	笠　原
16		大　場	寿

※地域間の連携体制は，上記の組み合わせを基本とするとともに，状況に応じて，柔軟な対応に努めます。

３　避難所における機能や役割の確認

（１）指定避難所

指定避難所は，自宅や勤務先が危険な状態で生活ができないときなどに避難し寝泊まりできるところです。本市においては，**全ての市民センター，市立小学校及び中学校**であり，82 か所となります。指定避難所には，初動段階に必要となる備蓄物資・資機材を配備しており，不足した場合には，市災害対策本部より搬送します。

また，**備蓄物資・資機材の点検及び使用方法を日頃から確認しておきましょう。**

※避難所の開設は，市において避難指示等を発令するときに，対象施設に開設準備を依頼します。また，地震発生時においては，市内で震度５弱以上を観測したときに，開設準備を開始します。

【主な備蓄物資・資機材】

クラッカー，水，紙コップ，簡易トイレ，トイレ処理剤，トイレットペーパー，毛布，アルミ（保温）シート，避難所用マット，ランタン，ラジオ，発電機，感染症対策資器材（マスク，消毒液，体温計等）※リアカー，※救助工具セット，※悪路走行可能な台車，※バケツ，※雨水貯留タンク，養生テープ，※投光器　等 ※市民センターに配備している物資等

各施設には，数量や賞味期限等を記載した資料を表示します。

（2）福祉避難所

福祉避難所は，避難者の中でも，高齢者や障害者などで，特別な配慮が必要な避難者を収容する施設であり，二次的な避難所と位置付けています。

本市の福祉避難所は，市関連の老人福祉センター，民間の特別養護老人ホーム，特別支援学校等 44 か所を指定しています。

また，福祉避難所への搬送方法は，原則，指定避難所などから市がバスなどにより行います。

（3）広域避難場所

広域避難場所は，大火災を想定し指定したもので，一時的に火炎をしのぐために避難する場所であり，長期化する場合は，指定避難所に移動することとなります。広域避難場所の指定は，人口集中地区のみであり有効避難面積 94.13（ha）13 か所の指定となっています。

（4）緊急避難場所等

津波対策の緊急避難場所は，高台に避難する時間がないときなどに，緊急的に避難する場所として指定しています。

（鹿島臨海鉄道常澄駅，水戸高等特別支援学校，産業技術短期大学）

洪水対策の緊急避難所は，浸水などの影響で，近隣の指定避難所では対応できないとき，又は那珂川が増水して橋が渡れないときに開設する避難所です。

（茨城大学，水戸第一高等学校，水戸第二高等学校，水戸第三高等学校，水戸南高等学校，水戸農業高等学校，茨城大学附属小学校，市毛小学校，ＪＡ茨城教育センター，寶幢院，吉田神社，水戸市清掃工場）

※指定避難所，福祉避難所，広域避難場所等の一覧は，別添資料を参照

4　災害情報の収集及び連絡手段の確認

災害時には，迅速な情報収集と発信が重要です。市においては，各種連絡手段により対策を講じますので，日頃から確認しておきましょう。

（1）ＦＭラジオの活用

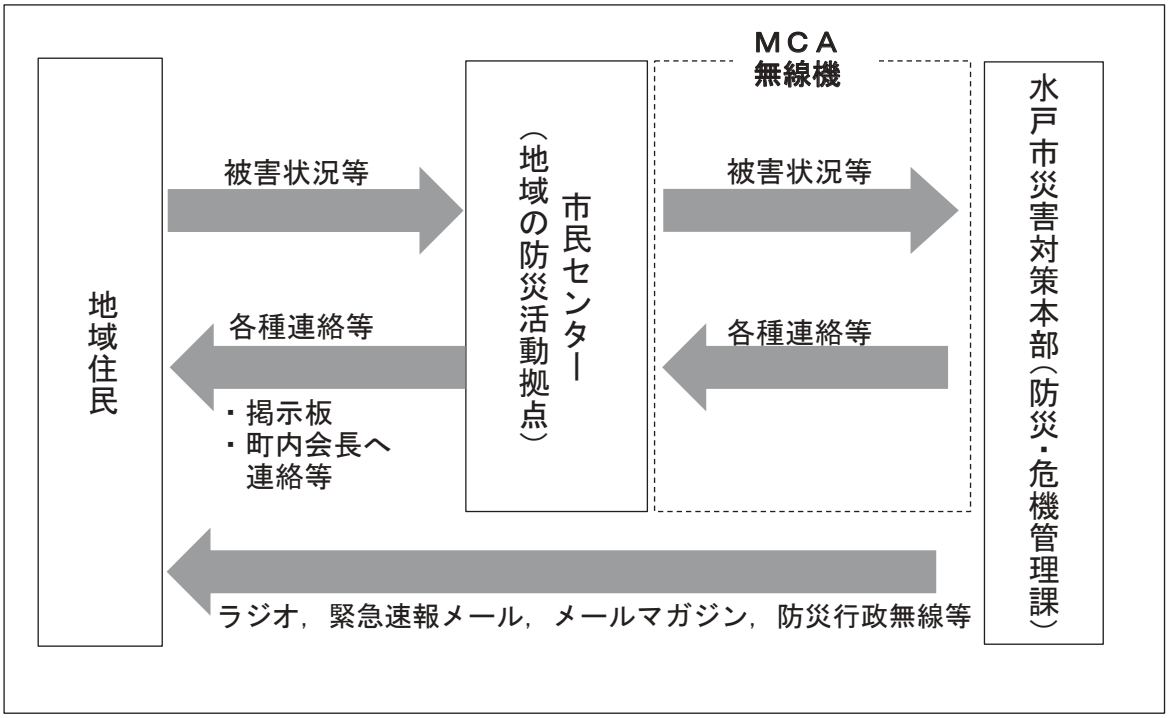
水戸コミュニティ放送との連携を強化するとともに，緊急割込装置を導入し「災害時には，ＦＭぱるるんの 76.2ＭＨｚに周波数をあわせると水戸市からのきめ細やかな情報が入手できる」という体制を構築しました。

また，水戸市が避難情報などを発信したときに，ラジオから自動で音声が流れる「防災ラジオ」を導入し，災害リスクの高い，洪水・津波の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に居住する方，さらには，災害時に支援が必要な避難行動要支援者，そして，地域防災の要となる自主防災組織の皆様などに，無償で貸与しています。

（2）無線機の導入

災害時，確実につながるＭＣＡ無線機 220 台を導入し，全指定避難所，福祉避難所及び市防災拠点施設等に配備しました。市災害対策本部と地域がつながる体制を構築しました。各市民センターから広報車や地域の連絡網などを活用し，給水場所などのきめ細やかな情報を発信します。

また，指定避難所においては，館内放送，掲示板などを活用し，避難者への周知を図ります。



（3）**緊急速報メールの活用**

ＮＴＴドコモ，ＫＤＤＩ，ソフトバンク，楽天モバイルの緊急速報メールにより，登録不要で市内にいる方の携帯電話に，避難指示等の緊急情報を送信します。

※上記の伝達手段に加え，防災行政無線（浸水想定区域），防災ラジオ，広報車（40 台），ホームページ，メールマガジン，ツイッター，ライン，フェイスブックなど複合的に情報を発信します。

5　地域の連絡体制の整備

災害時には，市から地域の防災活動拠点施設である各市民センターに，災害時にもつながるＭＣＡ無線機を活用して情報を発信します。

町内会長等が市民センターに集まり，情報を確認し町内に伝達できる連絡体制を整備しておきましょう。

なお，この連絡体制は，地域から市にも連絡できるものです。

6　任務分担の整備

災害時の地区の取りまとめは，市民センター所長等の市職員が行います。**地区防災組織（地区会）や学校関係者においては，既に作成している任務分担表を活用するとともに，次のような主な任務について，役割と担当者を確認しておきましょう。**

※水対策班の主な役割として盛り込んでいる，小中学校の受水槽や災害時生活用水協力井戸の活用については，東日本大震災後，新たに市で取組んだ内容でありますので，各地区等の任務に加えてあるか御確認願います。

班　名	**平常時**の主な役割	**災害時**の主な役割
総括班	全体調整，任務分担の見直し等	連絡調整窓口，相談窓口等
避難所運営班	避難者受付名簿等の作成等	避難者の把握，名簿管理等
情報班	関係機関等の連絡先の確認，情報伝達機器の点検等	地域の被害情報の収集，市からの情報提供等

物資班	備蓄物資の点検等	備蓄物資の管理・配布等
消火・救助班	資機材の点検等	消火・救助等の活動等
救護班	資器材の点検・調達の確認	軽傷者の搬送・手当等
要配慮者支援班	要配慮者の把握等	安否確認，情報伝達，非常食・生活物資の優先配布等
炊き出し班	器具の点検，LP ガス業者の確認等	非常食の確保，調理等
水対策班	備蓄飲料水の点検，受水槽からの給水方法の確認，災害時生活用水協力井戸登録箇所の確認	飲料水の確保（**小中学校の受水槽の活用**を含む），**災害時生活用水協力井戸の活用**
衛生班	簡易トイレ取扱いの確認，ごみ集積場所の選定等	トイレの確保，ごみの分別，風呂の確保等（市対策本部との調整）
ボランティア班	ボランティア受入手順の確認	ボランティアの要請，受付，調整

7　災害時生活用水協力井戸登録状況の確認

災害時に，民間の井戸を活用するための災害時生活用水協力井戸制度を創設しており，380か所の井戸を登録（令和３年４月現在）しています。**市のホームページ等を活用し，身近な井戸を確認しておきましょう。**

また，井戸登録の約９割は電動のポンプにより汲み上げるため，停電時には，市で備えている発電機等を利用することを想定しましょう。

なお，発電機は，避難所等での使用も想定されますので，汲み上げる井戸を選定し，順次，使用することになります。

※登録状況は，市のホームページ，各市民センター等で確認するか，又は防災・危機管理課に問合せ下さい。

8　災害時要配慮者（高齢者，障害者，妊婦，乳幼児等）の確認

隣近所等において，災害時要配慮者の把握に努め，日頃から，声かけなどを行い，災害に備えましょう。

※特に自力避難が困難な高齢者や障害者を避難行動要支援者として，市職員のほか，民生委員，消防団，地区会の皆様など，地域の支援者の方が互いに連携し，地域ぐるみで支援する体制を構築しています。

9　避難所施設の鍵の管理

地区内の避難施設の鍵の管理者や保管場所の情報を共有しておきましょう。

また，施設の出入口だけでなく，防災倉庫や受水槽の出入口の鍵について明確にしておきましょう。

施設	鍵の管理者	備考
市民センター		
（防災倉庫）		
小学校		
中学校		

10　防災訓練等の実施

地域の実情に応じた**地区単位の防災訓練・研修等を定期的に行い，災害時に即応できる態勢の確立と地域住民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図りましょう。**

実施に当たっては，　地区防災組織（地区会）が中心となり，学校，消防団，女性会，女性防火クラブ，地区内の防災士，地域内の民間事業所などと連携しましょう。

各種防災訓練一覧

No	訓練種目	訓練の概要
1	**避難所開設訓練**	避難指示等の発令に伴い，市職員及び自主防災組織が連携し避難所を開設します。開設にあたり，避難施設の点検，避難者名簿の作成，簡易トイレの組立，簡易間仕切りの設置及び避難所マットの設置などを実施します。 また，要望に応じ，ＮＴＴの伝言ダイヤル体験車を要請し，体験型の安否確認訓練を実施します。
	夜間避難所の体験訓練	上記訓練を実施し，あわせて避難所で仮眠体験を実施，夜間における避難所運営について検証します。
2	**住民避難訓練**	避難指示等の発令に伴い，市は，避難に関する広報を実施します。 住民は，隣近所の安否確認を行い，危険箇所を回避し安全に避難を実施します。※避難訓練の想定：震災，津波，洪水，土砂災害等
3	**街並みを使用した街区実践訓練**	震災を想定，住民の方が普段生活している街並みを使用し，発災初期からの行動として「ドアを開け逃げ道を確保→隣近所に声をかけ安否を確認→避難する時，ドアに避難先を掲示→身の回りにあるもので負傷者を搬送→避難する時，危険箇所を回避」などの実践的な訓練を一部の特定地域で実施していただき，参加者が見学し検証します。 想定に応じ，バール等の簡易資機材を使用する重量物移動訓練などを実施します。
4	**災害時要配慮者避難支援訓練**	消防団や自主防災組織等が連携し，災害時要配慮者の安否確認を行うとともに，毛布を活用した簡易担架などを使用して避難所まで搬送します。 また，避難所で受入後，医療相談などを行います。
5	**マンション型災害対策訓練**	中高層マンション住民を対象とした発災初期からの行動として，身の安全確保や安否確認を行い，消防用設備等を活用した消火訓練など実践的な各種訓練を実施します。
6	**初期消火訓練**	消火器，バケツリレー及びシーツ等による消火要領を体験型の訓練として実施します。
7	**簡易トイレ組立訓練**	市では，避難所や在宅避難者に対応するため，組立式の簡易トイレを備蓄しています。 簡易トイレ及びトイレ用テントの組立訓練を実施します。また，災害用トイレットペーパーなどの展示品を手に取り，身近に感じていただくことで防災への理解を深めます。
8	**救命・救護訓練**	三角巾の取扱い，ＡＥＤの取扱い，心肺蘇生法及び搬送要領などを体験し訓練します。
9	**炊き出し訓練**	大釜によるハイゼックス（米と水を袋詰めしたもの）の炊き出し訓練を実施します。 また，市で備蓄しているクラッカー，アルファ米の試食を行います。
10	**水害対策訓練**	局地的な大雨が降り，河川の増水や内水による浸水被害が発生したと想定，浸水箇所の調査，情報伝達訓練，土のう作成，住民避難などの訓練を実施します。
11	**簡易担架作成訓練**	洋服，シーツ，毛布，物干しざおなど身の回りにあるものを使用して，簡易担架を作成します。
12	**応急給水訓練**	小中学校の受水槽に応急給水栓を接続し，飲料水の提供を行う訓練を実施します。 ※市民センターに仮設水槽を整備しておりますので，状況に応じて，水道部と連携して訓練に追加します。

13	**防災講座**	東日本大震災や，令和元年台風 19 号を振り返るとともに，本市の防災に関する現状（備蓄，情報伝達手段等）及び各家庭や地域の備えについて説明するなど防災知識の啓発を実施します。
14	**図上訓練**	ＨＵＧ訓練【避難所（H）運営（U）ゲーム（G)】など，図上でできる訓練です。 ＨＵＧ訓練は，避難所の運営を模擬体験するもので，避難者の年齢や性別，それぞれが抱える事情が書かれたカードに基づき，参加者の方が話し合い，対応を決めていくゲームです。 本市では，避難所運営マニュアルを作成しておりますが，あらゆる状況に備え，想定外のことにも運営者が主体的に対応できるスキルを身に付けるための訓練であり，防災意識の醸成にもつながる有効な訓練です。

11　地区防災マップの作成

市で作成しているハザードマップや井戸マップを活用して，地区単位のきめ細やかな情報を掲載した防災マップを作成しましょう。

地区防災マップに掲載する内容（例）

・避難所に関する情報（地区独自で定めている一時避難場所を含む）
・災害時に危険のおそれがある箇所
・避難経路上の危険箇所
・災害時生活用水協力井戸登録箇所
・医療機関をはじめとする関係機関等

第２章　災害時の対応

１　身の安全の確保

（１）地震

災害時においては，まず自分の身を守り，家族の安否を確認したうえで，地域の防災活動に参加できる方は，地域の防災活動拠点施設である市民センターに集まっていただきますようお願いします。

①自分の身を守る

本棚，タンス，冷蔵庫など転倒，落下しそうなものから離れ，座布団などで頭を保護し，丈夫な机の下などに身を伏せましょう。また，戸などを開け，避難経路を確保しましょう。

日頃から，安全な場所※を確認しておくことが，迅速な行動につながります。

※安全な場所とは，建物によって異なりますが，大きな家具などがなく，柱の密度が高いところが目安になります。

②火元を確認

揺れがおさまったら火の元を確認しましょう。もし，出火していたら家族や隣近所の方に大声で知らせて 119 番に通報するとともに，初期消火に努めてください。

消火時，天井まで火が達したら消火活動が危険ですので，避難しましょう。

③足元に注意

移動するときは，割れたガラスの破片や落下物から足を保護するため，スリッパを履くか，新聞紙や雑誌を床に敷きましょう。

④津波・土砂災害の危険性が高い地域は，すぐに避難

⑤隣近所の方と声をかけ合う

隣近所の方と「けがはない，大丈夫」などと声をかけ合い，特に，災害時要配慮者（自力避難が困難な方）などが近所にいる場合は，声をかけ，みんなで助け合いましょう。

⑥避難所へ

自宅などが倒壊し居住できなくなったとき，又は危険な状態で被害のおそれがある場合は，復旧後の通電による火災やガス漏れを防ぐため，電気のブレーカーを落としガスの元栓を閉めてから，お近くの指定避難所に避難しましょう。

（２）大雨

①天候の急変に注意

黒い雲が近づいてきたり，急に冷たい風が吹いてきたら，外にいるときは早めに帰るなど，安全な場所へ移動しましょう。

②情報の入手

テレビやラジオ，市ホームページなどで最新の気象情報，防災情報を確認しましょう。

大雨の降り方によっては，河川の増水にも注意しましょう。国土交通省常陸河川国道事務所ホームページ「那珂川リアルタイム雨量・水位情報」などで雨量・水位の情報を確認しましょう。

③早めの避難

近くにがけ崩れのおそれのある地域などは，バケツをひっくり返したような激しい雨（１時間雨量 50 ㎜以上）が降ったときは，避難指示が発令されていなくても，隣近所に声をかけ自主避難を始めましょう。

④避難時の心得

浸水時の避難は，裸足，長靴ではなく，ひもでしめられる運動靴をはき，足元に注意して，安全を確認しながら，徒歩で避難しましょう。

また，避難所へ避難できない場合は，家の２階以上など，浸水やがけ崩れの影響を受けない，少しでも安全な場所へ移動しましょう。

※大雨を想定して，日頃から，身の回りの危険な場所（浸水・土砂災害想定区域など）身近な避難所，避難所までの経路など，確認しましょう。

2　参集基準と参集者

（1）参集基準

災害時においては，次の参集基準により，安全管理を優先し，地域の防災活動拠点施設である市民センターに集まりましょう。

・地震の場合は，**震度５弱以上**を市内で観測したとき

・洪水，土砂災害，津波などの災害については，市の要請があったとき

なお，洪水時の参集は，那珂川の増水が大きな要因となります。

【参考】

基準点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
水府橋	3.00 m	4.00 m	5.40m	5.80 m

・その他，予測できない災害時には，状況に応じて参集いただきますよう御協力願います。

（2）参集者

・市民センター所長

・避難所指定動員（市職員で市民センター等の近隣に居住している者）

・地区防災組織（地区会の役員，町内会長など）

3　地域の被害状況の集約

地域の被害状況については，地域の防災活動拠点施設である市民センターで集約し，市災害対策本部へ報告することを基本としています。

市においては，各担当部署でパトロール等により被害情報を集約しますが，あわせて地域の皆様にも御協力いただき，**町内会長などが地域の状況を市民センター等に報告しましょう。**

市民センター等から市災害対策本部への連絡は，ＭＣＡ無線機を活用するとともに，バックアップ手段として，特設公衆電話から市災害対策本部の衛星携帯電話への連絡を想定しています。



4　住民間の助け合い活動

災害時には，同時多発的に各種事象が身近なところで発生することが予測されます。そのようなときには，消防をはじめとする行政機関の出動は，大規模な事象や緊急対応が必要となる現場が優先されるため，平常時のようには活動が困難となりますので，安全管理を考慮し地域の方の助け合い活動をお願いします。

活動に当たっては，地区防災組織の消火班や救助班を中心に，周囲の方に声をかけ，災害時に，できる人ができることを協力しましょう。

（1）隣近所への声かけ

隣近所の方と「けがはない，大丈夫」などと声をかけ合い，特に，災害時要配慮者（自力避難が困難な方）などが近所にいる場合は，声をかけ，みんなで助け合いましょう。

このような活動が，閉じ込められている人や火災などの早期発見につながります。

（2）消火活動

消火器やバケツリレーなどにより，初期消火をしましょう。消火時，天井まで火が達していたら消火活動が危険ですので，避難しましょう。

※消火器，バケツリレーの実施要領は，別添資料を参照

（３）負傷者の搬送

負傷し動けない人を運ぶときは，地域の防災活動拠点施設である市民センターや身近な医療機関などに，安全管理に配慮し搬送しましょう。

搬送方法は，身の回りにある衣類や毛布を使って搬送できますので，日頃から訓練を行い備えましょう。

※応急担架の作り方の要領は，別添資料を参照

（４）ＡＥＤの使用

意識がなく心肺停止の方を発見したときは，119 番への通報とともに，ＡＥＤを使用し蘇生に努めましょう。

ＡＥＤの取扱いや設置してある施設など日頃から確認しておくことが迅速な対応につながります。

※ＡＥＤの取扱い要領及びＡＥＤ設置場所一覧は，別添資料を参照

５　災害時要配慮者の情報収集等

（１）お年寄りや身体の不自由な方などが近所にいる場合は，声をかけ，安否を確認しましょう。

（２）安否情報については，地域の防災活動拠点施設である市民センターに報告をお願いします。
安否が不明な場合や避難誘導が困難な場合は，市，消防，警察などの行政機関が対応します。

（３）避難行動要支援者をはじめとする災害時要配慮者（自力避難が困難な方）の方が避難所へ避難する場合，可能な範囲で，避難誘導に御協力をお願いします。

（４）避難行動要支援者をはじめとする災害時要配慮者（自力避難が困難な方）の方が在宅を希望する場合は，その旨を市民センター等に報告するとともに，災害情報の伝達や非常食・生活物資の配布等に御協力をお願いします。

【避難行動要支援者の対応】

災害時に優先して安否確認等の支援を希望し，市に登録している避難行動要支援者の名簿は，各市民センターに配備しています。

災害時の支援活動については，可能な範囲で御協力いただきますようお願い申し上げます。「災害時に，できる人が，できることを対応し，支援者が一丸となり最善を尽くす。」ことが基本方針です。

現時点では，対応が可能な方が市民センターに集まり，集まった支援関係者において名簿対象者を割振り，訪問等により安否確認を実施します

第３章　避難所の開設・運営

１　避難所運営の基本方針

（１）地域との連携による避難所の運営

避難所を開設する場合は，市職員が取りまとめ役となります。

災害発生直後においては，市職員，学校関係者，地区防災組織の皆様と連携して避難所の運営を行います。

また，避難者においても，できることは自主的に取組むよう協力をお願いします。

（２）要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり

避難所においては，要介護高齢者，障害者，妊産婦，乳幼児，アレルギー等の慢性疾患を有する人等の「要配慮者」のニーズに適切に対応できるようにします。

また，避難所の運営に当たっては，地域の特性や実情を踏まえるとともに，男女両方が参画し，避難所における良好な生活環境の確保を図ります。

（３）在宅避難者に配慮した拠点づくり

避難所は，情報収集や情報提供，非常食・飲料水，物資等の提供に関する地域の支援拠点になります。

非常食等の配布に当たっては，避難所で生活する方を優先に対応するとともに，地域で在宅避難している方にも配慮します。

２　時系列での避難所の想定状況

【初動期】

＜災害発生直後の混乱状態の中で，避難所を開設・運営するために必要な業務を行う時期＞
・当初は，市職員，学校関係者，地区防災組織の皆様と連携して避難所を運営します。

⇩

【展開期】

＜避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期＞
・避難生活の実態に即したルールを定め，運営します。

⇩

【安定期】

＜避難者の多様化するニーズに対して，柔軟な対応が必要とされる時期＞
・ニーズや避難所生活について，避難者との相談を行います。

⇩

【撤収期】

＜ライフラインの復旧に伴い本来の生活が可能となり，避難者が減少する時期＞
・避難者の減少に伴い，避難所の縮小・集約を進めます。
・避難者の生活再建や，避難所本来の業務再開に向けた対応が必要となります。

⇩

【閉鎖期】

＜災害対策本部や施設管理者と協議の上，避難所の統廃合を行う時期＞
・残っている避難者に統廃合を周知し，希望を確認して他の避難所を手配するなど，理解を求めた上で閉鎖を進めます。

３　避難所施設の安全確認と避難所の開設

（１）避難所施設の安全確認

施設の被害状況を確認し，使用できる部屋を把握しましょう。

電気，ガス，水道，電話等の被害状況についても確認しましょう。

ライフライン及び施設の一部が使用できない場合でも，避難者に危険がなければ避難所を開設します。危険な場所がある場合は，「立入禁止」の張り紙や，ロープを張ります。

なお，施設が被災し，危険な場合は，地区内の他の避難所に誘導しましょう。

（２）避難所の開設

上記のとおり，**施設の被害状況により，避難所の開設を決定するとともに，併せて避難者数を考慮して，地区内の避難所を選定し開設しましょう。**

避難者が少ない場合，地区内に複数の避難所を開設するより集約して運営した方が，スタッフの削減にもなり効率的です。

ただし，**指定避難所で避難所を開設しない場合は，入口付近に，開設しない理由や近隣で開設している避難所の情報を掲示し誘導しましょう。**

４　市災害対策本部への連絡・報告

ＭＣＡ無線機や特設公衆電話を利用し，市災害対策本部へ施設の被害状況及び開設状況を報告しましょう。その後の報告については，随時行います。

※ＭＣＡ無線機及び特設公衆電話の取扱い要領は，別添資料を参照

※避難所被害状況報告書は，別添資料を参照

【災害対策本部**（緊急用）**の衛星携帯電話番号　080-2559-7136】

【主な報告内容】

・施設の被害状況
・避難所開設状況
・避難者数
・補充する備蓄物資・資機材
・福祉避難所の開設要望　など

５　避難所の運営

（１）避難者の受付

別添資料の避難者受付名簿等を活用し，**避難者を把握しましょう。**

把握においては，アレルギーや内臓疾患などをお持ちの方を確認し，非常食の配布時に配慮します。

車中泊を希望される方に対しては，受付時に駐車場所などについてもあわせて確認し，定期的に巡回するなど，健康状態の確認を行いましょう。

障害者，高齢者の方などで，大勢の方と一緒に避難生活が困難な方については，和室などの個室を福祉避難室として割り当てましょう。また，福祉避難室で対応が困難な場合は，特性に応じた福祉避難所での受入れを市災害対策本部で対応します。

また，安心カード・ヘルプカードを持参した方については，外見からは支援や配慮が必要なことがわかりにくい方もいますので，受付時に十分配慮するとともに，福祉避難室等への誘導を想定しましょう。

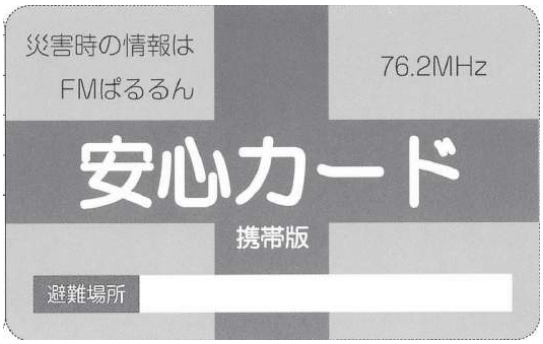
※避難者数や特別な配慮が必要な方，さらには，福祉避難所（５ページ　３避難所における機能や役割の確認（２）福祉避難所を参照）**への避難が必要な方等について，定期的に市災害対策本部へ報告をお願いします。**

［安心カード］

高齢者や障害者の方に，普段から携帯できる「安心カード」を配布しており，災害時に負傷したり，病気で倒れたとき等にかけつけた救急隊員に医療情報などをすばやく知らせるために作成しています。

［ヘルプカード］

外見からは配慮や支援が必要とわかりにくい方で，配慮や支援を求めていることを知らせることを希望する方に，ヘルプマークやヘルプカードを配布しています。



安心カード（見本）



ヘルプカード（見本）

（2）避難所レイアウトの決定

運営するうえで，避難者の受入れ前に，避難所の概ねのレイアウトを決定します。体育館やホールのレイアウトについては，養生テープ等を活用し明示するとともに，掲示板等で避難者へお知らせします。

【避難所のレイアウト決定の留意点】

・居住スペース
みんなが移動しやすいよう，**まずは通路を確保**します。
間仕切りを立て，プライバシーを確保します。
要配慮者には，可能な限り和室などの個別の部屋を用意します。

・掲示板
避難所生活のルール等を掲示板へ掲示し，避難者への周知徹底を図ります。

・物資配布場所
物資の搬入がしやすい場所を選びます。
特に，特定の方のみが使用する物資(女性用品，育児・介護用品等)の配布場所は，居住スペースと分け，別の個室等に設置します。

・更衣室
男女別に必要です。部屋の確保が困難な場合は，間仕切りで更衣スペースを設けます。

・授乳室
可能な限り，専用の部屋の確保が必要です。

・受付
入口の近くに設置します。

・仮設トイレ
衛生，臭気対策のため，原則として屋外に設置し，手洗い場を設置します。
男・女・共用別にし，防犯上，居住施設から離れすぎず，必ず照明を設置します。

・子供の遊び場や学習スペースの確保

・喫煙場所
まずは施設のルールに従いますが，設置する場合は屋外で通路や入口付近を避けて設置します。

・ゴミ置き場
衛生，臭気の問題から，屋外にスペースを設けます。
清掃車の出入りや直射日光を避けること，危険物の取扱いなどに注意します。
避難者で定期的に清掃をするなど，衛生管理を心がけましょう。

・洗濯及び物干し場
生活用水が確保しやすい場所を選んで，共同の洗濯場を確保します。
洗濯物干し場は，日当たりの良い場所で，共用場所と女性専用の場所を確保します。

・ペットの避難スペース
原則，屋外での対応になります。
清掃は，飼い主が責任をもって行います。避難生活では，人も動物もストレスを感じていますので，普段以上に注意を払いましょう。

・生活用水，井戸等
学校が避難所となっている場合は，プールの活用が考えられます。
近隣の登録している災害時生活用水協力井戸などを確認しましょう。

・寒暖対策を十分に
季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりが必要です。
主に次のような用品が想定されます。
冬季：毛布，マット，カセットコンロ，ストーブ，カイロ，防寒着，マスク
夏季：扇風機，クーラー，氷，保冷剤，殺虫剤，タオルケット，蚊取り器

（3）福祉避難室の設置

障害者や高齢者の方などで，大勢の方と一緒に避難生活が困難な方については，**和室などの個室を福祉避難室として割り当てましょう。**

また，福祉避難室で対応が困難な場合は，特性に応じた福祉避難所での受入れを市災害対策本部で対応します。
※要配慮者の一般的な特徴及び支援方法は，別添資料を参照

（4）避難所生活のルールの作成及び掲示

避難所では，多くの避難者が共同生活を送るため，避難者がお互いにルールを守って気持ち良く生活できることが大切です。

避難所生活の基本的なルールを別添資料の**避難所利用上のルールを参考に作成し，掲示板への掲示などにより，避難者への周知徹底を図りましょう。**
避難者に情報が行き届くよう見える化を意識します。
※避難者への情報提供の例
気象情報，河川の水位情報，避難に関する情報（避難指示の発令・解除），被害情報，ライフラインの復旧情報，避難所に関する情報，被災者支援に関する情報など

（5）飲料水及び生活用水の確保

飲料水については，市で備えているペットボトルの水を紙コップなどで提供しましょう。
ペットボトルの水が不足したときは，市災害対策本部に報告するとともに，小・中学校の受水槽を活用しましょう。
各小・中学校の受水槽の活用については，受水槽の周辺のフェンス等の鍵を開錠するとともに，職員室にある応急給水栓キット（蛇口，ホース等）を接続し使用します。
※受水槽を活用した給水要領は，別添資料を参照

生活用水については，市民センター等に設置している雨水貯留タンクを活用するとともに，地区内の災害時生活用水協力井戸，プール，河川等から水を搬送するなどにより確保します。

災害時生活用水協力井戸については，避難所で活用するとともに，地域の方への提供についても協力をお願いします。井戸登録の約９割は電動のポンプにより汲み上げるため，停電時には，市で備えている発電機等を利用することを想定しましょう。

なお，発電機は，避難所等での使用も想定されますので，汲み上げる井戸を選定し，順次，使用することになります。

【飲料水及び生活用水の使用方法の目安】

	・飲料用 ・料理用	・手洗い ・洗顔	・風呂 ・洗濯	・トイレ
ペットボトルの飲料水	◎	○		
小中学校の受水槽の水	◎	○	○	
給水車の水	◎	○	○	
災害時生活用水協力井戸の水	×	○	◎	◎
プール・河川・雨水貯留タンクの水	×	×	×	◎

◎ 最適な使用方法，　○ 使用可，　× 使用不可

（6）**トイレの使用**

断水時であっても施設のトイレが使用可能であれば，プールの水や地域の井戸水などをバケツ等により補充し，使用します。

また，施設のトイレが破損等により使用できない場合は，備蓄されている段ボール製簡易トイレを使用します。

さらには，照明器具を設置するほか，女性用対男性用を３：１の割合で設置するとともに，車いすを使用している方や性別にかかわらず誰もが抵抗なく安心して利用できるよう「多目的トイレ」，「誰でもトイレ」等の設置に努めます。

※簡易トイレの使用方法は，別添資料を参照

（7）**備蓄物資・資機材の活用**

・発電機

発電機は，ＭＣＡ無線機の充電をはじめ避難所内の電気機器の電源として使用するとともに，地域の井戸水の電動ポンプの汲み上げに使用することを想定しています。

※発電機の使用方法については，別添資料を参照

・非常食

地域に備蓄している非常食は，クラッカーを配備しているので，初動時の食事として適時配布しましょう。

クラッカーは，銀の袋１袋が１食分となっています。避難者が多いときは，袋の中身が２つに分かれているので，銀の袋を開け，1/2 食分ずつ配付するなど，全ての避難者に配布することや支援が必要な方へ配布を優先することなどに配慮しましょう。

※内臓疾患等の食事制限者に対しては，「はんぶん米」を，乳児には「液体ミルク」を配布します。いずれも市災害対策本部で管理していますので，必要な場合には，必ず市災害対策本部へ連絡をお願いします。

・飲料水

飲料水は，２ℓ のペットボトルにより備蓄しているので，紙コップにより配布し，避難

者の水分補給に配慮しましょう。

・毛布，保温シート
原則，毛布と保温シートを組み合わせ配布します。避難者数が多い場合や，季節に応じては，毛布，保温シートどちらかを１枚ずつ配布します。

・避難所用マット，簡易間仕切り
避難所用マットは，幅が約１ｍなので，２本を平行に広げて使用することを基本としています。又ハサミ等で切ることが出来るので，個別に配布することも可能です。不足の場合には，座布団や体育用のマットを活用します。
簡易間仕切りは，不安軽減につながるので，乳幼児がいる家庭や体調の悪い方などを優先に提供します。
※市災害対策本部では，立ち上がる際の腰やひざへの負担を軽減する「段ボールベッド」を備蓄しておりますので，必要な場合は市災害対策本部まで連絡をお願いします。
※避難所用マット，簡易間仕切りの使用法については，別添資料を参照

（８）医療・救護対策
小中学校の保健室等を活用し，軽傷者の応急手当など可能な範囲で対応をお願いします。
緊急対応が必要なときは，119 番通報により救急車を要請するとともに，119 番がつながらない場合は，ＭＣＡ無線機により，市災害対策本部へ連絡します。
また，避難者の薬の確保については，水戸市薬剤師会などと連携して対応しますので，市災害対策本部へ連絡してください。
避難生活が長期化したときは，水戸市医師会，水戸市歯科医師会，水戸市薬剤師会，茨城県助産師会などの協力により，避難所の巡回診療を行います。

（９）炊き出し
非常食は，備蓄物資であるクラッカー等を初動において配布し，鍋やガス等の設備の確保及び人的な支援が整い次第，備蓄されている「炊飯袋」を活用し，温かい食事の提供に努めましょう。
※炊飯袋の使用方法については，別添資料を参照
※プロパンガスを使用している施設は，ガス漏れなどを確認し復旧してから使用します。
都市ガスを使用している施設において供給が停止しているときは，市で協定を締結している高圧ガス保安協会に加盟している業者からプロパンガスとコンロを確保します。

（10）ゴミの管理
避難所では多くの方が生活するため，大量のゴミが発生します。特に，災害発生直後の混乱した状況では，収集車によるゴミの収集も滞るおそれがあります。
・避難所敷地内の屋外で，次のような場所にゴミ集積場を設置しましょう。
収集車が出入りしやすい場所
炊き出し等，衛生面に注意を払わなければならないところから離れた場所
居住空間からある程度離し，臭気が避けられる場所
直射日光が当たりにくく，屋根のある場所
・ゴミの分別収集を徹底し，ゴミ集積場は清潔に保ちましょう。
通常通りの分別収集を避難者に呼びかけます。
危険物（空になったカセットボンベ等）の分別には，注意を払います。

（11）ペット対策
災害時には，人間と同様にペットも生活の場を失います。様々な人が生活する避難所で人間とペットが共存していくためには，ルールを設け，トラブルにならないよう注意します。
・自主避難者のペットは，原則，受入れない。

自宅が倒壊のおそれがあるなど自宅で生活できない場合，同行避難として，ペット（特定動物は除く。）を受入れます。

※特定動物とは，タカ，ワニ，ヘビ等，人に危害を加えるおそれのある危険な動物

・避難所の居室部分には，盲導犬や介助犬等を除き，ペットの持込みを禁止します。

・犬を受入れる場合は，狂犬病の予防接種を行っていることが条件になりますので，受入れ時に口頭で確認します。又特定犬（秋田犬，土佐犬，ジャーマン・シェパード，紀州犬，ドーベルマン，グレート・デーン，セント・バーナード及びアメリカン・スタッフォードシャー・テリア等）は，茨城県動物の愛護及び管理に関する条例等に基づき，上下四方が囲まれ，十分な強度を持ち，人に危害を加えられない構造になっているおりの中で飼うことが定められているので，避難所での受入れは不可能です。

・ペットの飼育は，屋外にテントを張りスペースを確保します。又は駐輪場等の雨風がしのげるところを活用します。

屋外にテントを張る場合，四方幕を張るとともに，季節に応じては，保温シートやブルーシートで覆い，気温等に配慮します。又ペットは，飼い主が用意するケージに入れ飼育し感染症等に配慮します。

ペットの飼育及び飼育場所の清掃は，飼い主が行うことを基本とします。又状況に応じて，水戸市獣医師会による避難所巡回を行います。

・地区内において，ペットの避難状況を把握し，状況に応じて，受入れ箇所を集約します。

さらに，ペットの負傷，飼い主不明な動物の収容，収容能力の超過，避難の長期化による同伴避難など，指定避難所において対応が困難なときは，（仮称）災害時動物救護活動拠点施設において受入れますので，市災害対策本部へ連絡をお願いします。

(12) ボランティアとの連携

避難所では，人手が不足したり，専門的な知識，技術を持った人が必要となります。

ボランティアの派遣が必要な場合は，ボランティアの作業内容や人数を明確した上で，市災害対策本部へ要請します。

避難所にボランティアが直接来た場合は，市のボランティア窓口（市社会福祉協議会ボランティアセンター）の登録を済ませるよう案内します。

ボランティアが活動するときは，ボランティア保険の加入を確認し，未加入の場合は，市災害対策本部へ連絡します。

【水戸市社会福祉協議会ボランティアセンター】

〒311-4141　水戸市赤塚 1-1（MIOS2 階）水戸市福祉ボランティア会館内（赤塚駅北口）

TEL：029-309-1011　FAX：029-309-1139

6　避難所の閉鎖

市災害対策本部は，ライフラインの復旧状況，仮設住宅の建築状況，公営住宅の空き状況などを見ながら，避難所の閉鎖（集約）に向けての検討を行い，判断します。

・閉鎖する場合は，教育の場の確保に配慮するとともに，集約する場合は，和室を有するなど設備が充実している施設（市民センター等）を優先します。

・閉鎖（集約）に当たっては，市災害対策本部が避難者への丁寧な説明を行い，趣旨を十分に理解してもらうとともに，避難者の避難所退所後の住居の問題など，避難者の自立に向けた相談体制を確立します。

・避難所の撤収に当たっては，避難所の運営に係る記録や使用した資料，物資の保管状況などを整理して，市災害対策本部に引き継ぎます。

・使用済みの毛布など回収が必要となる物資があれば，市災害対策本部へ連絡します。物資の搬出や施設内の片付け・清掃などを避難者の協力を得て行います。

第４章　計画の見直し

１　検証と見直し

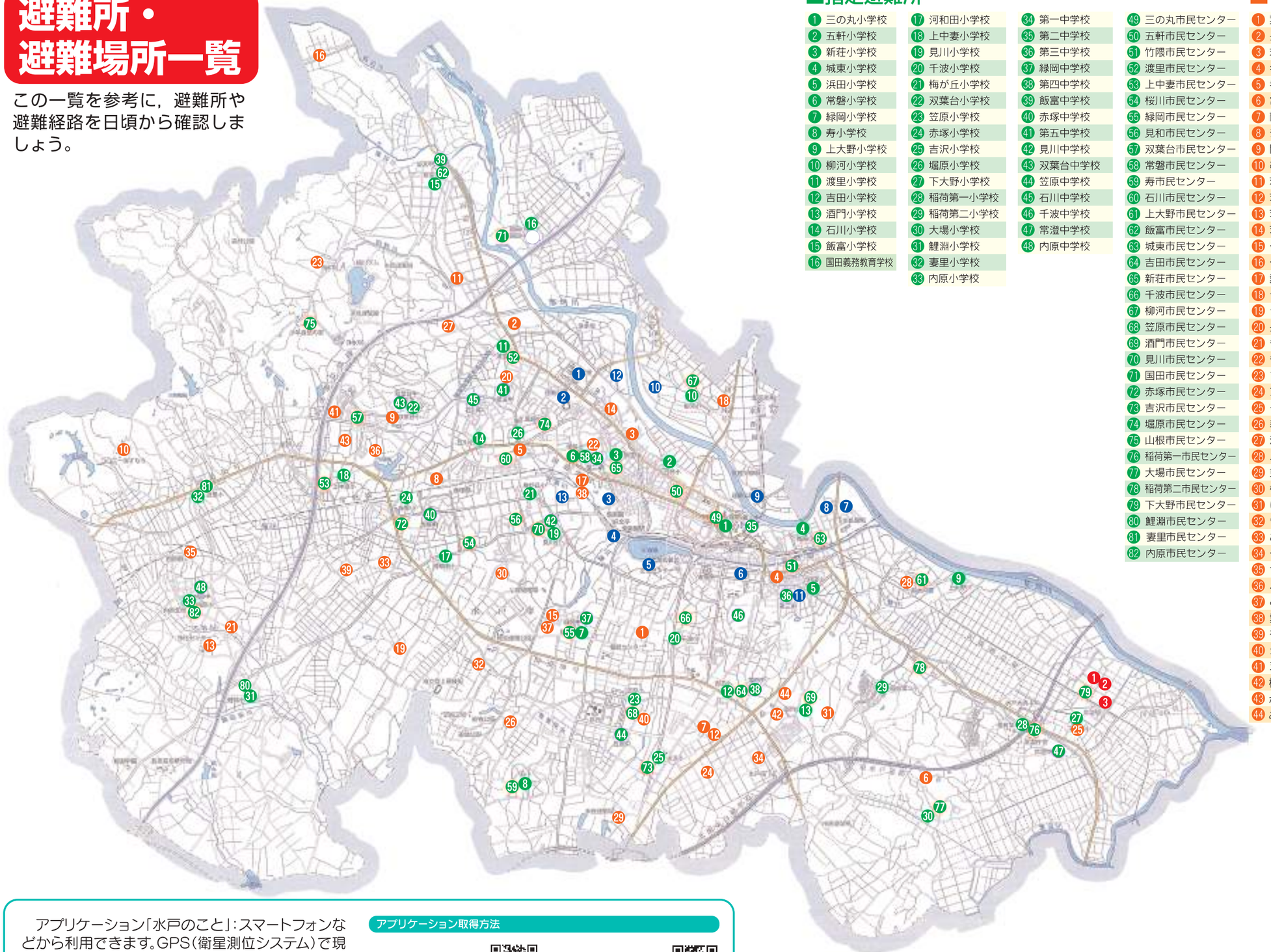
市地域防災計画の修正，災害対応，防災訓練などを踏まえ，地区防災計画を定期的に検証し見直すことが大切です。

地域防災力を向上させるためには，「地区の特性と想定される災害の整理及び地区防災計画の作成（PLAN）」，「危機感を維持するための防災訓練の実施，防災意識の高揚を図るための幅広いイベントの推進等（DO）」，「訓練・イベント等の実施後の成果発表と状況確認，評価，問題点のチェック（CHECK）」，「地区防災計画，防災訓練等の見直し・改善のための行動等（ACTION）」，このようなPDCAサイクルにより，機能を高めながら，実践的な行動へとつなげます。

図１　避難所・避難場所一覧

避難所・避難場所一覧

この一覧を参考に，避難所や避難経路を日頃から確認しましょう。



■指定避難所

1. 三の丸小学校
2. 五軒小学校
3. 新荘小学校
4. 城東小学校
5. 浜田小学校
6. 常磐小学校
7. 緑岡小学校
8. 寿小学校
9. 上大野小学校
10. 柳河小学校
11. 渡里小学校
12. 吉田小学校
13. 酒門小学校
14. 石川小学校
15. 飯富小学校
16. 国田義務教育学校
17. 河和田小学校
18. 上中妻小学校
19. 見川小学校
20. 千波小学校
21. 梅が丘小学校
22. 双葉台小学校
23. 笠原小学校
24. 赤塚小学校
25. 吉沢小学校
26. 堀原小学校
27. 下大野小学校
28. 稲荷第一小学校
29. 稲荷第二小学校
30. 大場小学校
31. 鯉淵小学校
32. 妻里小学校
33. 内原小学校
34. 第一中学校
35. 第二中学校
36. 第三中学校
37. 緑岡中学校
38. 第四中学校
39. 飯富中学校
40. 赤塚中学校
41. 第五中学校
42. 見川中学校
43. 双葉台中学校
44. 笠原中学校
45. 石川中学校
46. 千波中学校
47. 常澄中学校
48. 内原中学校
49. 三の丸市民センター
50. 五軒市民センター
51. 竹隈市民センター
52. 渡里市民センター
53. 上中妻市民センター
54. 桜川市民センター
55. 緑岡市民センター
56. 見和市民センター
57. 双葉台市民センター
58. 常磐市民センター
59. 寿市民センター
60. 石川市民センター
61. 上大野市民センター
62. 飯富市民センター
63. 城東市民センター
64. 吉田市民センター
65. 新荘市民センター
66. 千波市民センター
67. 柳河市民センター
68. 笠原市民センター
69. 酒門市民センター
70. 見川市民センター
71. 国田市民センター
72. 赤塚市民センター
73. 吉沢市民センター
74. 堀原市民センター
75. 山根市民センター
76. 稲荷第一市民センター
77. 大場市民センター
78. 稲荷第二市民センター
79. 下大野市民センター
80. 鯉淵市民センター
81. 妻里市民センター
82. 内原市民センター

■福祉避難所

1. 葉山荘
2. 長者山荘
3. 末広老人福祉センター　あじさい
4. 老人福祉センター　柳堤荘
5. 老人福祉センター　あかね荘
6. 常澄老人福祉センター
7. 南部老人福祉センター　ふれしあ
8. デイサービスセンター　あかつか
9. 開江老人ホーム
10. あすなろの郷
11. 茨城県立水戸飯富特別支援学校
12. 茨城県立水戸特別支援学校
13. 茨城県立内原特別支援学校
14. 茨城県立盲学校
15. ケアステーション梅寿園
16. ケアステーション藤が原
17. 愛友園（特別養護老人ホーム）
18. ライフピア青柳
19. ライフピア河和田
20. 長生園
21. もみじ館
22. もくせい
23. フォレストヴィラ水戸
24. アクティブハートさかど
25. グリーンハウスみと
26. 森の家ひらす
27. 渡里すずらん苑
28. ユーアイの家
29. 東野の家
30. 桜川陽だまり館
31. はぎの郷
32. ヴィレッジみと
33. あんず館
34. ケアハウスみと
35. サンピア
36. ハートピア水戸
37. みどりおか
38. 愛友園（養護老人ホーム）
39. 祐功の館
40. かさはら
41. 双葉陽だまり館
42. 欅倶楽部
43. かたくりの郷
44. みと東部特別養護老人ホーム

■広域避難場所

1. 茨城大学
2. 堀原運動公園
3. 東町運動公園・茨城県立歴史館
4. 偕楽園公園
5. 千波公園
6. 駅南平和公園
7. 那珂川若宮河川敷
8. 城東市民運動場
9. 青柳公園
10. 柳河市民運動場
11. 水戸市立第三中学校
12. ちとせ市民運動場
13. 常磐大学

■緊急避難場所

1. 茨城県立水戸高等特別支援学校
2. 茨城県立産業技術短期大学校
3. 鹿島臨海鉄道常澄駅

令和元年６月１日現在

アプリケーション「水戸のこと」：スマートフォンなどから利用できます。GPS（衛星測位システム）で現在地情報を取得して，最寄りの指定避難所の位置を地図上に直線距離で表示します。

アプリケーション取得方法

スマートフォンなどがAndroidの場合

スマートフォンなどがiOS（iPhone）の場合

図２　水戸都市計画図

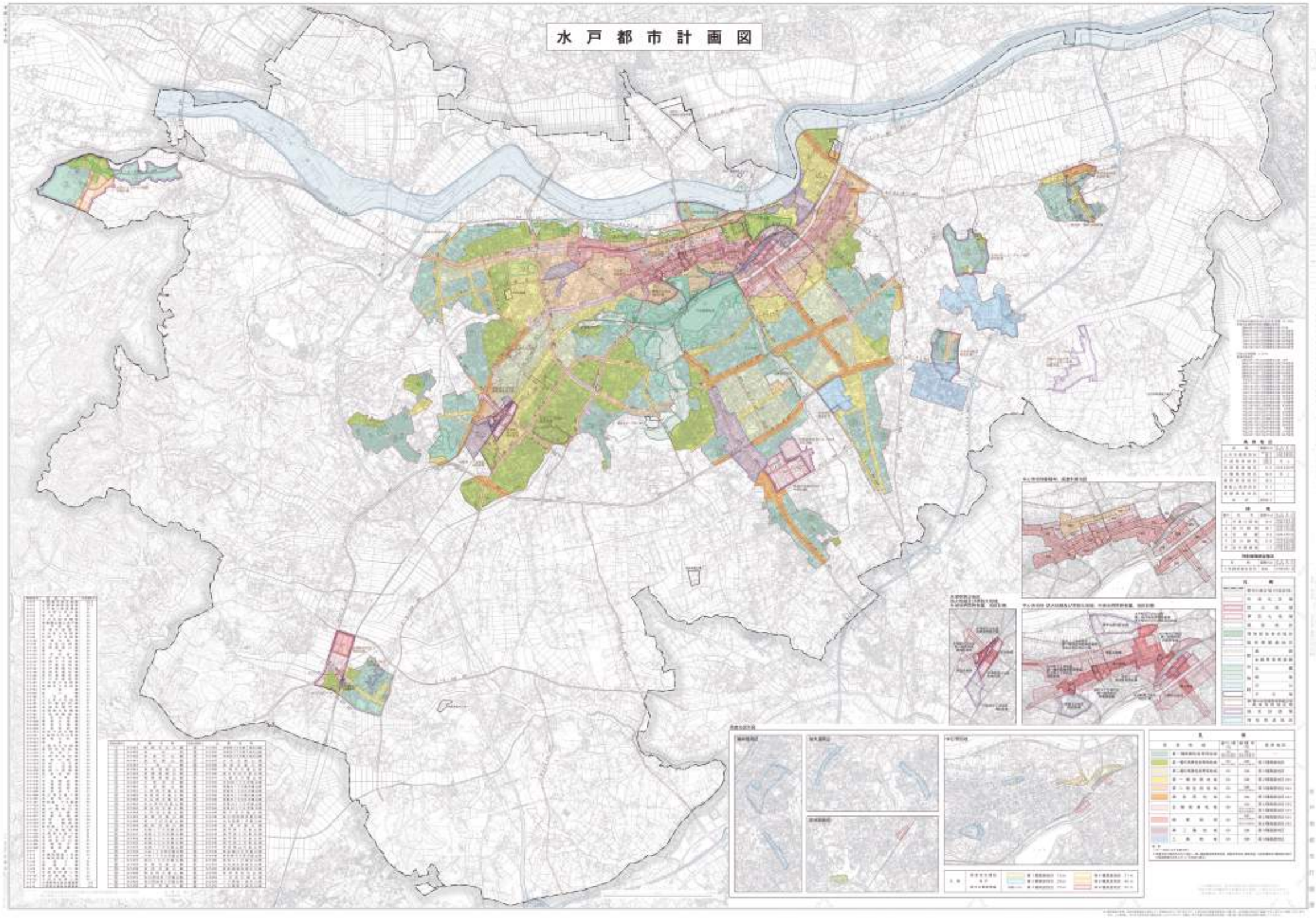


図３　洪水ハザードマップ（北地区版）

水戸市洪水ハザードマップ

那珂川・藤井川・桜川

令和２年改訂版

北地区版

早めの避難行動で
逃げ遅れゼロへ!!

水戸市　分かりやすく具体的に、早めの避難情報を発信します。

市民　命を守るため、早めに避難を開始しましょう。

地図の表示範囲



水戸市を南北に分割して洪水ハザードマップを作成しています。この面は**北地区版**です。



－電話応答サービスについて－

水戸市では、避難情報などを防災行政無線（屋外スピーカー）、防災ラジオ、緊急速報メール等で発信します。

防災行政無線の放送内容は、電話応答サービスでも確認できます。

電話番号（自動音声）029-297-6287

※情報の伝達については、裏面をご確認ください。

凡　例

	指定避難所		河川区域
	緊急避難所		市町村界
	防災行政無線		令和元年10月台風第19号により浸水した区域 ※この区域は、航空写真をもとに表示しています。

要配慮者等利用施設及び大規模工場

※水防法に基づき、浸水想定区域内の要配慮者等利用施設や大規模工場を表示しています。
各施設と地域や行政との連携により、迅速かつ円滑な避難を目指します。

■高齢者施設
① 介護老人保健施設　遊里の里
特別養護老人ホーム　ライフピア青柳
② ライフピア青柳通所介護事業所
デイサービス　ライフピア青柳
③ デイサービス　なごみの家
④ 住宅型有料老人ホーム(デイサービス)　まごころの家水戸若宮
サービス付高齢者向け住宅　ここいち水戸緑東
⑤ デイサービス　ここいち水戸緑東
⑥ デイサービス　ハートライフ緑東
⑦ デイサービスセンター和敬
⑧ サービス付高齢者向け住宅　ツクイ・サンフォレスト水戸
デイサービス　ツクイ・サンフォレスト水戸
⑨ 介護老人保健施設　しもいち
⑩ デイサービス　さくらさくら
⑪ いきいき交流センター　柳堤荘
⑫ デイサービス　野ばらしもいち館

■障害者施設
⑬ ケアホーム　チェリー館
⑭ 総合支援事業所　ふう
⑮ 児童デイサービス事業所　ふう
⑯ KURITAワークサポートセンター「Work-Work」
グループホーム　くりあん
⑰ 就労支援事業所　かしの木水戸
⑱ グループホーム　うさぎの家若宮
⑲ 障害者自立支援センター　みなみかぜ
⑳ 放課後等デイサービス　なかよし
㉑ グループホーム　はっぴいハウス2
㉒ 就労支援事業所　フレンドハウス
㉓ 就労移行支援及び就労継続支援A型　エナベル水戸駅南
就労移行支援及び就労継続支援B型　エナベルbiz水戸駅南
㉔ 就労支援事業所　オールマスターズ
㉕ 合同会社水戸就労マネジメント
㉖ 特別就労支援センター　ココカラ
生活訓練センター　ココカラlife
㉗ 放課後等デイサービス事業所　こども元気塾
㉘ 就労支援事業所　self-A アドバンフォース水戸駅南
㉙ グループホーム　ユーアイホーム
㉚ クオリティ・オブ・ライフ　千波支援教室

■乳幼児施設
㉛ 国田幼稚園
㉜ わかな保育園
㉝ 茨城県福祉相談センター（中央児童相談所）
㉞ 若宮保育所
㉟ 緑東幼稚園
㊱ 杉山保育所
㊲ 水戸赤十字病院　いちょうの木保育園
㊳ 緑東保育所
㊴ すてっぷ保育園緑東
㊵ すずらん保育園
㊶ 水戸ヤクルト水戸東保育所
㊷ はみんぐばーく・みと
㊸ こばと東保育園
㊹ こばと保育園分園
㊺ ユーアイほいくえん
㊻ ニチイキッズニッセイみらい水戸保育園

■医療機関
㊼ 水戸ブレインハートセンター
㊽ 石島整形外科医院
㊾ 水戸赤十字病院
㊿ 鈴木産婦人科医院
(51) 青柳病院
(52) 青木医院
(53) 鈴木眼科医院
(54) 緑南病院
(55) 小松崎産婦人科

■大規模工場
(56) 株式会社　トッパンプロスプリント水戸工場

令和2年5月現在

避難所一覧

座標	名称	電話番号
指定避難所		
C-2	飯富市民センター	229-7002
	飯富小学校	229-7104
	飯富中学校	229-7132
D-3	渡里小学校	221-6291
D-4	渡里市民センター	221-3873
	第五中学校	251-1414
E-4	新荘市民センター	221-7851
	常磐市民センター	233-7005
	五軒小学校	224-2900
	新荘小学校	221-4659
	常磐小学校	224-2272
	第一中学校	224-2424
E-5	五軒市民センター	226-4156
F-5	三の丸市民センター	224-6600
	三の丸小学校	224-4533
	第二中学校	224-4422
指定避難所（洪水時一時避難所）		
D-2	国田市民センター	239-6568
	国田義務教育学校	239-7118
E-4	柳河市民センター	231-6559
F-4	柳河小学校	221-5997
F-5	竹隈市民センター	231-2045
	緑東小学校	231-4297
	緑東市民センター	221-9974
G-5	上大野市民センター	221-4994
	浜田小学校	224-2717
緊急避難所		
C-1	眞種院（ほうどういん）	288-2567
E-2	JAグループ茨城教育センター	239-6111
E-4	茨城大学	228-8111
F-2	水戸農業高等学校	298-6266
F-5	茨城大学附属小学校	221-2043
	水戸第一高等学校	224-2254
	水戸第二高等学校	224-2543
	水戸第三高等学校	224-2044
G-4	市毛小学校	272-2747

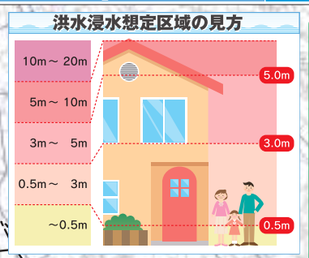
●避難所の説明

指定避難所／指定避難所（洪水時一時避難所*）は、水戸市内の全ての市民センター、市立小・中学校、国田義務教育学校です。災害の種別（地震、洪水等）に関わらず、自宅等が危険な場合や生活が困難なときに、はじめに避難する施設です。施設には、備蓄物資や防災資機材が備えてあり、寝泊りができます。

※洪水時一時避難所は、指定避難所のうち、浸水想定区域内にある避難所で、高齢者の方など、遠方まで避難することが困難な方に、早めに避難していただき、河川水位等の状況に応じては、避難者をバスなどにより、高台にある指定避難所又は緊急避難所に搬送するなどの対応を想定します。

緊急避難所／越水などの危険を考慮し、浸水想定区域内の指定避難所で避難者の受入れが困難なときや指定避難所の収容人員が超過したときなどに開設する避難所です。

洪水浸水想定区域の見方



避難所や避難経路、避難するタイミングなどを確認しましょう。



日頃から下記のポイントを参考に、皆さん一人ひとりに合った避難方法を確認しておきましょう。
ポイント１　自分が住んでいる地区の洪水リスク
ポイント２　洪水時に得られる情報（情報の入手方法）
ポイント３　洪水時の自らの行動を想定
※いつ避難をはじめるか、どこに避難するか、避難経路の中に危険箇所があるか　など

●避難の仕方（主な基本行動）

①早めの避難
自宅 → 指定避難所（洪水時一時避難所）
※近くの洪水時一時避難所に避難した場合は、河川水位等の状況により、高台の避難所に搬送するなどの対応を想定しています。

②避難勧告等が発令された場合
自宅 → 高台の指定避難所又は緊急避難所
※自力で避難できる方は、洪水時一時避難所に避難せず、避難勧告等が発令された場合、高台の避難所に避難します。

③万が一、避難が遅れた場合（垂直避難）
避難所にとらわれることなく、近隣の安全な場所等への避難や、自宅の２階などへ移動（垂直避難）します。

注１）水戸市では、市民の皆さんが避難する場所に迷いを生じないように、河川水位等の状況を踏まえて、早めに、そして、具体的に情報を発信しますので、水戸市からの情報を確認してください。

注２）避難所で大勢の方との生活が困難な方は、指定避難所の職員等にお申し付けください。状況を確認の上、必要がある場合には、福祉避難所に搬送します。

1	洪水時に得られる情報（情報の入手方法）
2	いつ避難をはじめるか
3	どこに避難するか
4	避難経路の中に危険箇所があるか 等

自宅から避難所までの避難経路の地図を作成しておきましょう。

マイマップ・マイタイムライン

1：20,000　0　1,000　2,000m

令和2年7月公表

図４　洪水ハザードマップ（南地区版）

水戸市洪水ハザードマップ

那珂川・桜川・涸沼川

令和２年改訂版

南地区版

早めの避難行動で 逃げ遅れゼロへ!!

水戸市　分かりやすく具体的に、早めの避難情報を発信します。

市民　命を守るため、早めに避難を開始しましょう。

地図の表示範囲



水戸市を南北に分割して洪水ハザードマップを作成しています。この図面は**南地区版**です。

避難所や避難経路、避難するタイミングなどを確認しましょう。



日頃から下記のポイントを参考に、皆さん一人ひとりに合った避難方法を確認しておきましょう。

ポイント１　自分が住んでいる地区の洪水リスク
ポイント２　洪水時に得られる情報（情報の入手方法）
ポイント３　洪水時の自らの行動を想定
※いつ避難をはじめるか、どこに避難するか、避難経路の中に危険箇所があるか　など

●避難の仕方（主な基本行動）

①早めの避難
自宅 → 指定避難所（洪水時一時避難所）
※近くの洪水時一時避難所に避難した場合は、河川水位等の状況により、高台の避難所に搬送するなどの対応を想定しています。

②避難勧告等が発令された場合
自宅 → 高台の指定避難所又は緊急避難所
※自力で避難できる方は、洪水時一時避難所に避難せず、避難勧告等が発令された場合、高台の避難所に避難します。

③万が一、避難が遅れた場合（垂直避難）
避難所にとらわれることなく、近隣の安全な場所等への避難や、自宅の２階などへ移動（垂直避難）します。

注１）水戸市では、市民の皆さんが避難する場所に迷いを生じないように、河川水位等の状況を踏まえて、早めに、そして、具体的に情報を発信しますので、水戸市からの情報を確認してください。

注２）避難所で大勢の方との生活が困難な方は、指定避難所の職員等にお申し付けください。状況を確認の上、必要がある場合には、福祉避難所等に搬送します。

1	洪水時に得られる情報（情報の入手方法）	
2	いつ避難をはじめるか	
3	どこに避難するか	
4	避難経路の中に危険箇所があるか 等	

自宅から避難所までの避難経路の地図を作成しておきましょう。

マイマップ・マイタイムライン



－電話応答サービスについて－

水戸市では、避難情報などを防災行政無線（屋外スピーカー）、防災ラジオ、緊急速報メール等で発信します。

防災行政無線の放送内容は、電話応答サービスでも確認できます。

電話番号（自動音声）029-297-6287

※情報の伝達については、裏面をご確認ください。

避難所一覧

区分	名称	電話番号
指定避難所		
B-1	新荘市民センター	221-7851
	常磐市民センター	233-7005
	新荘小学校	221-4659
	常磐小学校	224-2272
	第一中学校	224-2424
C-1	三の丸市民センター	224-6600
	五軒市民センター	226-4156
	三の丸小学校	224-4533
	五軒小学校	224-2900
	第二中学校	224-4422
C-2	千波市民センター	243-3174
	千波小学校	243-1021
	千波中学校	248-4080
C-3	吉田市民センター	247-2316
	吉田小学校	247-5252
	第四中学校	247-5554
D-3	酒門市民センター	248-0024
	酒門小学校	247-5952
	稲荷第二小学校	248-8011
E-3	稲荷第一小学校	269-2253
F-3	常澄中学校	269-2116

区分	名称	電話番号
指定避難所（洪水時一時避難所）		
D-1	城東市民センター	221-9974
	城東小学校	231-4297
D-2	竹隈市民センター	231-2045
	浜田小学校	224-2717
	第三中学校	224-5508
E-2	上大野市民センター	221-4994
	上大野小学校	221-6242
E-3	稲荷第二市民センター	269-1031
E-4	大場市民センター	269-1006
	大場小学校	269-2103
F-3	稲荷第一市民センター	269-2213
	下大野市民センター	269-1288
	下大野小学校	269-2003
緊急避難所		
C-1	茨城大学附属小学校	221-2043
	水戸第一高等学校	224-2254
	水戸第二高等学校	224-2543
	水戸第三高等学校	224-2044
C-2	水戸南高等学校	247-6173
	吉田神社	247-6464

●避難所の説明

指定避難所／指定避難所（洪水時一時避難所*）は、水戸市内の全ての市民センター、市立小・中学校、国田義務教育学校です。災害の種別（地震、洪水等）に関わらず、自宅等が危険な場合や生活が困難なときに、はじめに避難する施設です。施設には、備蓄物資や防災資機材が備えてあり、寝泊りができます。

※**洪水時一時避難所**は、指定避難所のうち、浸水想定区域内にある避難所で、高齢者の方など、遠方まで避難することが困難な方に、早めに避難していただき、河川水位等の状況に応じては、避難者をバスなどにより、高台にある指定避難所又は緊急避難所に搬送するなどの対応を想定します。

緊急避難所／緊急などの危険を考慮し、浸水想定区域内の指定避難所で避難者の受入れが困難なときや指定避難所の収容人員が超過したときなどに開設する避難所です。

要配慮者等利用施設及び大規模工場

※水防法に基づき、浸水想定区域内の要配慮者等利用施設や大規模工場を表示しています。各施設と地域や行政との連携により、迅速かつ円滑な避難を目指します。

■高齢者施設
① デイサービス　なごみの家
② 住宅型有料老人ホーム(デイサービス)　まごころの家水戸若宮
③ サービス付高齢者向け住宅　ここいち水戸緑東
③ デイサービス　ここいち水戸緑東
④ デイサービス　ハートライフ緑東
⑤ デイサービスセンター和敬
⑥ サービス付高齢者向け住宅　ツクイ・サンフォレスト水戸
⑥ デイサービス　ツクイ・サンフォレスト水戸
⑦ 介護老人保健施設　しもいち
⑧ デイサービス　さくらさくら
⑨ いきいき交流センター　柳堀荘
⑩ デイサービス　野ばらしもいち館
⑪ 特別養護老人ホーム　ユーアイの家
⑪ デイサービス　ユーアイの家
⑪ ショートステイ　ユーアイの家
⑫ リハビリデイサービス　たんぽぽ
⑬ つねずみ接骨院　リハビリデイサービス
⑭ 介護老人福祉施設　グリーンハウスみと
⑭ デイサービス　あすか
⑮ グループホーム　あすなろ
⑮ ショートステイ　あんしゅ
⑯ トゥルーケアGH　メロン

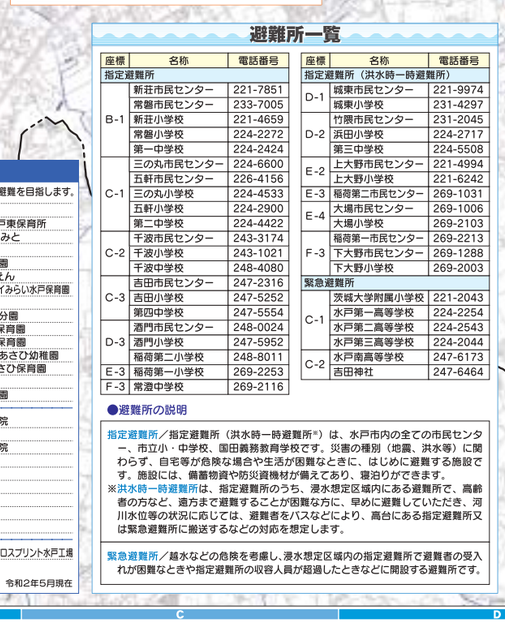
■障害者施設
⑰ 就労支援事業所　かしの木水戸
⑱ グループホーム　うさぎの家若宮
⑲ 障害者自立支援センター　みなみかぜ
⑳ 放課後等デイサービス　なかよし
㉑ グループホーム　はっぴいハウス7
㉒ 就労支援事業所　フレンドハウス
㉓ 就労移行支援及び就労継続支援A型　エナベル水戸駅南
㉓ 就労移行支援及び就労継続支援B型　エナベルbiz水戸駅南
㉔ 就労支援事業所　オールマスターズ
㉕ 合同会社　水戸就労ケアマネジメント
㉖ 特別就労支援センター　ココカラ
㉗ 生活訓練センター　ココカラlife
㉘ 放課後等デイサービス事業所　こども元気塾
㉙ 就労支援事業所　self-A・アドバンフォース水戸駅南
㉚ グループホーム　ユーアイホーム
㉚ クオリティ・オブ・ライフ千波支援教室
㉛ 生活介護・就労支援事業所　ユーアイファクトリー
㉜ 就労支援事業所　ユーアイキッチン
㉝ 児童通所支援事業所　こばんはうすさくら　水戸雷前電教室
㉞ グループホーム　あおい
㉟ 就労サポートセンター　うさぎファクトリー
㊱ あさひ弁当工房
㊲ 障害福祉サービス事業所　かがやき
㊲ グループホーム　かがやき
㊳ 茨城県立水戸高等特別支援学校

■乳幼児施設
㊴ わかな保育園
㊵ 茨城県福祉相談センター(中央児童相談所)
㊶ 若宮保育所
㊷ 緑東幼稚園
㊸ 杉山保育所
㊹ 水戸赤十字病院　いちょうの木保育園
㊺ 緑東保育所
㊻ すてっぷ保育園緑東
㊼ すずらん保育園
㊽ 水戸ヤクルト水戸東保育所
㊾ はみんぐぱーく・みと
㊿ こばと東保育園
(51) こばと保育園分園
(52) ユーアイほいくえん
(53) ニチイキッズニッセイさくらい水戸保育園
(54) 浜田幼稚園
(55) こばと東保育園分園
(56) こばとスイート保育園
(57) こばとラブリイ保育園
(58) 認定こども園　あさひ幼稚園
(59) はぐくみの森あさひ保育園
(60) のぎく保育園
(61) 常澄認定こども園

■医療機関
(62) 石島整形外科医院
(63) 水戸赤十字病院
(64) 鈴木産婦人科医院
(65) 青柳病院
(66) 青木医院
(67) 鈴木眼科医院
(68) 緑南病院
(69) 小松崎産婦人科
(70) 丹野病院

■大規模工場
(71) 株式会社　トッパンプロスプリント水戸工場

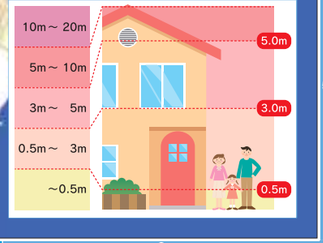
令和2年5月現在



凡　例

指定避難所	河川区域
緊急避難所	市町村界
防災行政無線	令和元年10月台風第19号により浸水した区域 ※この区域は、航空写真をもとに表示しています。

洪水浸水想定区域の見方



令和2年7月公表

図５　津波ハザードマップ



避難所等一覧

避難所

名　称	電話番号
下大野市民センター	269-1288
下大野小学校	269-2003
常澄中学校	269-2116

緊急避難場所

名　称	電話番号
茨城県立水戸高等特別支援学校	269-6212
茨城県立産業技術短期大学校	269-5500
鹿島臨海鉄道 常澄駅	

避難所等の説明

- **避難所**
  避難し寝泊まりすることができる施設であり、非常食・飲料水・毛布・簡易トイレなどを備えています。
  津波発生時又は発生のおそれがあるときは、上記避難所に加え、常澄地区の市民センター、小・中学校及び上大野市民センター・上大野小学校を避難所として開設します。
- **緊急避難場所**
  高台などに避難する時間がないときに、緊急的に避難するところです。

凡　例

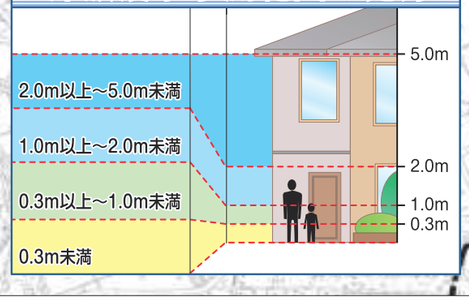
避難所　緊急避難場所　市町村界
東北地方太平洋沖地震の津波による市内の浸水区域

地図の表示範囲



水戸市内で津波による浸水のおそれがある地域を対象に津波ハザードマップを作成しています。

津波浸水予測範囲の見方



水戸市津波ハザードマップ

※この津波ハザードマップは、平成24年8月に茨城県が公表した津波浸水想定区域を基に作成しました。

このハザードマップは、全ての災害に対応するものではなく、記載された区域以外でも災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

平成25年1月公表

図６　土砂災害ハザードマップ①

水戸市土砂災害ハザードマップ　①

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

避難所一覧

名　　称	電 話 番 号
飯富市民センター	229-7002
飯富小学校	229-7104
飯富中学校	229-7132

凡　例

- 箇所名 箇所番号 → 黄：土砂災害警戒区域（裏面に説明を記載）
- 赤：土砂災害特別警戒区域（裏面に説明を記載）
- 避難所
- 市町村界

兎内
201-Ⅱ-001

新作
201-Ⅰ-038

釜井戸
201-Ⅱ-002

飯富中学校
飯富市民センター
飯富小学校

西田川
前沢川
藤井川
那珂川
国道123号

N

0　100　500m
1:10,000

平成27年6月公表

図７　土砂災害ハザードマップ②

水戸市土砂災害ハザードマップ ②

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

N

新作
201-I-038

飯富中学校
飯富市民センター
飯富小学校

藤井川

釜井戸
201-Ⅱ-002

那珂川

国道123号

田野川

椿川

椿川ダム

小香戸
201-I-039

0　100　500m
1:10,000

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

避難所一覧

名　称	電話番号
飯富市民センター	229-7002
飯富小学校	229-7104
飯富中学校	229-7132

凡　例

箇所名 箇所番号	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
		市町村界

平成27年6月公表

図８　土砂災害ハザードマップ③

水戸市土砂災害ハザードマップ ③

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

凡　例

箇所名 箇所番号 →	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
―…―		市町村界

避難所一覧

名　　称	電 話 番 号
渡里市民センター	221-3873
渡里小学校	221-6291
第五中学校	251-1414
常磐市民センター	233-7005
常磐小学校	224-2272

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

0　100　500m
1:10,000

平成27年6月公表

図９　土砂災害ハザードマップ④

★水戸市土砂災害ハザードマップ ④

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

凡　例

箇所名 箇所番号	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
		市町村界

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

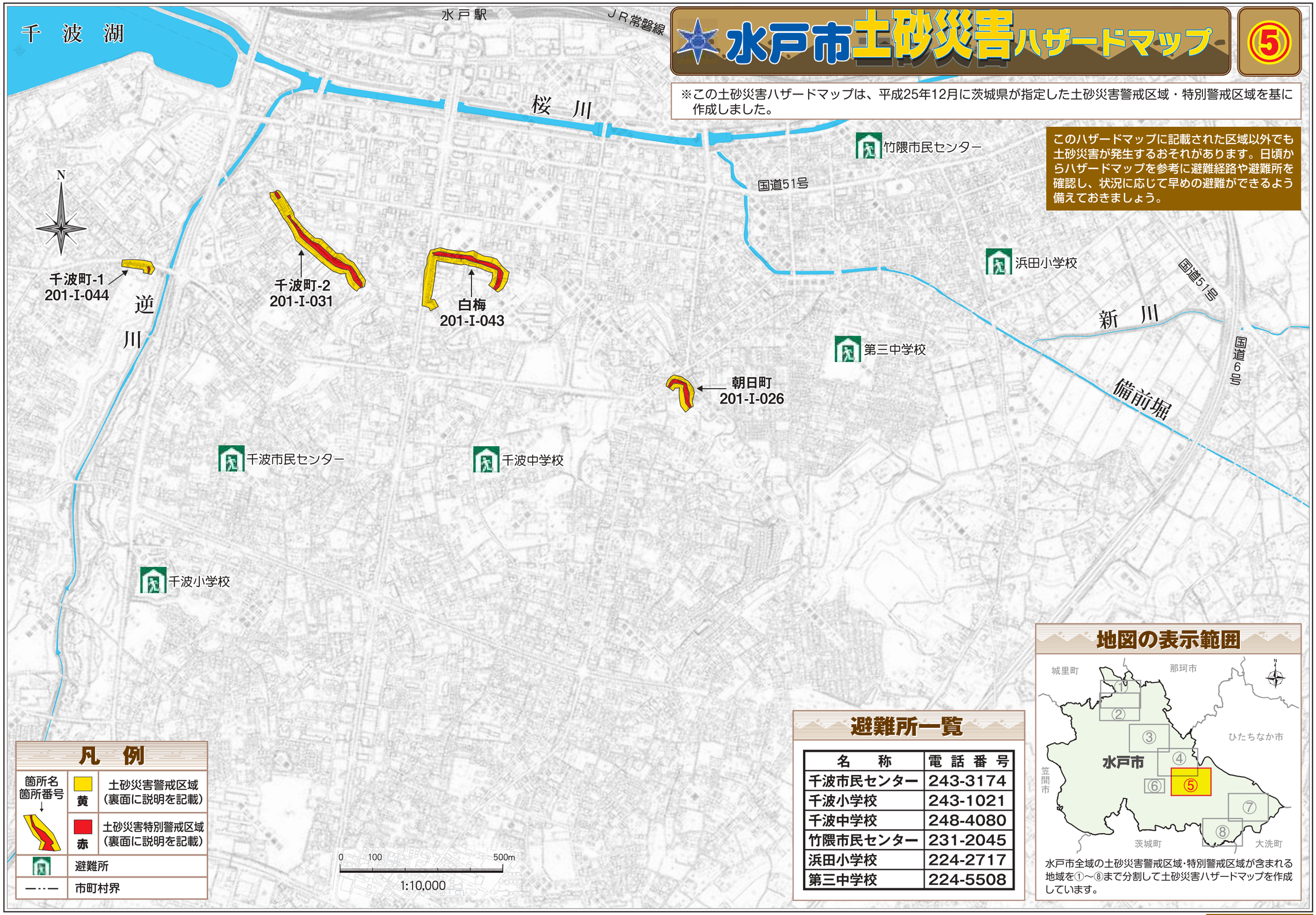
避難所一覧

名　称	電話番号
新荘市民センター	221-7851
新荘小学校	221-4659
第一中学校	224-2424
五軒市民センター	226-4156
五軒小学校	224-2900
三の丸市民センター	224-6600
三の丸小学校	224-4533
第二中学校	224-4422

0　100　500m
1:10,000

平成27年6月公表

図10　土砂災害ハザードマップ⑤



水戸市土砂災害ハザードマップ ⑤

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

凡　例

箇所名 箇所番号 ↓	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
ー･･ー		市町村界

避難所一覧

名　　称	電 話 番 号
千波市民センター	243-3174
千波小学校	243-1021
千波中学校	248-4080
竹隈市民センター	231-2045
浜田小学校	224-2717
第三中学校	224-5508

地図の表示範囲

水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

平成27年6月公表

図11　土砂災害ハザードマップ⑥

水戸市土砂災害ハザードマップ ⑥

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

凡　例

箇所名 箇所番号	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
ー･･ー		市町村界

避難所一覧

名　　称	電 話 番 号
緑岡市民センター	243-1020
緑岡小学校	241-1923
緑岡中学校	241-1069

桜川
狭間川
見川町-2
201-I-045
緑岡中学校
緑岡小学校
緑岡市民センター
国道50号
0　50　250m
1:5,000

平成27年6月公表

図12　土砂災害ハザードマップ⑦

水戸市土砂災害ハザードマップ ⑦

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

地図の表示範囲

水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。



凡　例

箇所名 箇所番号	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
―・・―		市町村界

避難所一覧

名　称	電話番号
稲荷第一市民センター	269-2213
稲荷第一小学校	269-2253
下大野市民センター	269-1288
下大野小学校	269-2003
常澄中学校	269-2116

平成27年6月公表

図13　土砂災害ハザードマップ⑧

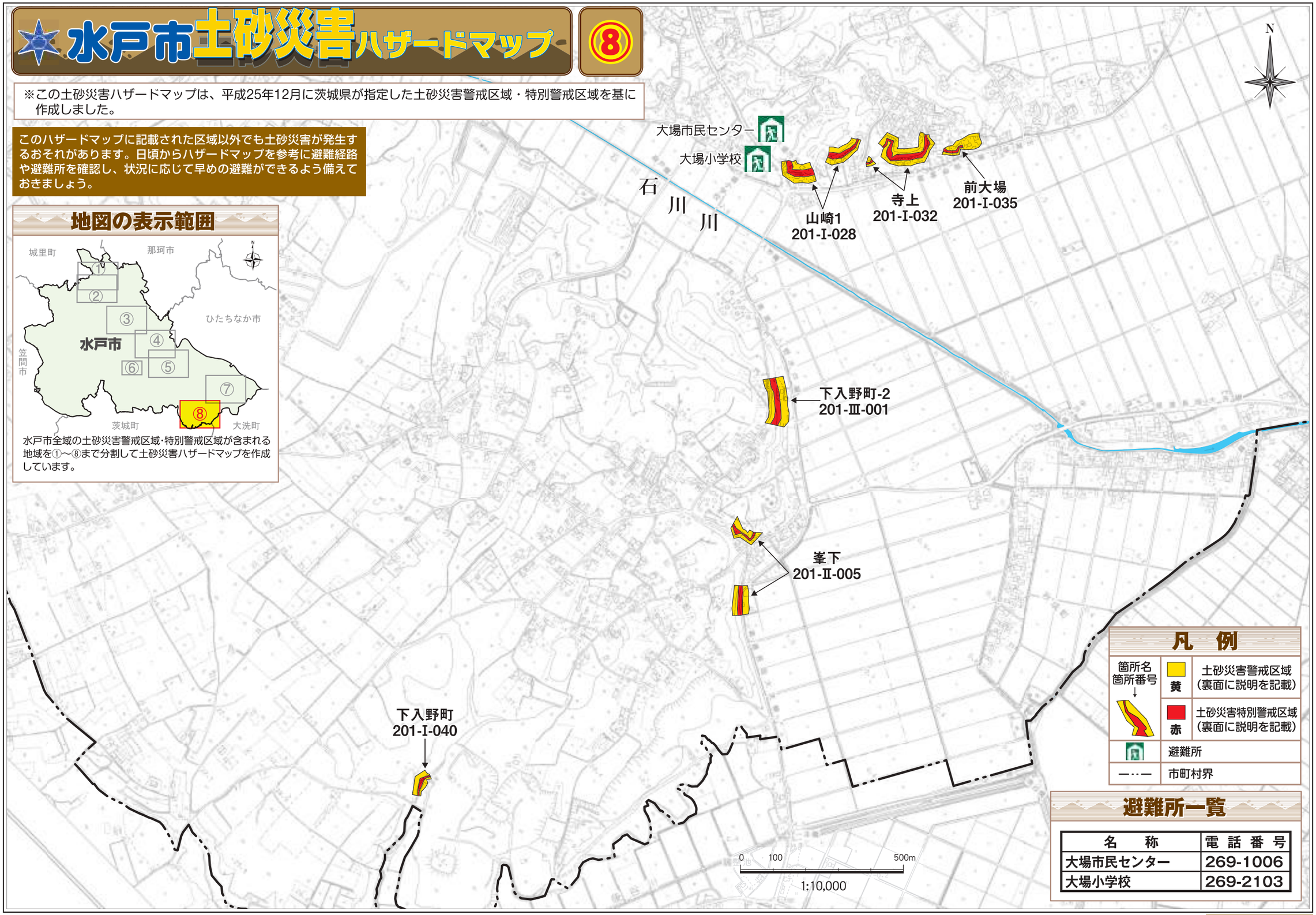
水戸市土砂災害ハザードマップ ⑧

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

地図の表示範囲

水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。



凡　例

箇所名 箇所番号	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
		市町村界

避難所一覧

名　称	電話番号
大場市民センター	269-1006
大場小学校	269-2103

平成27年6月公表

水戸市地域防災計画修正年度

1	昭和４２年３月	
2	昭和４３年３月	
3	昭和４４年３月	
4	昭和４５年３月	
5	昭和４６年３月	
6	昭和４７年３月	
7	昭和４８年３月	
8	昭和４９年３月	
9	昭和５０年３月	
１０	昭和５１年３月	
１１	昭和５２年３月	
１２	昭和５３年３月	
１３	昭和５４年３月	
１４	昭和５５年３月	
１５	昭和５６年３月	
１６	昭和５７年３月	
１７	昭和５８年３月	
１８	昭和５９年３月	
１９	昭和６０年３月	
２０	昭和６１年３月	
２１	昭和６２年３月	
２２	昭和６３年３月	
２３	平成 元 年３月	
２４	平成 ２ 年３月	
２５	平成 ３ 年３月	
２６	平成 ４ 年３月	
２７	平成 ６ 年３月	
２８	平成 ８ 年３月	（震災対策編の改定）
２９	平成１１年３月	
３０	平成１２年３月	
３１	平成１４年３月	
３２	平成１５年３月	
３３	平成１６年３月	
３４	平成２２年３月	（風水害対策計画編の改定）
３５	平成２３年３月	（震災対策計画編の改定）
３６	平成２５年５月	（原子力災害対策計画編の改定） （震災対策計画編を地震災害対策計画編・津波災害対策計画編に改編）
３７	平成２８年７月	（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編の改定） （風水害対策計画編の改定），（原子力災害対策計画編の改定）
３８	令和３年８月	（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編の改定） （風水害対策計画編の改定），（原子力災害対策計画編の改定）

水戸市地域防災計画

編集発行 ： 水戸市防災会議
事 務 局 ： 水戸市市民協働部防災・危機管理課
電　　話 ： 029-232-9152
作　　成 ： 昭和４１年４月